

令和 7 年度

藤枝市の福祉



Fujieda City

こども☆みらい☆輝くまち
For the future, For the children

**藤枝市健康福祉部
(藤枝市福祉事務所)**

1 藤枝市の沿革と概要	1
(1)位置・地勢 (2)市域の変遷 (3)人口と世帯数 (4)地区別人口・世帯数及び高齢化率 (5)人口ピラミッド (6)年齢別 (3 区分) 人口構成	
2 機構・事務分掌図	3
3 令和7年度藤枝市当初予算（一般会計）	6
4 民生委員・児童委員	7
(1)民生委員・児童委員の問題別相談指導件数の推移 (2)民生委員・児童委員協議会組織図 (3)協力員の配置状況	
5 生活福祉	9
(1)生活保護 (2)自立生活支援	
6 身体障害者福祉	14
(1)年齢別・等級別手帳交付状況 (2)身体障害者サービス利用状況 (3)手話教室 (4)手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣	
7 知的障害者福祉	18
(1)年齢別・等級別手帳交付状況 (2)障害児（者）ライフサポート事業	
8 精神障害者福祉	19
(1)等級別手帳交付状況 (2)精神障害者サービス利用状況 (3)精神保健福祉講座 (4)精神保健福祉ネットワーク会議	
9 障害者福祉全般	22
(1)障害福祉サービス (2)高額障害福祉サービス費給付 (3)相談支援事業 (4)地域生活支援事業 (5)福祉施設利用者の一般就労移行促進 (6)障害者優先調達推進事業 (7)藤枝市地域自立支援協議会 (8)特別障害者手当等制度 (9)重度障害者医療費助成制度	
10 老人福祉	30
(1)はつらつシニア生きがい支援事業 (2)老人福祉センター事業 (3)老人福祉施設入所措置事業 (4)老人クラブ補助事業 (5)集会所設置費補助事業（簡易老人憩いの家備品購入） (6)老人ホーム施設管理運営事業 (7)介護・福祉ぷらん 21 推進事業	
11 介護保険	37
(1)被保険者の状況 (2)保険料等の状況 (3)要介護（要支援）認定状況 (4)介護認定審査会 (5)居宅介護（介護予防）サービス (6)地域密着型（介護予防）サービス (7)施設介護サービス (8)介護給付適正化事業 (9)介護・福祉ぷらん 21 推進協議会 (10)地域支援事業	
12 児童福祉	53
(1)保育所 (2)幼稚園 (3)認定こども園 (4)地域型保育事業 (5)家庭児童相談 (6)発達支援事業 (7)障害児（児童）通所支援事業(8)障害児相談支援 (9)高額障害児通所給付 (10)児童手当制度 (11)子育て支援事業 (12)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (13)こども医療費助成制度 (14)未熟児養育医療費助成 (15)こども食堂実施支援事業	
13 ひとり親家庭等福祉	77
(1)児童扶養手当制度 (2)母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況 (3)静岡県育英会奨学金貸付状況 (4)ひとり親家庭等医療費助成制度 (5)母子家庭等援助事業 (6)母子家庭自立支援給付金事業 (7)母子生活支援施設入所措置事業	
14 戦傷病者・戦没者遺族等の援護	80
(1)遺家族等援護事業 (2)戦傷病者・戦没者遺族等の援護	
15 その他の福祉活動	82
(1)福祉センター事業 (2)社会福祉法人指導監督事業 (3)社会福祉法人及び介護保険事業所の指導監査 (4)日本赤十字社藤枝地区事業 (5)血液事業啓発・促進事業 (6)災害見舞金交付事業 (7)住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業 (8)電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業 (9)住民税非課税世帯に対する物価高騰対策給付金事業 (10)新たに住民税非課税・均等割のみ課税となる世帯に対する物価高騰対策給付金事業（住民税非課税・均等割のみ課税世帯へのこども加算） (11)定額減税補足給付金事業	
16 藤枝市社会福祉協議会	86

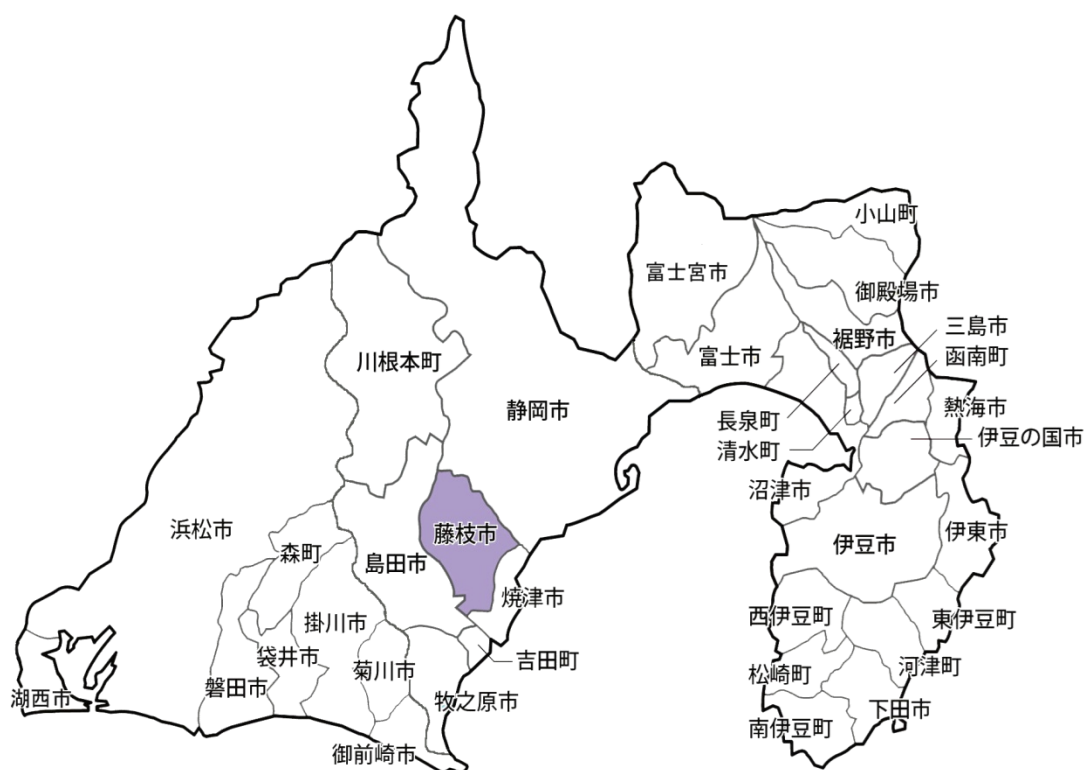
17	本冊における用語の解説	94
18	社会福祉関係施設一覧表	96

※本冊内の表中、特に注記がないものについては年度表記

1 藤枝市の沿革と概要

(1) 位置・地勢

位 置	東 経	138° 15' 39"
	北 緯	34° 51' 51"
面 積		194.06km ²
広 ばう	東 西	16.3km
	南 北	22.2km
標 高		22.65m



(2) 市域の変遷

昭和 29 年 3 月 31 日	市制施行 「藤枝市」設置 藤枝町、青島町、稲葉村、葉梨村、高洲村、大洲村が合併 瀬戸谷村を編入
昭和 30 年 2 月 25 日	
昭和 32 年 4 月 1 日	広幡村を編入（一部地域を除く）
平成 21 年 1 月 1 日	岡部町を編入

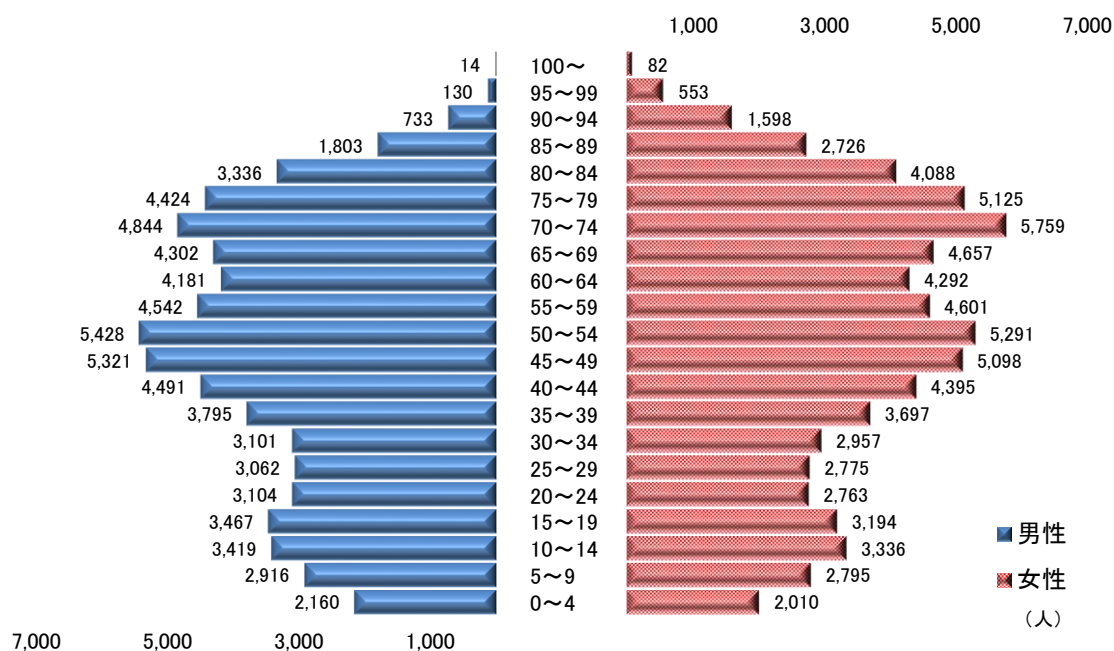
(3) 人口と世帯数（令和 7 年 3 月 31 日現在：住民基本台帳）

人 口	139,290 人
世帯数	62,002 世帯

(4) 地区別人口・世帯数及び高齢化率（令和7年3月31日現在：住民基本台帳）

地区	総人口(人)			世帯数 (戸)	65才以上人口(高齢化率)						75才以上人口(後期高齢化率)					
	男	女	計		男		女		計		男		女		計	
					人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
瀬戸谷	927	937	1,864	862	428	46.17	477	50.91	905	48.55	222	23.95	270	28.82	492	26.39
稲 葉	1,366	1,398	2,764	1,206	452	33.09	559	39.99	1,011	36.58	228	16.69	313	22.39	541	19.57
葉 梨	6,215	6,382	12,597	5,369	1,821	29.30	2,175	34.08	3,996	31.72	923	14.85	1,179	18.47	2,102	16.69
広 幡	4,229	4,285	8,514	3,600	1,134	26.81	1,412	32.95	2,546	29.90	621	14.68	824	19.23	1,445	16.97
西益津	4,168	4,453	8,621	3,849	1,370	32.87	1,717	38.56	3,087	35.81	831	19.94	1,095	24.59	1,926	22.34
藤 枝	9,731	10,469	20,200	9,100	3,078	31.63	4,004	38.25	7,082	35.06	1,751	17.99	2,523	24.10	4,274	21.16
青 島	20,024	21,068	41,092	18,833	5,067	25.30	6,586	31.26	11,653	28.36	2,701	13.49	3,893	18.48	6,594	16.05
高 洲	12,250	12,697	24,947	11,088	3,064	25.01	3,805	29.97	6,869	27.53	1,761	14.38	2,265	17.84	4,026	16.14
大 洲	4,247	4,348	8,595	3,639	1,267	29.83	1,620	37.26	2,887	33.59	704	16.58	964	22.17	1,668	19.41
岡 部	4,893	5,203	10,096	4,456	1,836	37.52	2,274	43.71	4,110	40.71	996	20.36	1,379	26.50	2,375	23.52
計	68,050	71,240	139,290	62,002	19,517	28.68	24,629	34.57	44,146	31.69	10,738	15.78	14,705	20.64	25,443	18.27

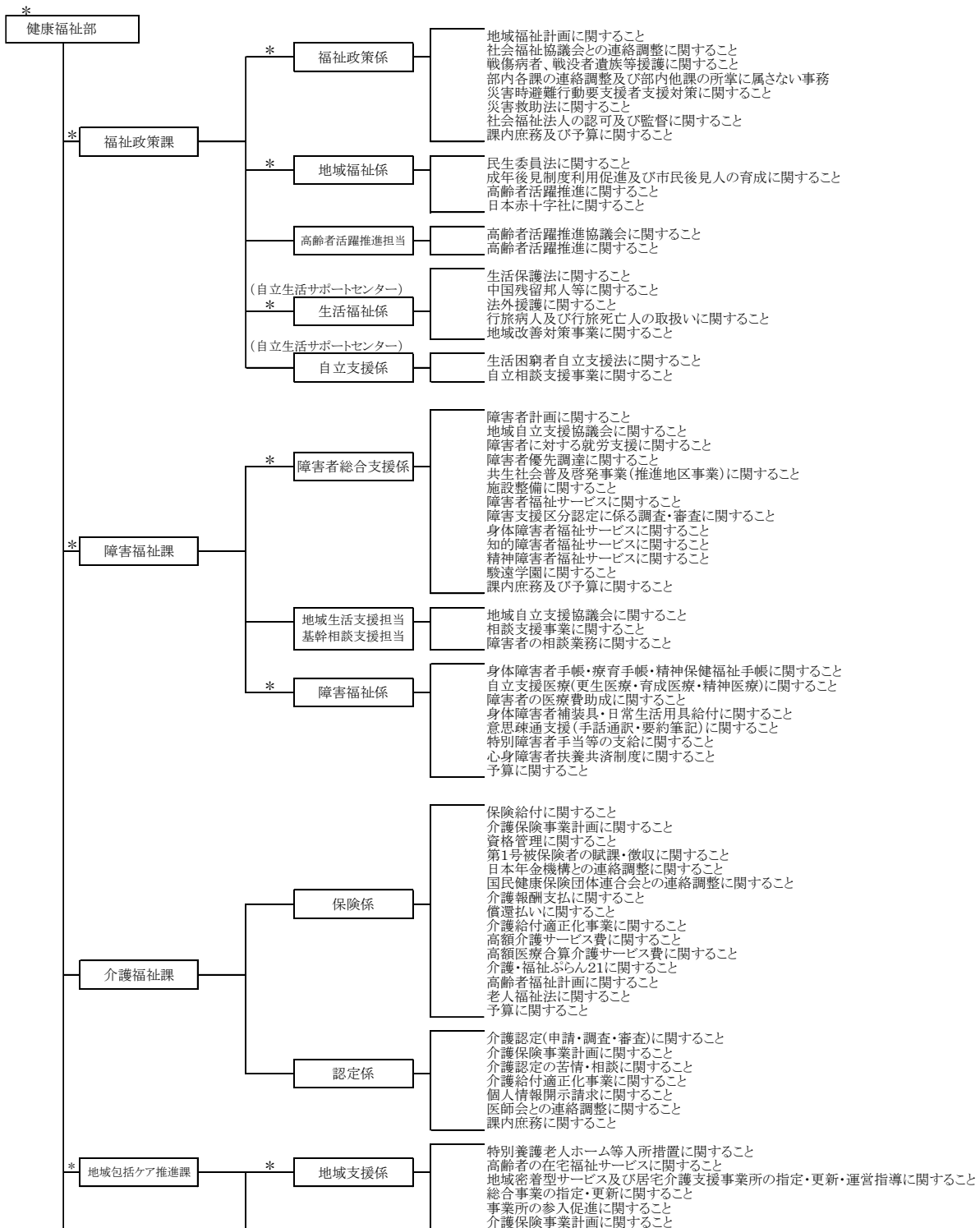
(5) 人口ピラミッド（令和7年3月31日現在：住民基本台帳）

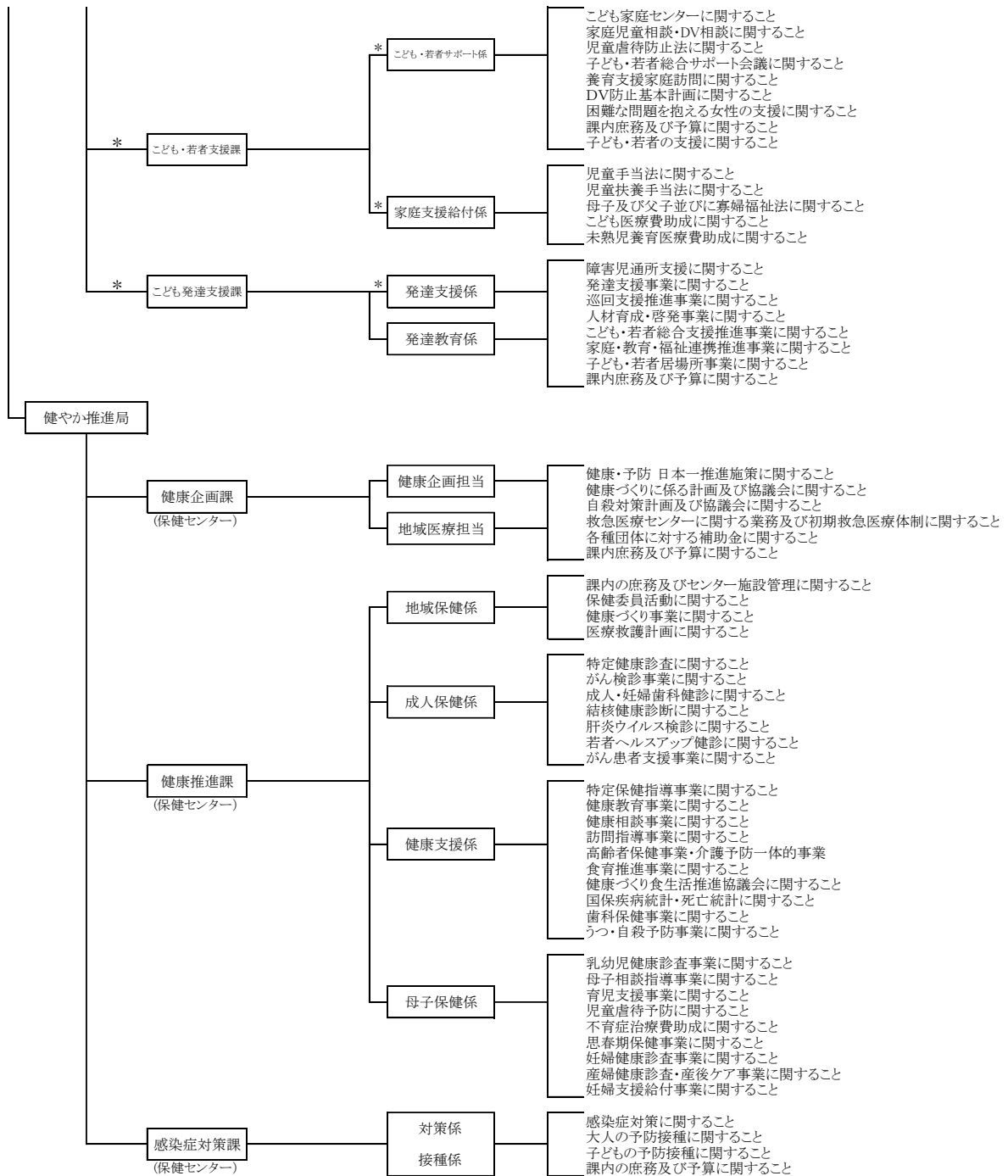


(6) 年齢別（3区分）人口構成（令和7年3月31日現在：住民基本台帳）

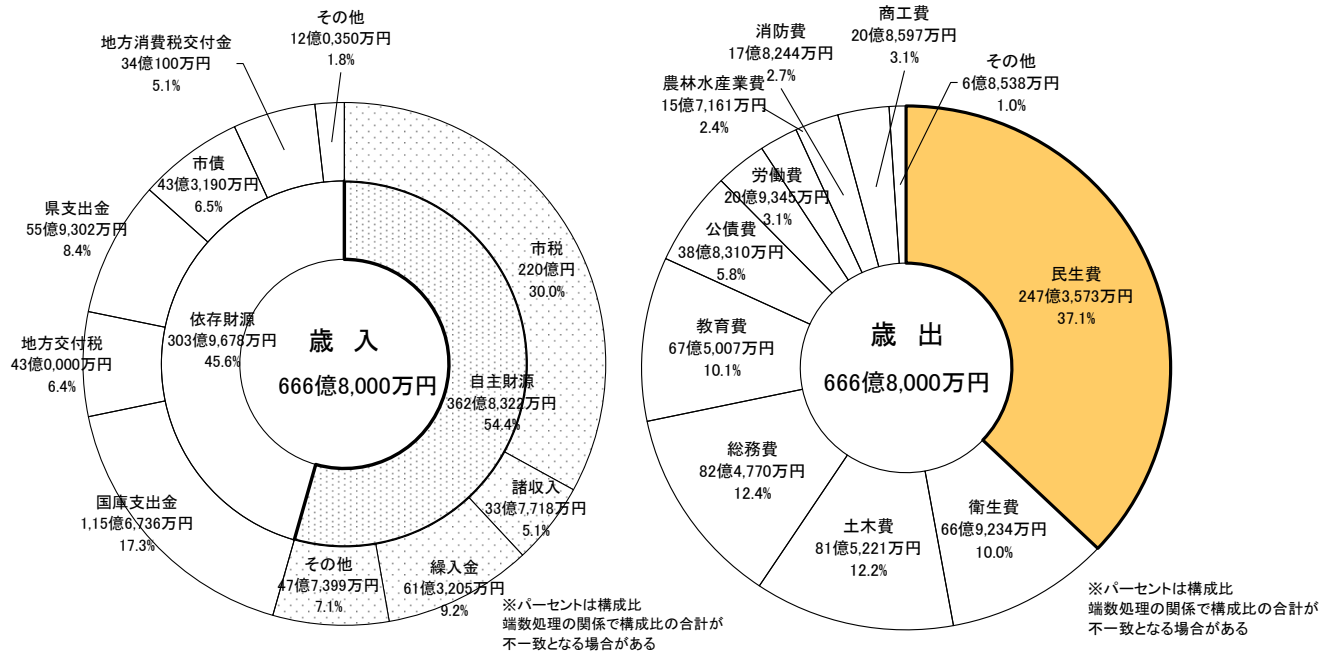
	人口(人)			構成比 (%)
	男	女	合計	
年少人口	8,223	7,841	16,064	11.5
生産年齢人口	40,310	38,770	79,080	56.8
高齢者人口	19,517	24,629	44,146	31.7
合計	68,050	71,240	139,290	100.0

2 機構・事務分掌図（令和7年4月1日現在）＊印は福祉事務所





3 令和7年度藤枝市当初予算(一般会計)



◆民生費の内訳

(単位：千円)

	令和7年度当初予算			令和6年度当初予算
	予算額	構成比	前年比	
民生費	24,735,730	100.0	109.8	22,528,020
社会福祉費	4,817,820	19.5	107.8	4,468,798
社会福祉総務費	491,057	2.0	115.3	426,078
身体障害者福祉費	91,876	0.4	99.1	92,721
知的障害者福祉費	963	0.0	36.7	2,623
精神障害者福祉費	1,390	0.0	99.3	1,400
遺家族等援護費	1,677	0.0	23.9	7,017
国民年金費	30,000	0.1	100.0	30,000
国民健康保険費	1,232,153	5.0	110.4	1,115,675
障害者自立支援費	2,915,556	11.8	106.0	2,749,556
生活困窮者自立支援費	53,148	0.2	121.5	43,728
老人福祉費	2,968,882	12.0	115.5	2,570,774
老人福祉総務費	650,050	2.6	169.5	383,490
老人ホーム施設費	161,300	0.7	133.9	120,500
介護保険費	2,157,532	8.7	104.4	2,066,784
児童福祉費	12,245,954	49.5	110.5	11,081,359
児童福祉総務費	426,776	1.7	106.0	402,567
子ども・子育て推進費	6,897,285	27.9	114.0	6,051,892
児童支援費	4,221,850	17.1	117.4	3,597,480
母子福祉費	19,300	0.1	127.0	15,200
保育所費	579,541	2.3	61.8	938,050
こども家庭相談費	101,202	0.4	132.9	76,170
生活保護費	1,199,323	4.8	101.6	1,180,785
生活保護総務費	98,823	0.4	123.1	80,285
扶助費	1,100,500	4.4	100.0	1,100,500
医療福祉費	3,503,174	14.2	108.6	3,225,804
重度心身障害者医療助成費	255,400	1.0	99.4	257,000
ひとり親家庭等医療助成費	25,800	0.1	63.5	40,600
精神障害者医療助成費	34,000	0.1	97.1	35,000
こども医療助成費	972,600	3.9	129.7	749,700
老人保健費	2,203,314	8.9	103.4	2,130,444
未熟児養育医療助成費	12,060	0.0	92.3	13,060
災害救助費	577	0.0	115.4	500
災害救助費	577	0.0	115.4	500

4 民生委員・児童委員【民生委員法、児童福祉法 § 16】

民生委員・児童委員（民生委員は児童委員を兼ねる）は3年の任期内、それぞれの地域で、地域住民の生活状態を把握し、援助を必要とする者の相談に応じ、福祉サービス等の情報の提供や援助を行うとともに、登下校時の児童の見守りなども行っています。市内各地区に法定地区民児協があり、その集まりとして任意の団体である市民生委員・児童委員協議会（民児協）が組織されています。また、令和元年12月に創設された県の「民生委員・児童委員協力員」制度を活用し、民生委員の負担軽減や、地域住民が助け合うことができる体制づくりを整えています。

(1) 民生委員・児童委員の問題別相談指導件数の推移（各年度3月31日現在 単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
委員数	242	243	238	240	240
男	101	100	100	100	100
女	141	143	138	140	140
在宅福祉・地域福祉	1,039	987	932	967	953
家族関係	211	149	150	109	101
住居	38	36	36	87	126
健康	172	252	217	213	192
仕事	20	53	64	68	60
生活費	126	98	110	78	103
年金保険	11	6	28	6	5
健全育成・非行・養護	312	272	227	158	132
生活環境	225	221	202	235	345
その他	2,509	3,134	3,015	3,080	2,868
計	4,663	5,208	4,981	5,001	4,885

(2) 民生委員・児童委員協議会組織図

[任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日]

(令和7年3月31日現在)

市民生委員・児童委員協議会	(法定) 地区民生・児童委員協議会
会長（1名） 副会長（2名） 副会長・会計（1名） 地区会長 専門部会長 主任児童委員連絡会長 監事（2名）	稲瀬地区（13名） 広幡地区（12名） 藤枝第1地区（15名） 青島第1地区（34名） 高洲第1地区（18名） 大洲地区（14名） 葉梨地区（19名） 西益津地区（18名） 藤枝第2地区（22名） 青島第2地区（32名） 高洲第2地区（15名） 岡部地区（28名）
専門部会	連絡会
生活援護部会（38名） 児童福祉部会（41名） 母子・父子福祉部会（43名） 高齢者福祉部会（40名） 障害者福祉部会（39名） 地域福祉部会（39名）	主任児童委員連絡会（23名）

(3) 協力員の配置状況

(各年度 3 月 3 1 日現在 単位: 人)

年 度	2	3	4	5	6
新規配置 人数	2	0	1	1	1
地区名	西益津地区 青島第 2 地区		西益津地区	西益津地区	葉梨地区

5 生活福祉

(1) 生活保護【生活保護法】

憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮している者に対し、最低限度の生活を保障するためにその困窮程度に応じた必要な保護を行い、あわせて自立支援プログラムにより自立を促し、被保護者一人ひとりの幅広い自立を目指した支援を行っています。

ア 保護率の推移

藤枝市の保護率は、平成 9 年度までは 0.07%前後と低い数値で推移してきましたが、平成 10 年度から上昇を始め、平成 17 年度末には 0.18%となりました。平成 20 年の世界経済同時不況により、また近年では令和 3、4 年のコロナ禍で保護率は上昇しましたが、令和 5 年度末では 0.45%、令和 6 年度末では 0.46%とこの一年ではほぼ横ばいに推移しています。

本市の保護率は、近隣の焼津市や島田市より低く、県平均以下ではありますが、高齢化や俗に言われている 8050 問題など社会情勢の変化に伴い保護率は上昇しています。

令和 6 年度の新規開始ケースは、99 世帯 113 人となっております。傾向としましては、高齢世帯が多くを占めますが、稼働年齢であっても疾患等により働くことができない 40～50 代の申請も増えてきています。

(ア) 被保護世帯人員及び保護率

(各年度 3 月 31 日現在 単位：世帯、人、%)

年 度	2	3	4	5	6
保護世帯	454	488	524	536	561
実人員	565	597	637	632	649
生活扶助	444	473	505	496	504
住宅扶助	471	491	518	511	541
教育扶助	29	27	8425	25	21
医療扶助	439	468	508	538	566
介護扶助	110	113	122	133	158
出産扶助	1	2	0	1	2
生業扶助	13	108	123	84	82
葬祭扶助	5	14	9	11	2
保護率	0.37	0.40	0.46	0.45	0.46

※出産・生業・葬祭扶助の人員は年度内の延人数です。

(イ) 地区別保護率

(各年 5 月 31 日現在 単位: %)

地 区	2	3	4	5	6
瀬戸谷	0.03	0.14	0.15	0.10	0.05
稲 葉	0.03	0.07	0.10	0.14	0.15
葉 梨	0.20	0.21	0.25	0.28	0.37
広 幡	0.07	0.10	0.09	0.13	0.14
西益津	0.41	0.46	0.47	0.48	0.43
藤 枝	0.43	0.46	0.55	0.59	0.53
青 島	0.40	0.47	0.45	0.50	0.51
高 洲	0.20	0.21	0.19	0.26	0.24
大 洲	0.35	0.32	0.38	0.38	0.46
岡 部	0.11	0.18	0.24	0.20	0.23
市内計	0.37	0.40	0.42	0.40	0.39
県	0.86	0.87	0.90	0.92	0.93
国	1.64	1.64	1.63	1.62	1.63

※国及び県の値は集計時における最新の数値です。

イ 保護の現状

生活保護には、生活扶助、医療扶助、住宅扶助、教育扶助等 8 つの種類があり、金銭の給与・貸与や現物の給付、医療の給付などにより実施されます。

生活保護の受給開始にあたっては、要保護者の資産、収入の状況、就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況などを調査し、保護の可否を決定しています。

(ア) 世帯の受給期間の状況

(各年度 3 月 31 日現在 単位: 世帯、%)

区分 \ 年度		2	3	4	5	6
1 年未満	世帯数	80	89	86	80	86
	比率	17.6	18.2	16.4	15.0	15.3
1 年以上 3 年未満	世帯数	110	122	139	146	125
	比率	24.2	25.0	26.5	27.2	22.3
3 年以上 5 年未満	世帯数	82	77	82	89	103
	比率	18.1	15.8	15.7	16.6	18.4
5 年以上 10 年未満	世帯数	85	104	121	120	138
	比率	18.7	21.3	23.1	22.4	24.6
10 年以上	世帯数	97	96	96	101	109
	比率	21.4	19.7	18.3	18.8	19.4
計	世帯数	454	488	524	536	561
	比率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(イ) 保護の開始、廃止の状況

(単位：件、世帯、人)

年 度	2	3	4	5	6
申請件数	100	117	116	108	118
却下件数	7	7	11	10	17
取下件数	4	4	5	5	2
開始世帯	94	103	102	97	99
開始人員	115	121	128	123	113
廃止世帯	61	65	65	88	72
廃止人員	70	81	72	114	93

(ウ) 医療扶助受給者状況【生活保護法 § 15、§ 34】

困窮のため適正な医療を受けることのできない者に対して、診察や薬剤又は治療、医学的処置、手術、入院など必要な医療の給付を行っています。

(単位：人)

年 度			2	3	4	5	6
医 療	入 院	精 神	63	46	81	60	53
		その他	341	314	347	307	285
		計	404	360	428	367	338
	外 来	精 神	179	294	706	1,077	983
		その他	4,468	4,828	4,787	5,015	4,696
		計	4,647	5,122	5,493	6,092	5,679

(エ) 生活保護施設措置状況【生活保護法 § 30】

生活扶助は、被保護者の居宅において行うことが基本となっていますが、居宅での生活が困難な場合には、被保護者を救護施設、更生施設等の施設へ入所させて保護しています。

(令和7年3月31日現在 単位：人)

種 別	施 設 名	人 員
救護施設	葵 寮	2
	清 風 寮	5
	静岡市救護所	3
	讃 栄 寮	2
	神 ケ 谷 園	1

(2) 自立生活支援【生活困窮者自立支援法】

平成27年4月1日「生活困窮者自立支援法」の施行にあわせ「藤枝市自立生活サポートセンター」を開設しました。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」を拡充し、包括的な支援体制を創設し、早期発見・早期支援を目指すものです。対象者は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる方となります。

市では、法に基づく事業のうち、自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業・住居確保給付金・居住支援事業・学習チャレンジ支援事業の6事業を実施しています。

ほかに、ひきこもり対策事業、包括的相談支援事業を行っています。

ア 自立相談支援事業

生活困窮者の様々な相談に応じ状況把握を行い、個々人の状態にあった支援計画を作成し、必要な支援に繋がっています。

(各年度年間実件数)

年 度	2	3	4	5	6
新規相談受付件数	926	570	458	350	337

イ 家計改善支援事業

お金の困りごとを入り口に生活再建を考え、相談者の抱える複合的な課題に対して、適切な支援に繋がっていきます。

(各年度年間実件数)

年 度	2	3	4	5	6
家計相談件数	467	539	503	537	464

ウ 就労準備支援事業

生活リズムが崩れている等、就労に向けて準備が必要な方を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて支援を実施しています。

(各年度年間実件数)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	1	1	1	1	0
利用日数	22	87	28	11	0

エ 住居確保給付金

住宅を失った・あるいは失う恐れのある離職者のうち、常用就職等の意欲がある人に住居を確保するための給付金を支給しています。

(各年度年間実件数)

年 度		2		3		4		5		6	
4 月 ～ 3 月		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
給 付	単身	37	3,550,600	5	319,200	6	534,400	0	0	2	54,800
	複数	11	1,242,000	7	952,400	3	200,500	0	0	0	0
合 計		48	4,792,600	12	1,271,600	9	734,900	0	0	2	54,800

オ 居住支援事業

住居のない生活困窮者に一定期間に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与を実施し、就労へ結びつくように支援しています。

(各年度年間実人数)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	3	1	1	0	2

カ 学習チャレンジ支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の高校1年生、中学生を対象に学習の場を提供し、教育相談及び学習支援を行っています。

(各年度年間実績数)

年 度	2	3	4	5	6
延べ参加者 (人)	1,337	946	2,043	1,847	2,429
学習教室開校日 (日)	74	67(13)	84(6)	78(12)	90(8)
延べ教育相談 (回)	227	214	377	533	617

※ () 内数字は、中学3年生のみを対象とした特別開校

キ ひきこもり対策事業

ひきこもりに悩む当事者や家族への訪問やLINE相談等の支援を行っています。

(各年度年間実績数)

年 度	2	3	4	5	6
延べ相談人数	—	57	122	107	84
実人数	—	13	16	28	17

ク 包括的相談支援事業

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、介護、障害、子ども、生活困窮など、分野別の支援体制では複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な場合に、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を進めるため、「重層的支援体制整備事業」が創設されました。そのうち、「参加支援及びアウトリーチ等を通じた継続的支援」事業と、多機関協働事業を行っています。

(各年度年間延べ件数)

年 度	2	3	4	5	6
参加支援	—	—	—	—	15
アウトリーチ等を通じた継続的支援	—	—	—	—	24
多機関協働	—	—	—	—	4

6 身体障害者福祉

(1) 年齢別・等級別手帳交付状況【身体障害者福祉法 § 15】

障害者総合支援法によるサービスの給付をはじめとするいろいろな支援を受けるには、身体障害者手帳を所持する必要があります。手帳は、身体に障害（視覚、聴覚、平衡感覚・音声・言語またはそしゃくの各機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・免疫・肝臓の各機能）があることを証明するもので、身体障害者福祉法に基づき県知事から交付されます。市では、手帳の取得にかかる申請手続きを行っています。

（各年度 3 月 31 日現在 単位：人）

年 度	年齢階層	総 数	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢 体 不 自 由	内部障害
2	総 数	4,248	258	263	61	2,205	1,419
	18 才以上	4,124	255	253	60	2,165	1,391
	18 才未満	82	3	10	1	40	28
3	総 数	4,248	251	263	60	2,210	1,464
	18 才以上	4,154	247	254	59	2,163	1,431
	18 才未満	94	4	9	1	47	33
4	総 数	4,207	252	259	61	2,149	1,486
	18 才以上	4,117	248	251	60	2,104	1,454
	18 才未満	90	4	8	1	45	32
5	総 数	4,069	254	238	56	2,032	1,489
	18 才以上	3,986	249	233	55	1,991	1,458
	18 才未満	83	5	5	1	41	31
6	総 数	4,072	284	258	60	1,931	1,539
	18 才以上	3,984	278	250	59	1,891	1,506
	18 才未満	88	6	8	1	40	33

（令和 7 年 3 月 31 日現在 単位：人）

障害等級	総 数	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢 体 不 自 由	内部障害
1 級	1,565	88	26	0	503	948
2 級	554	111	44	1	382	16
3 級	665	10	37	41	320	257
4 級	863	18	58	18	451	318
5 級	226	49	2	0	175	0
6 級	199	8	91	0	100	0
総 数	4,072	284	258	60	1,931	1,539

※障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級の順です。

(2) 身体障害者サービス利用状況【障害者総合支援法】

ア 自立支援医療（更生医療）給付【障害者総合支援法 § 2、§ 6】

18 歳以上の身体障害者手帳所持者に対して、動かなくなった関節を動くようにする手術や角膜移植、人工透析など、日常生活能力、社会生活能力または職業能力の回復や向上、獲得を目的に実施される医療に要する費用の一部を助成しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
給付件数	1,509	1,541	1,429	1,380	1,274

イ 自立支援医療（育成医療）給付【障害者総合支援法 § 2、§ 6】

肢体不自由や先天的な心臓疾患などがあり、将来障害を残す可能性のある 18 歳未満の児童で確実な治療効果が期待できる者に、必要な医療に要する費用の一部を助成しています。

なお、この給付に係る支給認定事務は、県から全市町に平成 25 年 4 月から権限移譲されました。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
給付件数	45	39	24	20	13

ウ 補装具給付【障害者総合支援法 § 2、§ 6】

身体障害者の日常生活や社会生活向上を図るため、失われた身体機能を補うための用具（補装具：義肢、歩行補助杖、補聴器など）の購入や修理に対する費用の一部（所得制限あり）を助成しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
給付件数	167	184	188	187	178

エ 日常生活用具等給付【障害者総合支援法 § 2、§ 77】

身体障害者の日常生活や社会生活向上を図るため、日常生活の用具（入浴補助用具、文書読み上げ装置、視覚障害者用通信装置など）の購入に対して費用の一部（所得制限あり）を助成しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
給付件数	3,193	3,336	3,330	3,499	3,655

オ 重度障害者等タクシー料金の助成【市単独事業：藤枝市重度障害者等タクシー料金助成要綱】

日常生活の利便性及び経済的負担の軽減を図るため、重度障害者が通院や社会参加又は日常生活圏の拡大のためにタクシーを利用した場合、1回乗車につき1,000円を上限に、タクシー料金の半額を助成しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
助成件数	20,197	19,164	18,700	15,962	13,489

カ 重度心身障害者等紙オムツ助成【市単独事業：藤枝市重度心身障害者等紙おむつ助成事業実施要綱】

在宅の重度心身障害者で紙オムツを使用する方（身体障害者手帳1・2級または療育手帳A所持者で常に失禁状態の方）に対して購入費の一部（年36,000円上限）を助成しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
助成件数	73	75	77	73	71

キ 重度心身障害者短期入所事業【障害者総合支援法 § 2、§ 6、§ 28】

家庭で介護を行う人が病気や用事などの場合に医療の必要な重症心身障害児者が短期間入所できる受け入れ先が著しく少ないため、藤枝市立総合病院の個室を使用して、短期入所事業を実施しています。

(単位：日)

年 度		2	3	4	5	6
利用延べ日数	宿 泊	2	8	3	13	8
	日帰り	3	0	0	0	3

ク 難病患者等介護家族リフレッシュ事業【県補助事業：難病患者介護家族リフレッシュ事業補助要綱】

難病患者等の介護を行っている家族の介護負担を軽減するため、保健師や看護師などを訪問させて看護又は療養上必要な指導等を行う滞在型の訪問看護を実施する費用の一部を助成しています。利用者の費用負担は1/3です。

年 度	2	3	4	5	6
実人員（人）	1	1	1	3	2
延時間（時間）	2	8	5	16	14

(3) 手話教室【障害者総合支援法 § 77】

聴覚障害者とのコミュニケーションを図ることを目的に、厚生労働省認定手話奉仕員養成カリキュラムに基づいた手話教室を開催しています。

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
期 間	新型コロナウイルスの影響により中止	5/11-8/3 新型コロナウイルスの影響により基礎講座2回目まで実施後、中止	5/10-11/29 令和3年度の講座を引き継ぎ、復習講座と基礎講座を実施した	5/9-1/30	4/9-3/4
回 数	—	23 講座	27 講座	46 講座	46 講座
受講者数	—	15 人	12 人	18 人	11 人
(うち基礎講座のみ)	—	—	—	—	—

(4) 手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣【障害者総合支援法 § 77】

聴覚障害者にその場の話の内容を伝えるため、手話通訳者を昭和53年度から、話し手の話の内容をつかんで、それを筆記して伝達する要約筆記を行う要約筆記者を平成18年度から様々な場に派遣しています。

(各年度3月31日現在 単位：回)

年度		2	3	4	5	6
区分						
病院・健康	手話通訳	193	312	293	212	187
	要約筆記通訳	0	0	2	0	0
労働	手話通訳	5	0	1	0	0
	要約筆記通訳	0	0	0	0	0
生活一般	手話通訳	2	0	3	6	0
	要約筆記通訳	0	0	0	0	0
教育・保育	手話通訳	0	26	8	10	2
	要約筆記通訳	0	0	0	0	0
聴覚障害者の文化スポーツ	手話通訳	5	1	18	4	7
	要約筆記通訳	4	0	4	1	0
会議その他	手話通訳	106	115	160	208	320
	要約筆記通訳	18	27	39	37	51
計	手話通訳	311	454	483	440	516
	要約筆記通訳	22	27	45	38	51

7 知的障害者福祉

(1) 年齢別・等級別手帳交付状況【県事業：静岡県療育手帳交付規則】

知的障害児者への一貫した指導、相談を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害児（者）と判断された方に対して、療育手帳が交付されます。市では、手帳の取得にかかる申請手続きを行っています。

（各年度 3 月 31 日現在 単位：人）

年度		2	3	4	5	6
等級						
A	18 歳未満	95	95	95	100	105
	18 歳以上	334	346	351	354	357
	小 計	429	441	446	454	462
B	18 歳未満	341	353	336	322	309
	18 歳以上	663	701	734	779	825
	小 計	1,004	1,054	1,070	1,101	1,134
合 計		1,433	1,495	1,516	1,555	1,596

※等級は、障害の程度が重度のものがA、その他のものがBです。

(2) 障害児（者）ライフサポート事業【県補助事業】

障害者総合支援法による障害福祉サービスや地域生活支援事業には該当しない生活支援サービスを提供します。

ア デイサービスサポート事業

概ね 2 歳以上の障害児に対する療育指導、相談等を行っています。

イ ヘルパー派遣サポート事業

身体介護を伴う見守り介護や送迎車両を伴わない送迎支援、外出支援等を行っています。

ウ 短期入所

障害者総合支援法の短期入所の指定事業所以外の事業所でのナイトケア（宿泊）を行っています。

年度		2	3	4	5	6
区分						
デイサービスサポート事業 （親子・並行通園）	実人数(人)	1	0	0	0	0
	延件数(回)	10	0	0	0	0
ヘルパー派遣サポート事業	実人数(人)	3	2	4	5	2
	延件数(回)	30	4	8	7	5
短期入所	実人数(人)	22	8	8	5	2
	延件数(回)	42	13	13	12	2

8 精神障害者福祉

(1) 等級別手帳交付状況【精神保健福祉法 § 45】

精神障害者が、社会復帰や社会参加のための各種サービスを受けやすくするため、精神が一定の状態にあると判断された方に対して県知事から精神障害者保健福祉手帳が交付されます。市では手帳の取得にかかる申請手続きを行っています。

(単位：人)

年度 等級	2	3	4	5	6
1 級	117	122	136	149	168
2 級	885	947	1,031	1,108	1,200
3 級	543	546	586	656	700
計	1,545	1,615	1,753	1,913	2,068

※障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級の順です。

(2) 精神障害者サービス利用状況

ア 自立支援医療（精神通院）申請者数【障害者総合支援法 § 2、§ 6】

精神医療の適切な普及を図るため、精神科医療にかかる通院費の医療費助成（所得制限あり）を行っています。医療費の支給は県が行い、市では申請受理及び受給者証の交付をしています。

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	2,782	2,778	2,939	3,059	3,125

イ 精神障害者医療費助成【市単独事業：藤枝市精神障害者医療費助成要綱】

精神障害者やその家族等の経済的な負担を軽減するために、精神科医療にかかる通院または入院費の助成をしています。通院費は自己負担額の 1/2、入院費は自己負担 500 円を差し引いた額を助成（3 万円上限）しています。

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	2,782	2,778	2,939	3,059	1,749

ウ こころの保健福祉タクシー料金の助成【市単独事業：藤枝市こころの保健タクシー料金助成要綱】

日常生活の利便性及び経済的負担の軽減を図るため、在宅の精神障害者が、その医療のために通院する場合の交通手段としてタクシーを利用した場合、1 回乗車につき 1,000 円を上限に、タクシー料金の半額を助成しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
助成件数	1,205	1,516	1,641	1,584	1,564

(3) 精神保健福祉講座【市単独事業】

精神障害者が安心して地域生活を送るために、また、地域社会で共に支えあっているように、市民を対象とした啓発講座等を開催しています。

年 度	開催日	会場	テーマ／講師	参加者数
令和 3年度	R3. 12. 1	藤枝市生涯学習センター	発達障害 ～支援の輪を広げよう～ 静岡県中西部発達障害者支援セン ターCOCO センター長：櫻井郁也氏	39 人
令和 4年度	R4. 12. 16	藤枝市生涯学習センター	精神障害者が地域でくらししていく ために ～「本人の思い」「医療と福祉の支 え」～を聴く 医療法人凜和会藤枝駿府病院 相談員：栗原幹夫氏 看護師長：加藤暁子氏 社会福祉法人葉月会 相談支援専門員：松代英子氏 〃：前田 優氏 ピアサポーター（当事者）	28 人
令和 5年度	R5. 12. 14	藤枝市生涯学習センター	精神障害者が地域で暮らしていく ために ①「精神障害とは」 医療法人凜和会藤枝駿府病院 医師 森本 聡 氏 ②「ちがうけど同じ、私たちの暮らし」 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会 主任相談支援専門員 田中優子氏	84 人
令和 6年度	R6. 11. 26	藤枝市生涯学習センター	精神障害のある人と、ともに地域で 暮らしていくために 精神科医・精神保健福祉士がこたえ る～メンタルヘルスに関するQ& A～ 医療法人凜和会藤枝駿府病院 医師 玉山大志氏 精神保健福祉士 鳥山晴香氏	74 人

(4) 精神保健福祉ネットワーク会議【市単独事業】

精神障害者のより豊かな生活をつくりあげるために、精神保健福祉ネットワーク会議を設置し、関係機関との連携を深め、協力体制をつくっています。行政主導ではなく、当事者も参加し、皆が同じ立場で自由に話し合える場とすることを特徴に、それぞれが役割を担うことにより、会議への参加意識を高めています。また、精神保健福祉への正しい理解を得るよう啓発活動を行っています。

	開催日	会場	テーマ／講師	参加者数
第1回	R6. 6. 24	藤枝市役所会議室	・公開セミナーについて ・グループワーク	10 団体 22 人
第2回	R6. 10. 31	藤枝市役所会議室	・グループワーク	15 団体 36 人
第3回	R7. 1. 27	藤枝市役所会議室	・地域活動支援センター等交流できる場の紹介	14 団体 25 人

関係機関 21 団体・事業所（令和7年4月1日現在）

- ・公益社団法人 静岡県断酒会 藤枝断酒会
- ・NPO法人藤枝友の会
- ・NPO法人障害者生活支援センターおのころ島
- ・NPO法人障害者活動支援団体げんきむら
- ・NPO法人風
- ・NPO法人精神保健福祉 藤枝心愛会
- ・社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会
- ・社会福祉法人心愛志太藤枝第一心愛
- ・社会福祉法人心愛志太藤枝第二心愛
- ・社会福祉法人心愛志太
- ・地域活動支援センターきずな
- ・障害者就労・生活支援センター ぼらんち
- ・在宅介護センター アイケア藤枝
- ・医療法人社団 凜和会 藤枝駿府病院
- ・医療法人社団 高草会 焼津病院
- ・医療法人社団 心のクリニック
- ・医療法人社団 すだ医院
- ・藤枝市立総合病院
- ・医療支援センター 入退院・在宅支援室
- ・焼津公共職業安定所
- ・藤枝市保健センター（健康推進課）
- ・静岡県中部健康福祉センター（福祉課）
- ・藤枝市役所（障害福祉課）

9 障害者福祉全般

平成 25 年 4 月 1 日から、障害者自立支援法は障害者総合支援法に改正され、障害者の定義に難病が追加されました。障害者総合支援法に基づくサービスは、全国共通の「障害福祉サービス」と地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に大別されます。

(1) 障害福祉サービス【障害者総合支援法 § 2、§ 6、§ 28】

障害福祉サービスは、障害のある人の障害の程度や社会活動や介護者、居住等の勘案すべき事項をふまえて、個々の障害者に対して支給決定されます。障害福祉サービスには、障害支援区分が一定以上の人に生活上または療養上必要な介護を行う「介護給付」、身体的または社会的にリハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」があります。

これらのサービスは、在宅への訪問、通所などで行う訪問系サービス、入所施設等で昼間の活動を支援する日中活動系サービス、住まいの場としての入所施設等で受ける居住系サービスにより提供されます。

ア 障害支援区分認定

「障害支援区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものです。その判定等は、中立・公正な立場で「障害支援認定審査会」が専門的な観点で行っています。

(ア) 審査会の構成

委員数	10 人
委員の内訳	医師(2)、社会福祉士、精神保健福祉士(2)、看護師(2)、障害福祉サービス事業所管理者、介護福祉士、発達障害者支援センター長
任期	令和 5 年 4 月 1 日 ～ 令和 7 年 3 月 31 日

(イ) 審査内容

(単位：回、人)

年度		2	3	4	5	6
区分						
審査会開催回数		14	14	14	14	14
審査内容	区分判定	199	217	198	235	232
	支給決定基準との乖離	19	24	21	28	25
	標準期間延長	3	5	1	5	0
	計	221	246	220	268	256

イ 介護給付

(令和6年3月～令和7年2月利用分 単位：人、件、時間・日数)

		実人数	延件数	延時間	延日数
訪問系	居宅介護	157	1,717	17,187	—
	重度訪問介護	5	88	13,800	—
	行動援護	0	0	0	—
	同行援護	26	279	2,556	—
	短期入所	172	1,439	6,191	—
日中活動系	療養介護	18	193	—	5,812
	生活介護	342	4,242	—	75,611
施設系	施設入所支援	100	1,126	—	33,738

ウ 訓練等給付

(令和6年3月～令和7年2月利用分 単位：人、件、日数)

		実人数	延件数	延日数	備考
日中活動系	自立訓練	8	51	801	生活訓練延 39 件 宿泊訓練延 12 件
	就労移行支援	39	231	3,980	
	就労継続支援	616	6,022	105,500	A型延 1,421 件 B型延 4,601 件
	就労定着支援	24	174	174	
居住支援系	共同生活援助	166	1,840	53,493	グループホーム

(2) 高額障害福祉サービス費給付【障害者総合支援法 § 76 の 2】

障害福祉サービス等における負担軽減を図るため、同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる等で、利用者負担額の合算額が基準額を超える場合に、その超過分を支給しています。

(各年3月～2月利用分 単位：人、件)

年度		2	3	4	5	6
区分						
高額障害福祉サービス費給付	実人数	24	20	12	8	18
	延件数	193	144	104	50	91

(3) 相談支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 5、§ 6】

ア 計画相談支援

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、サービス等利用計画案を作成し、その後定期的に、計画の見直し（モニタリング）を実施しています。

イ 地域相談支援

(ア) 地域移行支援

地域生活への移行を促進するため、障害者支援施設等や療養介護を行う病院に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住宅の確保や関係機関との調整などについて、相談や支援を実施しています。

(イ) 地域定着支援

単身で生活する障害者、同居している家族などが障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者が、地域での生活を継続していくため、緊急時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等、各種支援を実施しています。

(単位:人)

年度 区分		2	3	4	5	6
計画相談支援（者）		912	967	1,030	1,087	1,145
地域相談支援	地域移行支援	2	2	3	3	3
	地域定着支援	7	7	6	2	2

(4) 地域生活支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77】

障害児者が自立した生活または社会生活を営むことができるよう、障害児者の特性や状況に応じ、市が障害児者を総合的に支援する柔軟な形態により様々な事業を効果的・効率的に実施しています。

ア 移動支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-1】

屋外での移動に困難がある障害児者について地域での生活を豊かにするため、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動、社会参加にかかる外出について、ヘルパーによる支援を行っています。（自己負担 1 割）

(単位:人、時間)

年度 区分		2	3	4	5	6
身体介護あり	延人数	364	382	361	310	328
	時 間	2,303.0	2,354.0	1,775.0	1,951.5	2,451
身体介護なし	延人数	465	457	426	424	494
	時 間	3,223.0	3,014.0	2,460.0	2,808.0	3,247
グループ支援	延人数	57	63	57	31	14
	時 間	115.0	203.0	153.0	72.0	57

イ 日中一時支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-3】

障害児者を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、障害児者の見守り及び社会に適應するための日常的な訓練等を行っています。

(単位：人、回)

年度		2	3	4	5	6
区分						
日帰り短期入所 (指定短期入所施設での日中預かり)	延人数	28	41	18	25	15
	延回数	29	45	22	30	70
自宅等での支援 (自宅及び外出先でのヘルパー支援)	延人数	29	31	30	23	37
	延回数	96	122	113	62	110
日中施設機能利用 (通所施設での時間外の預かり)	延人数	218	225	251	297	152
	延回数	643	748	1,099	1,253	802

ウ 訪問入浴サービス【障害者総合支援法 § 2、§ 77-3】

自宅で入浴することが困難な身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るために、事業者が自宅に訪問し、入浴車の簡易浴槽による入浴サービスを提供しています。

(単位：人、回)

年度		2	3	4	5	6
区分						
実人数		5	5	11	10	10
延回数		371	455	778	790	802

エ 相談支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-1】

在宅障害者の自立と社会参加の促進を目指し、障害者やその家族の地域における生活を支援するため、障害者・児等に対する相談支援を総合的に実施しています。

(単位：人)

年度		2	3	4	5	6
区分						
天竜厚生会アクシア藤枝	実人員	218	579	520	192	191
	延人員	2,058	1,999	1,819	1,481	1,592
藤枝市社会福祉協議会	実人員	263	573	506	211	114
	延人員	1,838	1,956	1,925	1,375	1,518
凜和会 藤枝駿府病院	実人員	－	－	－	103	144
	延人員	－	－	－	425	1,512

オ 地域活動支援センター事業【障害者総合支援法 § 2、 § 77-1】

障害のある人の地域生活支援の促進を図るため、社会との交流の場として創作的活動または生産活動の機会の提供（基礎的な事業）を行っています。なお、地域活動センターは機能強化を図るため、事業形態別にⅠ型からⅢ型の類型を設け、普及啓発や機能訓練、社会適応訓練などをあわせて行っています。

（単位：人）

年度		2	3	4	5	6
区分						
地域活動支援センター （Ⅱ型）きずな	登録人数	273	304	309	320	325
	延人員	4,797	3,597	2,685	2,073	2,059
地域活動支援センター （Ⅲ型）りんりん	登録人数	62	59	63	67	65
	延人員	1,442	1,488	815	1,820	1,811

カ 成年後見制度利用支援事業【障害者総合支援法 § 2、 § 77-1】

成年後見制度は、判断能力が不十分な知的障害、精神障害のある人の財産や権利を保護するための制度です。親族等から家庭裁判所への申し立てにより、後見人等が選任され、財産管理等に関する契約等の法律行為全般を保護しますが、身寄りがいない等の理由で、親族等からの申し立てが期待できない場合は、市長に申立権が認められています。

（単位：件）

年度	2	3	4	5	6
区分					
市長申立件数	2	0	3	1	1
後見人等報酬助成件数	7	8	9	5	11
計	9	8	12	6	12

キ 障害者相談員事業【障害者総合支援法 § 2、 § 77-1】

障害のある人の福祉向上に関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力、障害のある人に関する援護思想の普及に資する業務を行い、もって障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に障害者相談員を設置しています。

相談員は、障害のある人本人や家族の生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関への連絡等を行い、また、障害に対する認識と理解を深めるための活動を行っています。

（単位：日数、件）

年度		2	3	4	5	6
区分						
身体障害者	活動日	179	150	358	325	296
	相談件数	274	225	423	348	364
知的障害者	活動日	81	75	143	114	62
	相談件数	88	90	160	126	86
精神障害者	活動日	208	281	148	149	116
	相談件数	98	359	260	152	240

(5) 福祉施設利用者の一般就労移行促進【障害者総合支援法 § 2、§ 6、§ 28、§ 88】

一般企業等に就労を目指して就労訓練等を行っている障害者の働く場の確保に向けて、障害者就業・生活支援センターやハローワークとの連携により就業機会の拡大を図るとともに、企業等に対して障害に対する理解と雇用啓発を行っています。

(単位：人)

年度 区分	2	3	4	5	6
就労者数	11	7	11	18	11

(6) 障害者優先調達推進事業【障害者優先調達推進法 § 9】

障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要を増やし、障害者の福祉施設等で就労している障害者等の自立を促進するため、毎年度、市の優先調達方針を策定して、障害者就労施設等からの優先的な物品購入などを進めています。

障害者優先調達状況

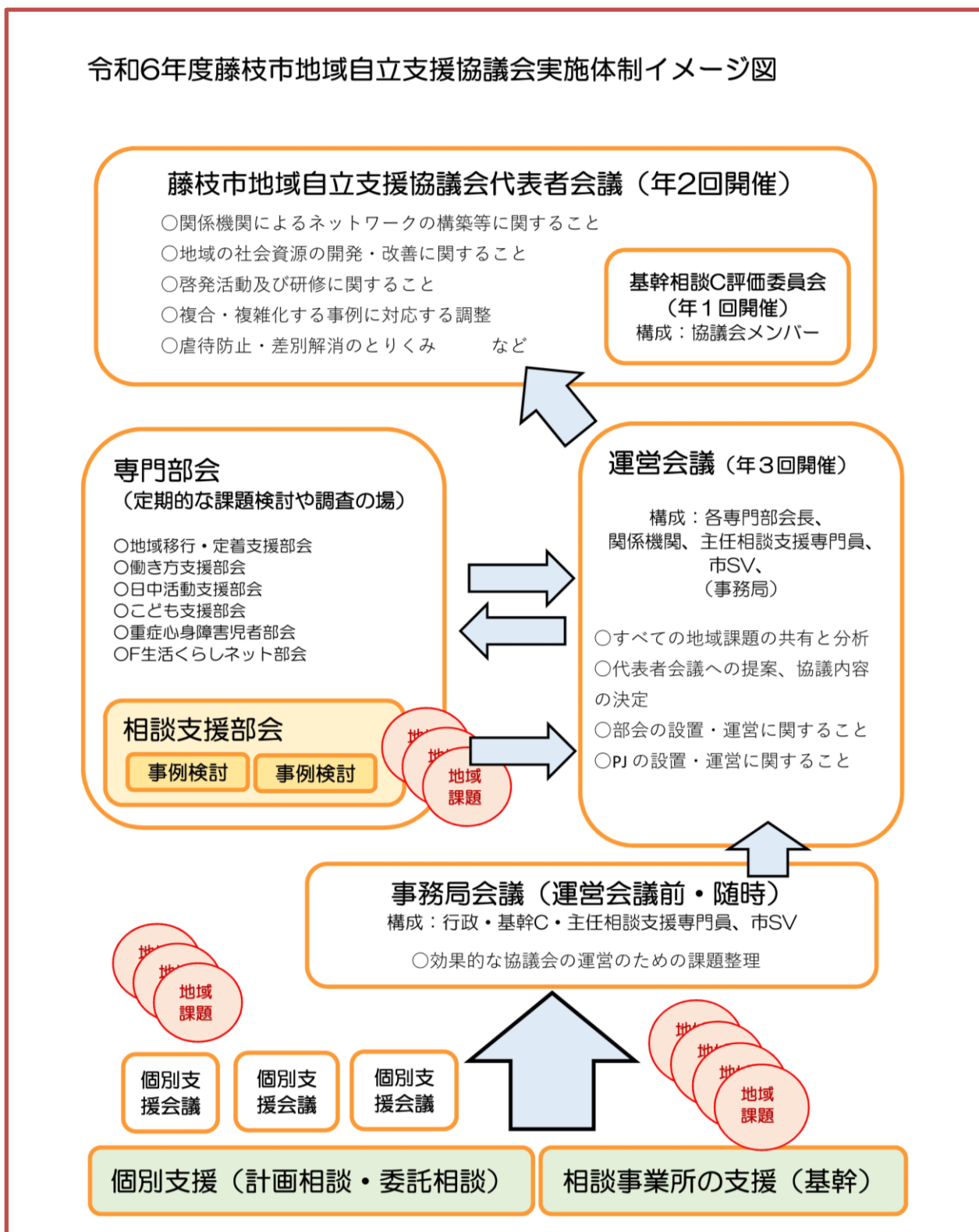
年度	目 標		実 績	
2	700 万円以上	物品 525 万円以上	5, 148, 313 円	物品 4, 060, 683 円
		役務 175 万円以上		役務 1, 087, 630 円
3	700 万円以上	物品 525 万円以上	5, 224, 615 円	物品 3, 801, 875 円
		役務 175 万円以上		役務 1, 422, 740 円
4	700 万円以上	物品 500 万円以上	5, 967, 827 円	物品 5, 401, 452 円
		役務 200 万円以上		役務 566, 375 円
5	700 万円以上	物品 550 万円以上	6, 058, 449 円	物品 5, 328, 073 円
		役務 150 万円以上		役務 730, 376 円
6	700 万円以上	物品 550 万円以上	6, 208, 155 円	物品 5, 539, 524 円
		役務 150 万円以上		役務 668, 631 円

(7) 藤枝市地域自立支援協議会【障害者総合支援法 § 89-3】

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、「藤枝市地域自立支援協議会」を設置しています。

この協議会では、「藤枝市障害福祉計画」の進行管理、地域課題に対する意見の提言などを行っています。

令和6年度藤枝市地域自立支援協議会実施体制イメージ図



(8) 特別障害者手当等制度【特別児童扶養手当等の支給に関する法律】

身体・知的または精神に重度の障害のある在宅の者または身体・知的または精神に障害のある児童（20 歳未満）を養育している者に手当を支給しています。

受給者数

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

年度		2	3	4	5	6
区分						
特別障害者手当	在宅の重度障害で 20 歳以上の者	192	189	184	191	180
障害児福祉手当	在宅の重度障害で 20 歳未満の者	66	73	75	76	80
特別児童扶養手当	在宅の障害で 20 歳未満を養育する者	348	335	324	343	348
経過的福祉手当	旧福祉手当受給者で特別障害者手当等の支給要件に該当しない者	1	1	0	0	1
計		607	598	583	610	609

(9) 重度障害者医療費助成制度【県補助事業、一部市単独：市重度障害者（児）医療費助成要綱】

重度障害者の医療費の自己負担の軽減を図り、その療養を推進するため、重度の障害がある方に対して、医療費（保険診療分）の自己負担分の一部を助成しています。

平成 24 年 10 月 1 日から 3 障害の格差を解消するため、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が追加対象となりました。

(単位：件)

年度	2	3	4	5	6
区分					
受給資格者数	3, 233	3, 283	3, 342	3, 315	3, 389
支給件数	77, 377	78, 974	79, 913	80, 817	81, 750

10 老人福祉【老人福祉法】

いくつになっても長年住み慣れた地域で、安心して過ごすことができ、生き生きとした生活を送れることを目指し、高齢者保健福祉施策の基本となる「ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」に基づき、介護予防、家族支援事業等の様々な事業を実施し、高齢者本人、家族介護者等に対して有用な事業を行っています。

(1) はつらつシニア生きがい支援事業【市単独事業】

ア 生きがい対応型デイサービス事業【市単独事業】

高齢者の自立生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るため、介護保険に該当しない高齢者を対象に専門の介助員による日常動作の訓練や趣味活動など通所による健康体操やレクリエーション活動等のサービスを提供しています。いきいきサロン藤の里については、(福)藤枝市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
延べ利用人数	11,838	10,706	8,982	8,851	8,520
いきいきサロン藤の里	2,566	3,602	3,602	3,514	3,446
サロンたんぽぽ	2,359	1,724			
生きがいデイサービスセンター大洲	3,252	3,171	3,171	2,785	2,399
いきいきサロンさすみの里	2,529	2,209	2,209	2,552	2,675

※「サロンたんぽぽ」は、事業所からの申出により令和4年3月31日に閉所。

イ 在宅生活安心システム推進事業【市単独事業】

一人暮らし高齢者の安否確認と緊急時の対応のため、自宅設置型と携帯型の緊急通報装置をを貸与しています。

(各年度3月31日現在 単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
自宅設置型・携帯型	352	345	334	326	317
ロボット	22	27	27	21	17

ウ 在宅一人暮らし高齢者等配食サービス事業【市単独事業】

在宅の一人暮らしの高齢者等を対象に、安否確認や食生活での栄養支援を目的に昼食を配食しています。

(単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
配食件数	43,264	45,044	48,643	50,476	51,743

エ 在宅一人暮らし高齢者等軽度生活支援事業【市単独事業】

在宅の一人暮らしの高齢者を対象に、軽度な日常生活援助を行い自立した生活を継続できるように支援しています。

(単位：回)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
延べ利用回数	1,406	1,128	880	808	858

オ 寝具類クリーニングサービス事業【市単独事業】

寝具類を干したり、洗濯するのが困難な高齢者に衛生を保つため、寝具（掛布団・敷布団・毛布）を滅菌クリーニングサービスを支援しています。

(単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
実施件数	40	34	35	30	23

カ 高齢者路線バス乗車券等交付事業

高齢者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、市民税非課税世帯 70 歳以上の高齢者（要介護 4、5 及び介護保険サービスを利用して施設等に入所の方を除く）に路線バスの乗車券又はタクシー券（どちらも 3,000 円分）を交付しています。

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
対象者数	7,185	7,519	7,844	8,035	8,288
交付者数	2,366	2,213	2,286	2,472	4,275

キ 高齢者はり・灸・マッサージ治療費助成事業

健康で快適な生活を過ごしてもらうため、市民税非課税世帯の 70 歳以上の高齢者に治療費の助成券（1,000 円×5 回分）を交付しています。

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
対象者数	8,187	8,544	8,938	9,162	9,443
交付者数	1,078	909	966	976	1,394

ク 敬老の日記念事業【老人福祉法 § 5】

9月の敬老月間において、市内に居住する75歳以上の高齢者を対象に各地域で行っている敬老事業へ助成したほか、百歳の高齢者への祝賀訪問や長寿祝品等の配付などを実施しています。また、11名の方に「元気はつらつシニア大賞」を表彰しました。

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
75歳以上	22,758	23,243	24,651	25,567	26,468
75歳	1,395	1,772	2,654	2,222	2,253
88歳	856	844	823	873	839
100歳	43	52	39	53	48
108歳	—	—	1	—	1
県内最高齢	—	—	—	—	—

ケ 救急医療情報キット（F救隊）事業【県補助事業】

一人暮らしの高齢者や要支援・要介護の人などの安全・安心を確認することを目的に「緊急連絡先」「かかりつけ医」「持病」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、万一の救急・災害時に備えます。

令和7年3月31日現在で4,354人に配布しています。

コ 高齢者見守り声かけサービス事業【市単独事業】

一人暮らしや日中独居の高齢者などが、長年住み慣れた地域で安心して生き生きとした生活が送れるよう、新聞販売員による見守り声かけ活動を行っています。

(単位：人)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
延べ利用人数	55	58	66	72	78

サ 高齢者補聴器購入助成事業【市単独事業】

高齢者が加齢による難聴の影響により、地域活動へ参加が少なくなる等の要因から、体だけでなく、心の健康も阻害してしまうこと、更には要介護状態になることを防ぐため、令和4年度より補聴器を購入する高齢者に対して購入費用の2分の1の補助（最大5万円）をしています。

令和6年度は、81名に補聴器購入助成給付券を交付しました。

(単位：人)

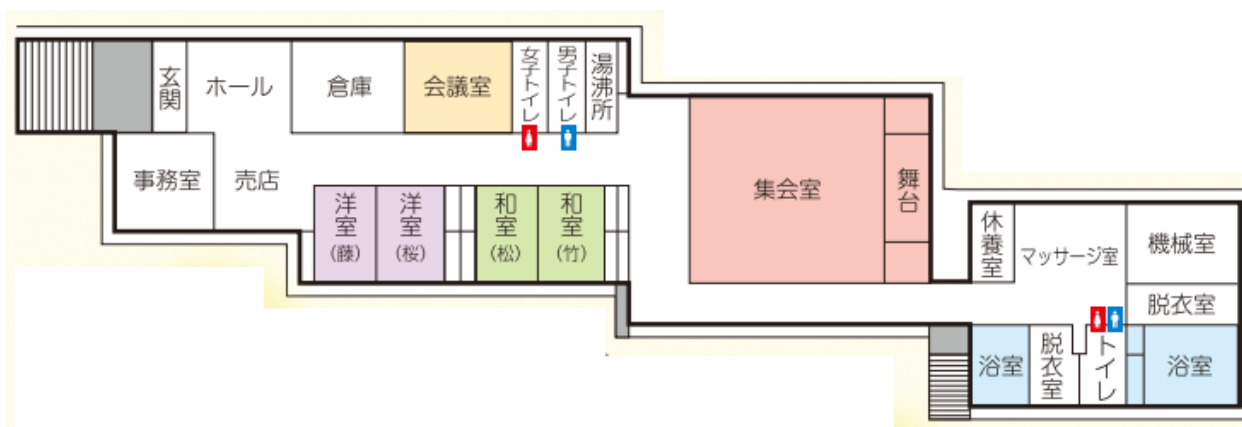
区分 \ 年度	4	5	6
交付者数	51	88	81

(2) 老人福祉センター事業【老人福祉法 § 20 の 7】

高齢者の健康づくり、趣味などを楽しむ憩いの場の拠点として、単位老人クラブの教養研修や一般来園者のレクリエーションに利用できる「藤美園」を設置しています。

ア 施設の概要

名 称	藤枝市老人福祉センター藤美園	所 在 地	藤枝市志太 555 番地
指定管理者	(福) 藤枝市社会福祉協議会	建物面積	788 m ²
敷地面積	10,515.14 m ²	収容人員	154 人
竣 工	昭和 50 年 4 月		



イ 利用状況（令和6年度）

（単位：人）

区 分	団体利用	個人利用	計
4 月	668	1,135	1,803
5 月	771	1,069	1,840
6 月	851	1,201	2,052
7 月	827	1,125	1,952
8 月	560	844	1,404
9 月	812	922	1,734
10 月	884	1,139	2,023
11 月	779	1,151	1,930
12 月	723	132	855
1 月	926	1,031	1,957
2 月	780	1,111	1,891
3 月	847	1,278	2,125
合 計	9,428	12,138	21,566

※バス送迎業務 228 回 バス送迎距離 2,858 km

ウ 趣味の講座開設状況

（単位：回、人）

講座名	内 容	開催回数	参加延人員
民 舞	民舞を楽しむ会	22	139
囲 碁	囲碁を楽しむ会	22	94
大 正 琴	大正琴を楽しむ会	19	335
書 道	書道を楽しむ会	25	388
折 り 紙	折り紙を楽しむ会	88	582
写 真	写真を楽しむ会	13	77
合 計		189	1,615

(3) 老人福祉施設入所措置事業【老人福祉法 § 10 の 4、 § 11】

居宅で生活を続けることが困難な高齢者の養護老人ホームや特別養護老人ホーム等への措置入所を行っています。

養護老人ホーム（老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号による措置）

（令和 7 年 3 月 31 日現在 単位：人）

設置主体	施設名	定員	措置人員
藤 枝 市	円月荘	50	34
（福）ひかりの園	第二静光園	50	4

(4) 老人クラブ補助事業【老人福祉法 § 13】

高齢者人口の増加に鑑み、高齢者自らの知識や経験を生かし、生きがいと健康づくり、自立支援と介護予防を積極的に行うための老人クラブ活動に対して支援を行っています。

60 歳以上の人口と老人クラブ会員数

（各年度 3 月 31 日現在 単位：人、％）

年 度	人口 (A)	年齢別人口					60 歳以上 の人口 (B)	(B)に 対する 会員数 割合	老人 クラブ 数	会員数
		60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80 歳 以上				
2	143,765	8,900	9,840	11,703	8,469	13,427	52,339	6.2	74	3,256
3	142,955	8,734	9,410	11,921	8,402	14,001	52,468	5.2	63	2,753
4	141,857	8,626	9,107	11,157	9,149	14,539	52,578	4.7	59	2,452
5	140,365	8,473	8,954	10,590	9,533	14,933	52,483	3.8	54	2,019
6	139,290	8,559	8,824	9,864	10,074	15,225	52,546	3.4	49	1,766

(5) 集会所設置費補助事業（簡易老人憩いの家備品購入）【老人福祉法 § 13】

高齢者が気軽に憩える場を設け、あわせて地域コミュニティ活動の場とするため、簡易老人憩いの家を設置する町内会等に対し、備品購入に対する補助を行っています。

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
補助地区数	13	6	9	10	10
補助額（千円）	1,272	1,167	1,946	1,934	1,196

(6) 老人ホーム施設管理運営事業【老人福祉法 § 20 の 4】

居宅で生活が続けることが困難な高齢者が生活する施設として「円月荘」を設置しています。

名称	養護老人ホーム藤枝市立円月荘	敷地面積	4,650.19 m ²
所在地	藤枝市与左衛門 234 番地の 1	建物面積	2,008.51 m ²
指定管理者	(福) 富水会	建物構造	鉄筋コンクリート造
入所定員	50 人		一部二階建て
移転年月日	昭和 61 年 7 月 24 日		

年度別入所者数及び入退所の状況

(単位：人)

年度 男女 区分		2			3			4			5			6		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
入所者数 (各年度 3 月 31 日現在)		19	21	40	19	22	41	20	18	38	18	17	35	17	17	34
年度中	入所	3	3	6	1	6	7	2	2	4	1	1	2	5	5	10
	退所	1	5	6	1	5	6	1	6	7	3	2	5	6	5	11

(7) 介護・福祉ぷらん 21 推進事業

ア 介護・福祉オンブズパーソン事業【市単独事業】

介護サービスや高齢者福祉サービス利用者からの苦情について、第三者機関が調査し、事業所に対して勧告、提言を行うため、オンブズパーソンが、公平、中立の立場で、利用者に代わって苦情等を調査しています。改善すべきと指摘を受けた事業者等は、その意見を尊重し、制度やサービス内容の改善の勧告・提言をしています。

11 介護保険【介護保険法】

急速に進む高齢化に対応するため、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして、平成12年度から介護保険制度が開始され、これに合わせ本市においても、要介護者等の保健、医療及び福祉の増進を図ることを目指した藤枝市介護保険条例が施行されました。高齢者福祉計画と介護保険事業計画を定めた「ふじえだ介護・福祉ぷらん21」と合わせて、地域の介護サービス充実のために事業を展開しています。

(1) 被保険者の状況【介護保険法 §9】

介護保険の被保険者は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者から成り立っています。第1号被保険者は前年の収入や所得、課税状況などから15段階の中から保険料を決定しています。第2号被保険者は加入している医療保険により金額が異なります。

(各年度3月31日現在 単位：人)

区 分	2	3	4	5	6
第1号被保険者数	43,546	43,822	44,022	44,248	44,204
前期高齢者	21,554 (49.5%)	21,340 (48.7%)	20,273 (46.1%)	19,574 (44.2%)	18,711 (42.3%)
後期高齢者	21,992 (50.5%)	22,482 (51.3%)	23,749 (53.9%)	24,674 (55.8%)	25,493 (57.7%)
第2号被保険者数	48,026	47,969	47,920	47,640	47,553
計	91,572	91,791	91,942	91,888	91,757

(2) 保険料等の状況【介護保険法 §129】

介護保険の財源は、保険料と公費により賄われており、国・県37.5%、市12.5%、第1号被保険者23%、第2号被保険者27%の割合を基本に※負担しています。

第1号被保険者は、年金から差し引く特別徴収または納付書や口座振替で支払う普通徴収にて保険料を納めます。第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者は国民健康保険税として世帯主が納付し、それ以外の者は、健康保険料として給与や賞与から差し引いて納付します。

災害や事故等などで、世帯の生計を維持する者が死亡または心身に重大な障害を生じて収入が著しく減少した場合などは、保険料の減免や猶予が受けられます。

※後期高齢者比率及び所得段階別人数比率により国の負担割合が調整される（国調整交付金）ため、各市町村により負担比率は異なる。

ア 保険給付費及び保険料収納額の推移

(単位：円)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
介護給付費	11,292,491,328	11,500,627,825	11,745,921,966	12,351,098,972	12,853,936,744
居宅(介護予防)サービス	5,857,177,885	5,943,348,305	6,055,758,273	6,379,786,827	6,444,928,911
地域密着(介護予防)サービス	1,487,037,866	1,524,632,392	1,572,282,637	1,683,275,380	1,846,000,645
施設介護サービス	3,664,180,490	3,752,925,922	3,846,509,466	3,991,573,164	4,240,879,320
高額介護サービス費等	276,033,725	271,349,988	262,649,392	287,369,171	312,740,832
審査支払手数料(国保連)	8,061,362	8,371,218	8,722,198	9,094,430	9,387,036
地域支援事業費	452,693,497	451,824,595	469,882,848	476,593,208	500,779,179
保険給付費合計	11,745,184,825	11,952,452,420	12,215,804,814	12,827,692,180	13,354,715,923
保険料収納額	2,742,150,380	2,810,017,359	2,820,919,680	2,837,362,982	3,181,929,636

イ 所得段階別第1号被保険者の状況

第1号被保険者は前年の収入や所得、本人及び世帯員の市民税の課税状況に応じて下表のとおり15段階に区分されており、個人ごとに納付していただいています。

(令和7年3月31日現在 単位：人)

所得段階	月額保険料		特別徴収	普通徴収	併徴	計
第1段階	1,619円	基準額×0.285	3,707	418	101	4,226
第2段階	2,272円	基準額×0.40	3,601	67	65	3,733
第3段階	3,891円	基準額×0.685	2,616	34	57	2,707
第4段階	4,766円	基準額×0.839	3,762	536	51	4,349
第5段階	5,680円	基準額	7,908	51	40	7,999
第6段階	6,816円	基準額×1.20	6,655	397	87	7,139
第7段階	7,668円	基準額×1.35	6,759	576	53	7,388
第8段階	9,372円	基準額×1.65	2,967	446	37	3,450
第9段階	10,224円	基準額×1.80	1,136	227	24	1,387
第10段階	10,792円	基準額×1.90	458	113	16	587
第11段階	11,928円	基準額×2.10	226	66	6	298
第12段階	13,064円	基準額×2.30	142	43	2	187
第13段階	13,632円	基準額×2.40	77	30	4	111
第14段階	14,200円	基準額×2.50	122	42	0	164
第15段階	14,768円	基準額×2.60	339	126	14	479
計	—	—	40,475	3,172	557	44,204
比率	—	—	91.6%	7.2%	1.2%	100.0%

※所得段階は、低所得のものから1段階、2段階の順です。

ウ 保険料の減免、徴収猶予

(令和7年3月31日現在 単位：件)

区 分	特別徴収	普通徴収	併徴	計
減 免	0	1	0	1
災害等	0	0	0	0
その他	0	1	0	1

区 分	特別徴収	普通徴収	併徴	計
猶 予	0	0	0	0
災害等	0	0	0	0
その他	0	0	0	0

(3) 要介護（要支援）認定状況【介護保険法 § 27、§ 32】

要介護の認定は、どの程度介護サービスを行う必要があるかという「介護サービスの必要度」と「状態の維持・改善の可能性」を判断するものです。その判断は、1次判定と2次判定の2段階で行っています。

1次判定は、心身の状況等を調査員が調査した認定調査の結果と主治医意見書をもとに全国一律の基準で実施します。2次判定は、介護認定審査会において1次判定をもとに個別具体的な状況と主治医意見書の内容を加味した上で、要介護状態区分を確定しています。

ア 要介護（要支援）認定者数

(令和7年3月31日現在 単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	709	1,142	1,534	1,619	1,326	851	489	7,670
前期高齢者	78	122	130	139	80	74	55	678
後期高齢者	631	1,020	1,404	1,480	1,246	777	434	6,992
第2号被保険者	11	25	17	33	29	17	15	147
計	720	1,167	1,551	1,652	1,355	868	504	7,817
比率 (%)	9.2%	14.9%	19.9%	21.1%	17.3%	11.1%	6.5%	100.0%

※等級は、支援や介護を必要とする程度に応じて軽度のものから要支援1～要介護5の順です。

イ 認定申請受付件数

(令和7年3月31日現在 単位：件、%)

区 分	新 規	更 新	区分変更	合 計
件 数	2,572	2,236	754	5,562
比 率	46.2	40.2	13.6	100.0

※申請日で集計

ウ 認定調査件数

(令和7年3月31日現在 単位：件、%)

区 分	市	事業所	計
件 数	4,881	458	5,339
比 率	91.4	8.6	100.0

※調査日で集計

(4) 介護認定審査会【介護保険法 § 14】

介護認定審査会の委員は保健・医療・福祉に関する学識経験者等でバランスに配慮した構成で市長が2年の任期で任命しています。審査・判定は4人の合議体で行っています。

ア 審査委員の構成

委員数	76 人
委員の内訳	医師 21 人、歯科医師 9 人、薬剤師 4 人、保健師 12 人 看護師等 7 人、理学療法士 4 人、作業療法士 2 人 社会福祉士 7 人、介護福祉士 9 人、福祉施設職員 1 人
合議体数	19 合議体（各 4 人）

イ 審査件数

(単位：回、件)

審査会開催回数	179
審査件数	5,278

ウ 申請区分別審査件数

(単位：件、%)

区 分	件 数	比 率
新規申請	2,499	47.4
更新申請	2,118	40.1
区分変更申請	661	12.5
計	5,278	100.0

※審査日で集計

エ 介護度別審査判定件数

(単位：件、%)

2 次判定結果	在 宅	施 設	計	比 率
自立(非該当)	43	0	43	0.8
要支援 1	521	8	529	10.0
要支援 2	765	5	770	14.6
要介護 1	1,064	34	1,098	20.8
要介護 2	945	62	1,007	19.1
要介護 3	653	121	774	14.7
要介護 4	485	138	623	11.8
要介護 5	276	153	429	8.2
計	4,752	521	5,273	100.0

(5) 居宅介護（介護予防）サービス【介護保険法 § 41、42、53、54】

居宅介護サービスは、介護や看護、入浴介護、リハビリテーションなどを自宅で受けるサービスと、施設を利用する通所、短期入所によるサービスがあります。また福祉用具の貸与、購入費の支給、住宅改修費の支給なども実施しています。

（令和 7 年 2 月利用実績 単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	306	670	1, 188	1, 350	916	441	181	5, 052
第 2 号被保険者	3	18	16	29	21	10	13	110
計	309	688	1, 204	1, 379	937	451	194	5, 162

(6) 地域密着型（介護予防）サービス【介護保険法 § 42-2、42-3、54-2、54-3】

地域密着型サービスは、認知症やひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスで、通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などがあります。

（令和 7 年 2 月利用実績 単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	0	6	228	287	235	123	52	931
第 2 号被保険者	0	0	3	5	3	2	2	15
計	0	6	231	292	238	125	54	946

(7) 施設介護サービス【介護保険法 § 48】

どのような介護が必要かに応じて 3 種類の施設から選択し、利用者や家族が直接施設と契約をします。

生活全般の介護が必要な場合	⇒ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム：特養)	寝たきりや認知症など常に介護が必要で自宅での介護が困難な人が対象。日常生活上の介護等が受けられる。
リハビリを受けた場合	⇒ 介護老人保健施設 (老人保健施設：老健)	入院治療の必要はないが、リハビリや介護が必要な人が対象。医学的な管理のもと看護、機能訓練などが受けられる。
長期的な療養が必要な場合	⇒ 介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な人が対象。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられる。

(令和 7 年 2 月利用実績 単位：人)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	合計
第 1 号被保険者	602	553	37	1,192
第 2 号被保険者	2	5	0	7
計	604	558	37	1,199

(8) 介護給付適正化事業【介護保険任意事業：国第 6 期介護給付適正化計画に関する指針】

利用者に対する適切なサービスの確保や不適切な給付を削減し、持続可能な介護保険制度を目指すため、給付実績の分析を行っています。

居宅介護支援事業所のケアプランを抽出し、適正かどうかのチェックと指導を行っています。また医療情報との突合を行い、入院中の受給者への介護サービス提供がされていないかなどをチェックしています。併せて、住宅改修や福祉用具を貸与・購入したお宅を訪問し、施工状況の確認やリハビリテーション専門職による福祉用具の適切な利用方法のアドバイスなどを実施しています。

(9) 介護・福祉ぷらん 21 推進協議会【老人福祉法 § 20 の 8 介護保険法 § 117】

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画とを一体的に定めた「ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」の策定への助言及び進行管理と、高齢者福祉全般への意見提言を行うため、「藤枝市介護・福祉ぷらん 21 推進協議会」（公益を代表する者 5 人、介護・福祉サービスに従事する者 5 人、市民及び被保険者 5 人計 15 人）を設置しています。令和 6 年度は、「第 9 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」に基づいた介護保険事業実績報告及び地域包括センター運営への意見などを行いました。

(10) 地域支援事業【介護保険法 § 115 の 45】

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正に伴い、高齢者がいつまでも元気に暮らせるように、介護予防を重視した制度の拡充を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことを支援する事業を実施しています。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対する効果的で効率的な支援等を可能とするため、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図り、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

多様なサービスとして旧介護予防訪問介護及び通所介護に相当するサービスのほか、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス A、住民主体による支援 B、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス C があり、介護保険の指定事業所の他にも多種多様な主体が参画し、介護予防に資する事業を実施しています。

a 総合事業訪問介護

平成 29 年度より介護給付費より移管されたサービスで、要支援者を対象に介護者が自宅へ訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行っています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
利用件数	873	944	962	832	839

b 介護予防生活援助サービス

平成 29 年度より新設されたサービス。日常生活において自力で行うには困難な行為で、同居家族などの支援が受けられない場合に、ヘルパー等を派遣して家事等を一緒に行うことで日常生活動作能力の維持・向上を支援します。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
利用件数	1,473	1,474	1,231	1,058	1,111

c 訪問型サービス A（委託事業所により提供される緩和した基準によるサービス）

《シルバー生活援助サービス》

日常生活において自力で行うには困難な買い物、調理、掃除、洗濯などで、同居家族等の支援が受けられない場合に、シルバー人材センターより支援員を派遣してその行為を利用者と一緒に行っています。

年 度	2	3	4	5	6
利用実人数（人）	16	17	18	24	30
実施回数（回）	336	406	501	722	919
利用延時間（時間）	401	489	608	854.5	1,082

d 訪問型サービスB（住民主体等によるサービス）

《地域支え合い生活支援事業》

特定非営利活動法人や地域のボランティア等が主体となって日常生活において自力で行うには困難な買い物、調理、掃除、洗濯、布団干し等で同居家族などの支援が受けられない場合に、家庭に訪問して軽易な支援を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
登録団体数（団体）	5	5	5	5	5
うち補助金申請団体（団体）	0	0	0	0	0
補助事業に係る受入れ延人数（人）	0	0	0	0	0

※登録団体名：駿河台支えあいの会「ぼちぼち」、田沼支え愛の会、キー坊大縁隊、広幡お助け隊、はちすけ

e 訪問型サービスC

《介護予防短期集中訪問リハビリ指導》

年 度	2	3	4	5	6
利用実人数（人）	21	21	13	11	4
実施回数（回）	39	32	22	19	6
参加延人数（人）	39	32	22	19	6

f 訪問型サービスD

《地域支え合い移動支援事業》

登録団体が主体となって、通所型サービスB、ふれあいサロン、介護予防教室事業への送迎を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
登録団体数（団体）	1	0	0	0	0
利用実人数（人）	0	0	0	0	0
実施回数（回）	0	0	0	0	0

g 総合事業通所介護

平成29年度より介護給付費より移管されたサービスで、要支援者を対象に介護予防を目的として施設に通わせ、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護の日常生活上の支援及び機能訓練を行っています。

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
利用件数	2,241	2,170	2,251	2,310	2,608

h 介護予防デイ

平成29年度より新設。身体介護の必要のない方が、施設に通い、介護予防のための生活機能向上の訓練を行います。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
利用件数	4,528	4,821	4,845	5,076	4,969

i 通所型サービスA（委託事業所により提供される緩和した基準によるサービス）

《介護予防生きがいデイ》

いきいきサロン藤の里、生きがいデイサービスセンター大洲、いきいきサロンきすみれの里において、自立高齢者とともに介護予防のための生活機能向上の訓練を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
利用実人数（人）	11	9	12	12	12
実施回数（回）	451	346	309	425	458
参加延人数（人）	451	346	309	425	458

j 通所型サービスB（住民主体等によるサービス）

《地域支え合い通所事業》

地域住民が主体となって運営する通いの場で、生活機能向上の訓練として体操、運動、レクリエーション及び認知症予防のための脳トレ等を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
登録団体数（団体）	2	2	2	2	2
うち補助金申請団体（団体）	1	1	1	1	1
補助事業に係る受入れ延人数（人）	406	480	729	630	440

※登録団体名：ほっとな居場所 輪笑、くつろぎカフェ かいらハウス

k 通所型サービスC

《介護予防短期集中通所リハビリ指導》

リハビリ施設において、理学療法士など医療の専門職による指導を、短期集中的に行っています。

・医療法人社団 聖稜会、医療法人 志太会

年 度	2	3	4	5	6
利用実人数（人）	63	51	47	47	56
実施回数（回）	100	98	100	98	98
参加延人数（人）	778	711	616	644	741

(イ) 一般介護予防事業

日常生活上の介護は必要ないが、生活機能が低下している高齢者などを対象に、要支援・要介護状態になることを防止するサービスを実施しています。

a 運動器の機能向上事業

アクティブシニア大学“運動学部”として筋力の維持・向上のための運動が必要な人を対象に、個別に計画を作成し、トレーニングを実施しています。

(単位：人)

学部	学科	教室	3		4		5		6	
			参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数
健康体操学部	シルバー健康体操学科	広幡地区交流センター教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		シルバー人材センター教室	—	—	—	—	—	—	—	—
	健康体操学科	勤労者体育館教室	—	—	—	—	—	—	—	—
マスターズ運動学部	マシン運動学科	マシン運動藤枝教室	24	307	22	289	27	365	25	336
水中運動学部	水中運動学科	西谷津温水プール教室	222	18	174	13	156	27	24	313
		大洲温水プール教室	242	16	182	15	176	17	17	211
ロコモ体操学部	ロコモ総合学科	高洲地区交流センター教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		葉梨地区交流センター教室	—	—	—	—	—	—	—	—
	ロコモ体操学科	からぎか教室(火曜コース)	—	—	—	—	—	—	—	—
		原会館教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		水守町内会館教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		静岡県武道館教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		高洲教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		岡部教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		ロコモ体操藤枝教室	—	—	—	—	—	—	—	—

※参加者数は実人数で計上

b 総合型予防教室事業

アクティブシニア大学“総合学部”として栄養改善、口腔機能の向上、運動器機能の向上を複合させた総合的な介護予防を実施しています。

(単位：人)

学部	学科	教室	3		4		5		6	
			参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数
総合学部	健康学科	藤美園教室	—	—	—	—	13	172	—	—
		きすみれ教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		高洲地区交流センター教室	13	177	13	189	13	188	20	266
		藤枝地区交流センター教室	12	155	9	115	14	187	14	177
		かろやか教室	15	187	15	202	13	161	20	234
		葉梨地区交流センター教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		青島北地区交流センター教室	—	—	—	—	—	—	—	—
		青島南地区交流センター教室	—	—	—	—	4	48	4	47
		岡部教室	12	170	7	90	7	96	10	132
		文化センター教室	6	61	3	28	—	—	—	—
		広幡地区交流センター教室	—	—	6	73	—	—	—	—
		市武道館教室	—	—	—	—	—	—	11	143

c 介護予防普及啓発事業

地域包括支援センター（安心すこやかセンター）に委託し、運動機能や栄養状態の維持、改善をはじめとした介護予防の必要性などの啓発を実施しています。

年 度	2	3	4	5	6
参加者数（人）	1,515	1,715	2,750	3,032	3,065
実施回数（回）	71	91	139	156	127

d 高齢者生きがい活動促進事業

高齢者が生きがいのある豊かな人生を送るため、仲間づくりや健康づくりのための事業を実施しています。主な事業としては、作品展示会、パソコン講座、生きがいと健康を考える集い等を実施し、1,341人が参加しました。

e ふれあいサロン活動支援事業

地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者が日常的に集まり、楽しいひと時を過ごす場として、ふれあいサロンを開催しています。地区社協において、ボランティアが運営している同事業に対して、市では、高齢者の生きがいや健康づくり推進の一環として、（福）藤枝市社会福祉協議会に対し補助金を交付しています。

年 度	2	3	4	5	6
実施カ所（カ所）	70	73	73	73	73
参加実人員（人）	1,808	1,797	1,725	1,707	1,786
参加延人数（人）	18,032	14,188	19,188	19,225	19,532

※人数は高齢者のみの数

f ふれあい会食会支援事業

一人暮らし高齢者のコミュニケーションを促進し、生きがいづくりを行うため、地区社協において、食事を通じた場づくりとして、ふれあい会食を実施しています。

ボランティアで行っている同事業に対して、市では、高齢者の生きがいや健康づくり推進の一環として、（福）藤枝市社会福祉協議会に対し補助金を交付しています。

年 度	2	3	4	5	6
実施カ所（カ所）	8	8	7	7	8
参加実人員（人）	201	205	164	150	186
参加延人数（人）	983	944	1,065	999	1,183

※人数は一人暮らし高齢者のみの数

イ 包括的支援事業

(ア) 地域包括支援センター運営事業

市内 7 ヲ所に地域包括支援センターを設置し、主任ケアマネジャーや社会福祉士などの専門職を配置して、地域における高齢者の総合的な相談窓口として、いろいろな問題の解決を支援しています。

悩み相談をはじめ、虐待や消費者被害の防止、健康づくりや介護予防の提案、地域のケアマネジャーの支援、地域のさまざまな機関・専門家との連携協力体制づくりなど幅広い役割を果たしています。

同センターは、市民に分かりやすく親しまれるよう、通称“安心すこやかセンター（あんすこ）”として、事業を進めています。

(圏域の 65 歳以上は令和 7 年 3 月 31 日現在)

	圏域の 65 歳以上 (人)	延べ 相談人数 (人)	相談件数 複数件数あり (件)				
			総合相談	権利擁護	ケアマネ支援	介護予防	その他
グリーンヒルズ藤枝 (瀬戸谷・稲葉)	1,916	391	282	16	8	56	53
開寿園 (葉梨・広幡)	6,542	482	608	25	17	60	100
ふじトピア (西益津・藤枝)	10,169	1,079	775	11	22	264	33
社会福祉協議会 (青島一部)	7,571	658	783	21	140	58	58
第 2 開寿園 (青島一部・大洲)	6,969	562	534	25	19	62	59
第 2 開寿園高洲 (高洲) ※	6,869	793	533	31	49	112	70
亀寿の郷 (岡部)	4,110	720	472	20	109	72	38
合計	44,146	4,685	3,987	149	364	684	411

※延べ相談人数及び相談種別件数は、令和 6 年 12 月末までの愛華の郷（高洲・大洲一部）の実績を含む。

(イ) 認知症総合支援事業

【一般会計から介護保険任意事業に組み替え：国認知症施策推進5か年計画オレンジプラン（H26～）】

認知症の人の声を施策に反映させることを基本として、認知症とともに誰もが自分らしく暮らし続けるために本人同士が出会い交流する環境づくりや本人発信支援を行います。また認知症の人と家族がよりよく暮らし続けられるよう家族の支援を行います。

認知症地域支援推進員1名を地域包括ケア推進課に専任で1名、各安心すこやかセンターに兼務で1名配置しています。

平成28年1月、市内7カ所の安心すこやかセンターに「認知症初期集中支援チーム」が設置されました。複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヵ月）に行い、自立生活のサポートを行います。

a ぶらり本人ミーティング

令和2年度より、認知症の人同士が出会い交流することで、生活の工夫や前向きに暮らす手がかり等の情報交換が行えるよう、定期的を開催し、施策に反映する仕組みづくりを行っています。

年 度	2	3	4	5	6
開催回数（回）	9	10	11	12	12
本人参加延べ人数（人）	33	50	51	63	69

b 認知症見守りネットワーク事業

認知症などにより、行方不明になる可能性のある人の名前・住所・連絡先・写真等を事前に登録し、実際に行方不明になった時に、登録した情報を活用し、早期に発見・保護するための事業です。平成27年2月から開始しました。

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
実登録件数	280	306	337	337	373

(ウ) 生活支援体制整備事業【介護保険法 § 115 の 45 第 2 項第 5 号】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、市内全域または日常生活圏域を担当する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保等に努めるとともに、支え合いの地域づくりに関する定期的な情報共有及び連携強化（ネットワーク構築）の場として協議体を設置し、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう取組を積極的に進めています。

（単位：人またはカ所）

	第 1 層（市内全域）	第 2 層（日常生活圏域）
生活支援コーディネーター （地域支え合い推進員）	1	3
協議体 （支え合い地域づくり会議等）	1	10

※第 2 層の協議体については、日常生活圏域（10 地区）ごとに設置。

※協議体の名称は、設置・運営方法に合わせ「支え合い地域づくり会議」等の名称により実施。

ウ 任意事業

(ア) 介護者交流事業

介護者の日常の労苦に対する慰労と、介護者相互の交流及び研修等の支援事業を行っています。令和 6 年度は、介護者交流会を 4 回実施し、延べ 56 名の参加がありました。

(イ) 日常生活用具給付等事業

在宅で生活している要介護 3 以上かつ市民税非課税の高齢者で常時紙おむつを使用している方を介護する家族に、紙おむつ券を支給し、高齢者への介護支援及び家族負担軽減を図っています。令和 6 年度は、4,794 件の支給を行いました。

(ウ) 介護さわやか相談員派遣事業

サービスの質を向上させることを目的に、施設サービスの利用者の苦情や相談を施設に伝える介護さわやか相談員派遣事業を実施しています。令和 6 年度は 15 名の相談員を 27 施設に派遣しました。

(エ) 高齢者支援会議運営事業

市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する協議を行うため、多職種・多機関で構成する会議を行い、地域の課題や社会資源の把握から見えた課題を解決するための検討や施策への展開を図ります。

（令和 6 年度）

	委員数	開催回数	委員構成
高齢者支援会議	18 人	2 回	介護・福祉 11 人 保健・医療 4 人 警察 1 人 市民相談 1 人 その他 1 人

(オ) 藤枝市介護支援研究会活動支援事業

介護保険制度の適正な執行に向け、ケアマネジャーの連携と資質の向上を図るため、会員相互の情報交換や関係機関との連携・意見交換・研修会等の活動を実施しています。市では、本会の活動を支援しています。

(令和6年度)

	会長	会員数(人)	開催回数(回)	
			運営委員会	全体会
藤枝市介護支援研究会	福原 正規	173	8	4

(カ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害のある高齢者等の財産や権利を保護するための制度です。親族等から家庭裁判所への申し立てにより、後見人等が選任され、財産管理等に関する契約等の法律行為全般を保護しますが、身寄りがない等の理由で、親族等からの申し立てが期待できない場合は、市長に申立権が認められています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
市長申立件数	13	5	9	7	9
後見人等報酬助成件数	22	33	37	29	26

(キ) 認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識や対応方法を啓発するため、キャラバン・メイトと呼ばれる講師が地域、職場、学校などで講座を開き、認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成を行っています。

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
参加人数	990	716	350	247	389

12 児童福祉

児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されることを理念として、子育て・育児の支援や親等への経済的な支援、家庭相談や発達支援などを行っています。

(1) 保育所【児童福祉法 § 35】

保護者の労働等により保育の必要な乳児又は幼児を保育することを目的とした施設であり、現在市立 3、私立 9、計 12 か所が設置されています。

ア 私立保育所の概要

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

設立年月日	施設名	定員	所在地	経営主体
S28. 6. 1	青木橋保育園	90 名	南新屋 224-4	(福) 青木橋福祉会
S34. 4. 1	藤枝保育園	120 名	若王子 3-4-33	(福) 四恩会
S42. 6. 1	岡部聖母保育園	60 名	岡部町内谷 581-2	(福) 聖母福祉会
S43. 4. 1	藤枝聖マリア保育園	150 名	下薮田 733-1	(福) 聖母福祉会
H16. 12. 1	ひよこ保育園	90 名	青南町 2-6-66	(福) ひよこ福祉会
H24. 4. 1	ガゼルの森(保育部)	150 名	城南 1-5-5	(福) ハルモニア
H27. 4. 1	どんぐり保育園藤枝	60 名	前島 2-12-13	(株) セイワ企画
H28. 4. 1	あおぞら保育園	89 名	高岡 4-2-40	(株) みらい
H29. 4. 1	青葉ひよこ保育園	60 名	青葉町 3-8-14	(福) ひよこ福祉会

※城南保育園は、平成 24 年 4 月より民営化され、ガゼルの森として開園

イ 市立保育所の施設内容

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

名 称	前島保育園	みわ保育園	あさひな保育園
所 在 地	前島 3 丁目 16-31	岡部町三輪 685-2	岡部町宮島 517-1
事業開始年月日	S52. 4. 1	S55. 4. 1	H11. 10. 1
入所定員	150 名	75 名	70 名
敷地面積	2, 824. 50 m ²	7, 186. 65 m ²	2, 838. 60 m ²
建築面積	1, 041. 73 m ²	965. 25 m ²	595. 41 m ²
建物構造	鉄骨造平屋建	木造平屋建	木造平屋建
職 員 数	施設長 1 保育士 29 看護師 2 調理員 5 用務員 1 事務員 1	施設長 1 保育士 19 看護師 1 調理員 4 事務員 1	施設長 1 保育士 10 調理員 3 用務員 1

ウ 保育所入所状況

(各年度3月31日現在 単位：人)

	2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
前島	150	121	150	121	150	118	150	109	150	103
岡部みわ	75	61	75	54	75	52	75	54	75	57
岡部あさひな	70	46	70	44	70	36	70	29	70	25
藤枝	120	114	120	108	120	105	120	109	120	108
青木橋	90	90	90	94	90	90	90	88	90	88
藤枝聖マリア	150	152	150	146	150	148	150	150	150	149
たちばな	135	128	135	127	135	127	135	110	135	102
ひよこ	90	90	90	90	90	91	90	87	90	84
ふじの花	140	136	140	135	140	126	140	121	—	—
岡部聖母	60	72	60	72	60	71	60	71	60	70
わかば	60	64	60	68	60	66	60	65	—	—
ガゼルの森	150	138	150	136	150	134	150	114	150	101
どんぐり	60	60	60	59	60	60	60	60	60	58
あおぞら	89	86	89	86	89	89	89	88	89	88
青葉ひよこ	60	65	60	66	60	66	60	62	60	61
わかばみや	72	72	72	79	72	79	72	76	—	—
市内計	1,571	1,495	1,571	1,485	1,571	1,458	1,571	1,393	1,299	1,094
市外委託	—	24	—	25	—	18	—	23	—	26
合計	—	1,519	—	1,510	—	1,476	—	1,416	—	1,120

※ふじの花保育園、わかば保育園、わかばみや保育園は、令和6年4月1日より認定こども園に移行

※たちばな保育園は、令和7年4月1日より認定こども園に移行

※岡部みわ保育園、岡部あさひな保育園は、令和7年4月1日よりみわ保育園、あさひな保育園に名称変更

エ 保育所入所人員（年齢別）

（令和7年3月31日現在 単位：人）

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
市立	前島	10	13	16	18	22	24	103
	岡部みわ	3	4	10	13	15	12	57
	岡部あさひな	1	3	4	6	2	9	25
私立	藤枝	11	18	16	23	18	22	108
	青木橋	6	12	15	19	16	20	88
	藤枝聖マリア	15	23	24	29	28	30	149
	たちばな	8	12	18	18	22	24	102
	ひよこ	9	13	17	18	13	14	84
	岡部聖母	6	12	12	11	15	14	70
	ガゼルの森	6	12	16	20	25	22	101
	どんぐり	6	8	10	12	11	11	58
	あおぞら	9	14	14	17	16	18	88
	青葉ひよこ	8	10	10	10	11	12	61
市内計		98	154	182	214	214	232	1,094
市外委託		1	5	6	6	4	4	26
合 計		99	159	188	220	218	236	1,120

※たちばな保育園は、令和7年4月1日より認定こども園に移行

※岡部みわ保育園、岡部あさひな保育園は、令和7年4月1日よりみわ保育園、あさひな保育園に名称変更

(2) 幼稚園【学校教育法】

3歳から小学校就学までの幼児が学習するための教育施設であり、市内に10施設（私立）があります。

ア 幼稚園の概要

（令和7年4月1日現在）

設立認可年月日 (学校法人認可年月日)	施設名	定員	所在地	経営主体
S26. 8. 31 (S35. 3. 31)	藤枝聖母	240 名	茶町 1-2-51	(学) 静岡聖母学園
S27. 11. 4 (S53. 12. 26)	藤枝東	300 名	若王子 3-4-34	(学) 藤岡学園
S27. 11. 4 (S53. 12. 26)	藤枝西	90 名	茶町 1-1-33	(学) 藤岡学園
S30. 7. 25 (S48. 4. 1)	西益津	200 名	郡 1009	(学) 藤岡学園
S42. 5. 26 (S42. 5. 26)	藤岡	130 名	藤岡 2-7-1	(学) 藤岡学園
S59. 3. 15 (S59. 3. 15)	藤枝音羽	100 名	音羽町 3-10-6	(学) 藤岡学園
S32. 8. 17 (S35. 4. 14)	岡部聖母	210 名	岡部町内谷 1327-1	(学) 静岡聖母学園
S55. 3. 1 (S55. 3. 1)	平島	90 名	平島 602-99	(学) 藤枝スズキ学園
S19. 3. 25 (S27. 11. 4)	藤枝順心高等学校附属	420 名	前島 2-3-2	(学) 藤枝学園
S50. 11. 28 (S30. 7. 25)	高洲南	300 名	高洲 54-4	(学) 高洲学園

イ 幼稚園入園状況

(各年5月1日現在 単位：人)

園名	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
	定員	入園 児童数	定員	入園 児童数	定員	入園 児童数	定員	入園 児童数	定員	入園 児童数
藤枝聖母	240	65	240	58	240	60	240	43	240	41
藤枝東	300	147	300	114	300	108	300	94	300	67
藤枝西	90	46	90	45	90	45	90	43	90	31
西益津	200	73	200	71	200	69	200	62	200	63
藤岡	130	65	130	52	130	48	130	54	130	52
藤枝音羽	100	60	100	45	100	34	100	38	100	40
岡部聖母	210	115	210	98	210	87	210	80	210	71
平島	90	54	90	55	90	42	90	42	90	41
藤枝順心 高等学校 附属	420	314	420	330	420	335	420	326	420	321
高洲	300	150	300	160	300	151	—	—	—	—
高洲南	300	122	300	117	300	98	300	78	300	66
合計	2,380	1,211	2,380	1,145	2,380	1,077	2,080	860	2,080	793

ウ 幼稚園入園人員（年齢別）

(令和7年5月1日現在 単位：人)

園名	満3歳	3歳	4歳	5歳	合計
藤枝聖母	1	15	13	12	41
藤枝東	0	7	33	27	67
藤枝西	1	8	13	9	31
西益津	2	17	19	25	63
藤岡	1	12	25	14	52
藤枝音羽	2	12	19	7	40
岡部聖母	0	20	23	28	71
平島	0	13	16	12	41
藤枝順心高等 学校附属	3	107	100	111	321
高洲南	0	22	21	23	66
合計	10	233	282	268	793

(3) 認定こども園【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 § 12】

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、市内に14園（私立）あります。

ア 認定こども園の概要

（令和7年4月1日現在）

認可認定年月日 (法人認可年月日)	施設名	定員	所在地	経営主体
H23. 4. 1 (S46. 12. 23)	幼保連携型認定こども園 青島こども園	194 名	小石川町 4-1-3	(学)大雄学園
H26. 4. 1 (S39. 3. 30)	広幡こども園	252 名	鬼島 393	(学)広幡学園
H29. 3. 30 (S53. 3. 27)	認定こども園 藤枝橋幼稚園	35 名	北方 1130-13	(学)橋学園
H30. 3. 30 (S36. 4. 1)	駿河台こども園	150 名	駿河台 2-13-2	(学)法城学園
H30. 3. 30 (S46. 4. 1)	こばとこども園	135 名	瀬戸新屋 70	
H30. 3. 30 (S33. 12. 23)	大洲こども園	207 名	大洲 2-27-13	(学)大洲学園
H31. 3. 29 (S30. 3. 22)	いなばこども園	114 名	堀之内 520-3	(学)稲葉学園
R2. 3. 27 (S47. 3. 27)	せとやこども園	48 名	本郷 225	(学)瀬戸谷学園
R2. 3. 27 (S46. 12. 23)	幼保連携型認定こども園 志太こども園	159 名	志太 2-10-30	(学)大雄学園
R3. 3. 29 (S35. 4. 14)	幼保連携型認定こども園 葉梨こども園	186 名	下之郷 1713-6	(学)葉梨学園
R6. 3. 21 (S30. 7. 25)	幼保連携型認定こども園 高洲こども園	225 名	高柳 2-6-1	(学)高洲学園
R6. 3. 21 (H22. 5. 10)	プメハナ リコこども園	68 名	大東町 47-1	(福)若葉福祉会
R6. 3. 21 (H22. 5. 10)	プメハナ リコエルアこども園	80 名	兵太夫 505-11	(福)若葉福祉会
R6. 3. 21 (S46. 12. 23)	幼保連携型認定こども園 ふじの花こども園	100 名	与左衛門 41-8	(学)大雄学園
R7. 3. 27 (S53. 6. 26)	保育所型認定こども園 たちばな保育園	106 名	上当間 443-3	(福)青山会

※高洲こども園は、令和6年4月1日より幼稚園から認定こども園に移行（旧 高洲幼稚園）

※プメハナ リコこども園、プメハナ リコエルアこども園、ふじの花こども園は、令和6年4月1日より保育所から認定こども園に移行（旧 わかば保育園、わかばみや保育園、ふじの花保育園）

※たちばな保育園は、令和7年4月1日より認可保育所から保育所型認定こども園に移行

イ 認定こども園入園状況

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

園名	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度		6 年度	
	定員	入園児童数	定員	入園児童数	定員	入園児童数	定員	入園児童数	定員	入園児童数
青島こども園 (1 号)	270	230	270	212	270	182	180	159	180	133
〃 (2 号・3 号)	89	106	89	106	89	106	89	106	89	105
広幡こども園 (1 号)	156	106	156	111	156	95	156	77	156	76
〃 (2 号・3 号)	96	108	96	101	96	107	96	106	96	106
藤枝橋幼稚園 (1 号)	40	17	40	26	40	23	25	23	25	19
〃 (2 号)	30	27	30	24	30	18	30	15	30	22
駿河台こども園 (1 号)	148	101	148	97	148	77	102	62	102	60
〃 (2 号・3 号)	75	70	75	78	75	81	90	79	90	88
こばとこども園 (1 号)	190	140	190	116	190	102	130	79	130	75
〃 (2 号)	60	53	60	58	60	58	60	56	60	56
大洲こども園 (1 号)	141	92	141	70	141	67	117	67	117	73
〃 (2 号・3 号)	75	76	75	80	75	84	90	83	90	83
いなばこども園 (1 号)	45	20	45	17	45	19	45	18	45	14
〃 (2 号・3 号)	69	58	69	67	69	66	69	67	69	68
せとやこども園 (1 号)	32	13	15	12	15	13	15	12	15	9
〃 (2 号・3 号)	33	27	33	35	33	35	33	37	33	39
志太こども園 (1 号)	81	90	81	90	81	92	81	88	81	87
〃 (2 号・3 号)	78	85	78	89	78	90	78	92	78	91
葉梨こども園 (1 号)	—	—	96	93	96	85	96	79	96	69
〃 (2 号・3 号)	—	—	90	72	90	82	90	90	90	90
高洲こども園 (1 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	150	119
〃 (2 号・3 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	45	75
ブナキヨこども園 (1 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	8	0
〃 (2 号・3 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	60	63
ブナキヨこども園 (1 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	8	2
〃 (2 号・3 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	72	73
ふじの花こども園 (1 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	6	1
〃 (2 号・3 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	94	105
合計	1,708	1,419	1,877	1,554	1,877	1,482	1,672	1,395	2,115	1,801

ウ 認定こども園人員（年齢別）

（令和 7 年 3 月 31 日現在 単位：人）

園名	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
青島こども園（1号）			15	39	36	43	133
〃（2号・3号）	9	18	18	21	20	19	105
広幡こども園（1号）			5	28	23	20	76
〃（2号・3号）	5	17	16	21	24	23	106
藤枝橘幼稚園（1号）			2	6	1	10	19
〃（2号）	0	0	2	3	6	11	22
駿河台こども園（1号）			5	19	17	19	60
〃（2号・3号）	6	12	12	20	17	21	88
こばとこども園（1号）			11	13	23	28	75
〃（2号）	0	0	0	19	18	19	56
大洲こども園（1号）			16	15	20	22	73
〃（2号・3号）	6	10	12	15	20	20	83
いなばこども園（1号）			0	3	6	5	14
〃（2号・3号）	6	9	8	15	15	15	68
せとやこども園（1号）			0	3	2	4	9
〃（2号・3号）	3	6	6	8	7	9	39
志太こども園（1号）			10	25	26	26	87
〃（2号・3号）	9	14	13	17	16	22	91
葉梨こども園（1号）			9	16	19	25	69
〃（2号・3号）	6	12	12	20	20	20	90
高洲こども園（1号）			16	36	30	37	119
〃（2号・3号）	6	12	12	14	18	13	75
ブメナ リコこども園（1号）			0	0	0	0	0
〃（2号・3号）	6	10	12	10	11	14	63
ブメナ リコエルアこども園（1号）			0	1	1	0	2
〃（2号・3号）	6	14	12	13	13	15	73
ふじの花こども園（1号）			0	0	1	0	1
〃（2号・3号）	9	12	16	20	23	25	105
合計	77	146	240	420	433	485	1,801

※1号の2歳は、満3歳入園

(4) 地域型保育事業【児童福祉法 § 34-15】

市が認可した事業所で、0～2歳児を対象とした施設であり、市内に31箇所あります。

ア 地域型保育事業 定員数

(令和7年4月1日現在 単位：人)

施設種別	園名	定員
小規模保育事業A型	チャイルドルーム・リリー藪田園	12
	もりのいえ保育園	6
	らんらん保育園	15
	あいキッズランドたぬま園	19
	あいキッズランドみなみ園	19
	ほのぼの保育園	16
	みらい保育園	19
	保育所さばう藤枝郡園	15
	すまいる保育園	12
	すばる保育園	12
	あおぞらキッズ保育園	19
	いちご保育園	12
	藤枝のんのん保育園	19
	Orange Egg	19
	Preschool ALICE	19
	ミキネおひさまの森保育園	12
	古民家保育園かえるの家	19
	チャイルドルーム・リリー高洲園	19
	アンテレ保育園	12
	風の子の家	18
	キッズルーム・リトルハッピー	19
小規模保育事業C型	つくしんぼ保育園	9
	さくらママ	10
	しらゆり保育園	9
	ひまわり保育所	9
	わんぱくルーム	9
家庭的保育事業	さくらんぼ保育園	5
	リトルリリー保育室	5
事業所内保育事業	プティ保育園	27
	平成会ひまわり保育所	25
	プティ藤枝南園	27
計		467

イ 地域型保育事業利用人員（年齢別）

（令和 7 年 3 月 31 日現在 単位：人）

施設種別	園名	0 歳児	1 歳児	2 歳児	合計
小規模保育事業 A 型	チャイルドルームリリー薮田園	0	6	6	12
	もりのいえ保育園	0	2	4	6
	らんらん保育園	4	7	5	16
	あいキッズランドたぬま園	9	13	0	22
	あいキッズランドみなみ園	0	4	11	15
	ほのぼの保育園	2	8	5	15
	みらい保育園	6	5	7	18
	保育所きぼう藤枝郡園	3	8	5	16
	すまいる保育園	1	7	3	11
	すばる保育園	3	4	6	13
	あおぞらキッズ保育園	5	7	8	20
	藤枝のんのん保育園	6	5	5	16
	いちご保育園	7	2	3	12
	preschool ALICE	4	9	4	17
	ミキネおひさまの森保育園	3	6	4	13
	古民家保育園かえるの家	2	3	11	16
	Orange Egg	3	10	4	17
	チャイルドルームリリー高洲園	2	5	9	16
	アンテレ保育園	2	4	7	13
	風の子の家	3	4	5	12
	キッズルーム・リトルハッピー	4	4	7	15
小規模保育事業 C 型	つくしんぼ	2	6	0	8
	さくらママ	6	4	0	10
	しらゆり	2	7	0	9
	ひまわり	1	4	4	9
	わんぱくルーム	4	2	2	8
家庭的保育事業	さくらんぼ	1	2	3	6
	リトルリリー	3	1	1	5
事業所内保育事業	プティ保育園	6	7	10	23
	平成会ひまわり保育所	4	4	8	16
	プティ藤枝南園	5	10	7	22
計		103	170	154	427

(5) 家庭児童相談

家庭における家族関係等を改善し、子どもの健全な成長と自立を促すため、子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもや家族への援助を行っています。令和4年度から若者の相談（居場所支援・就労支援・学び直し支援）にも対応しています。

（DV・女性相談等）

ア 家庭児童相談状況【児童福祉法 § 10】（重複あり）

（単位：件）

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
性 格 生 活 習 慣 等	81	236	245	284	341
知 能 言 語	45	40	59	28	116
学 校 生 活 等	2,022	2,247	2,809	2,717	2,403
非 行	42	32	27	28	54
家 族 関 係	4,042	4,244	4,645	4,273	5,037
環 境 福 祉	1,480	1,456	1,489	1,536	2,016
心 身 障 害	125	199	133	175	454
そ の 他（DV・女性相談）	2,171	2,352	2,349	2,831	2,951
計	10,008	10,806	11,756	11,940	13,372
相 談 指 導 し た 回 数	7,354	7,713	8,468	8,327	7,560
若 者 相 談	—	—	81	68	125

イ 養育支援家庭訪問事業【児童福祉法 § 21-10-2】

おおむね1歳未満の子を持つ養育者の安定した養育と虐待の未然防止を図るため、若年の妊婦、育児ストレス、産後うつ等による子育てに対する強い不安や孤立感を持つ家庭や、食事・衣服の状況などの生活環境について不適切な養育状態にある家庭など、虐待リスクが高い特に支援が必要と認められる家庭に対し、訪問を行い、育児相談や養育援助などを実施しています。

	2	3	4	5	6
利 用 者（人）	63	68	95	91	75
新 規（人）	33	46	54	48	46
継 続（人）	30	22	41	43	29
訪問回数（回）	1,270	1,348	1,535	1,388	1,129
終 了 者（人）	41	27	52	62	38

ウ 子ども・若者総合サポート会議（要保護児童対策地域協議会、子ども・若者支援地域協議会）

【児童福祉法 § 25-2、子ども・若者育成支援推進法 § 19-1】

社会生活を円滑に営むことに困難を有するこども・若者及びDV被害者などに対し、地域の関係機関等が連携して総合的に支援するため、その協議の場として、「子ども・若者総合サポート会議」を設置し、住民、学校、警察、医師、行政等地域関係者による情報交換や支援内容の協議を行っています。

子ども・若者総合サポート会議	2 回
実務者会議（児童虐待・DV 部会）	10 回
実務者会議（発達支援部会）	4 回
実務者会議（児童生徒支援部会）	11 回
実務者会議（若者支援部会）	4 回

エ 児童福祉施設別措置等状況【児童福祉法 § 21 の 5 の 3、§ 27】

児童が養育されている家庭環境やその他の環境上の理由などにより、児童の保護や生活指導等を要する場合に養護施設及び支援施設に入所させ、その自立を支援しています。障害児入所施設では、障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行っており、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

（単位：人）

種 別	施 設	措置等児童数 (R6.3.31現在)	新規措置等 及び転入数	措置解除等 及び転出数	措置等児童数 (R7.3.31現在)
児 童 自 立 支 援 施 設	三 方 原 学 園	2	1	2	1
	静 岡 ホ ー ム	7	0	1	6
	春 風 寮	5	0	1	4
	清 明 寮	2	0	0	2
	誠信少年少女の家	2	0	0	2
	まきばの家	2	0	2	0
乳 児 院	静 岡 乳 児 院	2	1	0	3
	み どり 園	0	0	0	0
児 童 心 理 治 療 施 設	吉原林間学園	0	1	0	1
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	駿 遠 学 園	1	0	0	1
	磐 田 学 園	4	0	0	4
	安 倍 学 園	0	0	0	0
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	静岡医療福祉センター児童部	0	0	0	0
計		27	3	6	24

(6) 発達支援事業【発達障害者支援法 §3】

発達障害及び発達に課題がある児童の早期発見・早期支援を目的に、市に心理判定員・保育士・巡回支援専門員・専門相談員等を配置しています。市域における機関連携のキーステーションとして、0歳から18歳までの一貫した支援ネットワークを構築し、様々な事業を行います。

ア 発達相談及び心理・発達検査

(ア) 発達相談

子どもの発達や発達の課題について、保育士・心理判定員・専門相談員等が、保護者・家族や本人の相談に応じています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
3歳未満児	53	27	34	12	8
3歳以上児	73	106	94	101	66
小学生	78	94	215	243	362
中学生	40	38	50	139	186
中学卒業以降	14	13	53	53	69
合 計	258	278	446	548	691

(イ) 心理・発達検査

発達に課題がある児童の支援方法を検討するために、心理判定員による発達検査を実施しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
3歳未満児	13	0	0	0	0
3歳以上児	79	62	57	64	64
小学生	230	253	250	205	287
中学生	45	23	32	33	35
高校生	1	0	1	1	0
合計	368	338	340	303	386

イ 在宅支援事業

市内の児童発達支援センター「ガゼルの森」が実施していた、発達に課題がある児童が、在籍する園から定期的に通園する「親子通園・並行通園事業」を令和6年度からは市が実施しています。さらに、令和7年度からはみわ保育園内の「発達支援研修センター」にて実施しています。

(ア) 親子通園

言葉や運動の発達、理解がゆっくりなどの発達に課題がある2歳児を対象に、親子のふれあいによる運動遊び等を通した早期療育を実施し、発達の遅れや偏りの軽減を図ります。

(イ) 並行通園

言葉や運動の発達、理解がゆっくりなどの発達に課題がある年少から年長の児童を対象に、運動遊びや集団遊び等を通した小集団指導による療育を実施し、達成感や自己肯定感を高め、幼稚園等の集団の場における適応を促します。

年 度	2	3	4	5	6
親子通園	71 回	20 回	31 回	40 回	16 回
	延 238 人	延 57 人	延 106 人	延 111 人	延 49 人
並行通園	98 回	155 回	139 回	119 回	99 回
	延 427 人	延 571 人	延 447 人	延 405 人	延 417 人

ウ 保護者・家族支援事業

(ア) ペアレント・トレーニング

発達に課題がある児童の保護者を対象に、保護者自身がこどもの行動に対する理解を深め、適切な対応法を学ぶための 1 クール 5 回の教室を実施しています。

(イ) ペアレント・プログラム

発達に課題がある児童や子育てに難しさを感じる保護者を対象に、保護者自身が子どもの行動を客観的に捉えるための 1 クール 6 回の学習会を実施しています。

(ウ) 親塾

発達に課題がある児童の保護者等を対象に、具体的な支援方法を学ぶための研修会を実施しています。

(エ) 病院連携事業

発達に課題がある児童の保護者や支援者を対象に、日常生活や学習にかかわる動作の獲得に向けた知識やスキルを学ぶ機会を、また、地域において早期から専門的な支援を受ける機会を提供するため、聖稜リハビリテーション病院と行政が連携し、言語聴覚士（ST）や作業療法士（OT）による個別相談会、研修会を実施しています。

年 度	2	3	4	5	6
ペアレント・トレーニング	延 60 人 1 クール	延 90 人 2 クール	延 54 人 1 クール	延 37 人 1 クール	延 45 人 1 クール
ペアレント・プログラム (通常型)	延 66 人 1 クール	延 72 人 2 クール	延 36 人 1 クール	延 48 人 1 クール	延 42 人 1 クール
親塾	148 人 4 回	95 人 4 回	135 人 4 回	384 人 4 回	95 人 4 回
病院連携事業	47 人 6 回	27 人 3 回	49 人 4 回	延 75 人 4 回	延 51 人 5 回

エ 巡回支援事業（巡回相談）

児童の発達特性に早期に気づき適切に対応するため、巡回支援専門員・保育士・心理判定員が、幼稚園・保育所・認定こども園等を訪問し、保護者と園に対し、発達支援のための助言等を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
巡回園	29 園	29 園	29 園	27 園	34 園
訪問回数	249 回	215 回	190 回	214 回	223 回
対象児実人数	90 人	103 人	77 人	91 人	102 人

オ 人材育成・啓発事業

幼稚園・保育所・認定こども園等の職員を対象に、発達に課題がある児童への専門的な理解と支援力を上げるための研修会や連絡会を実施しています。また、一般市民を対象に、発達障害児・者及び発達に課題がある人についての地域における理解を広げるため、普及・啓発活動を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
発達支援実践セミナー	延 275 人 8 回	延 340 人 8 回	延 393 人 8 回	延 760 人 8 回	延 636 人 8 回
発達支援コーディネーター 連絡会	延 68 人 2 回	延 140 人 3 回	延 131 人 3 回	延 134 人 3 回	延 140 人 3 回
支援機関サポート事業	18 回 9 か所	10 回 8 か所	8 回 7 か所	5 回 1 か所	9 回 7 か所
藤枝市発達障害児者 療育支援研修会	133 人	128 人	130 人	189 人	131 人
市民セミナー	動画配信 1,048 回 (視聴回数)	動画配信 33 回 (視聴回数)	—	動画配信 379 回 (視聴回数)	—
福祉教育等への講師派遣	○	○	250 人 11 回	211 人 7 回	240 人 9 回

カ 家庭・教育・福祉連携推進事業

複雑化した課題に対する支援の役割分担を明確にするために、こども発達支援課に地域連携推進マネジャーを配置し、関係機関の連携強化に努めました。

年 度	3	4	5	6
発達支援連携学習会	—	—	58 人 3 校	134 人 6 校
ピア・サポート 推進事業	6 人 1 回	7 人 1 回	9 人 2 回	9 人 2 回
学校巡回支援事業	—	11 人 5 校	15 人 8 校	12 人 8 校

キ こども・若者の居場所づくり事業

こどもたちが安心して過ごせる環境で、自己肯定感、人と関わる力、生活習慣、学習習慣など、将来の自立に向けて生き抜く力を育むため、発達に課題があるなどの理由で不登校になっているこども・若者を対象としたこどもの居場所づくり事業を実施しています。

年 度	6
居場所支援	延 1,104 人 26 人
訪問支援	延 89 人 37 人
保護者支援	延 191 回 20 人

(7) 障害児（児童）通所支援事業【児童福祉法 § 21 の 5 の 2 と 5】

ア 児童発達支援

発達障害の早期療育を図るため、児童発達支援センター・児童発達支援事業所における福祉サービスによる療育を行っています。

年 度		2	3	4	5	6
利用事業所数 (箇所)	市内	7	10	10→9	9	9
	市外	4	8	5	7	7
利用実人数（人）		182	212	224	245	253
延利用件数（件）		1,851	2,161	2,522	2,445	2,503

イ 保育所等訪問支援

発達に課題のある児童の早期療育を図るため、児童発達支援センターの職員が幼稚園・保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
利用実人数（人）	74	111	80	16	3
延利用件数（件）	519	531	253	16	15

ウ 放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校に就学している障害児に対し、学校教育と相まって障害児の自立につながる療育を提供するため、放課後や夏休み等の長期休業において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行っています。

年 度		2	3	4	5	6
利用事業所数 (箇所)	市内	16	17	17	16	17
	市外	24	25	21	20	26
利用実人数 (人)		288	319	349	378	336
延人員 (人)		5, 282	5, 676	5, 853	6, 194	6, 175

(8) 障害児相談支援【児童福祉法 § 24 の 25】

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適正なサービス利用を行うため、障害児支援計画を作成し、よりきめ細かな支援を実施しています。児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する場合には支援計画の作成が必要となります。

年 度	2	3	4	5	6
利用実人員 (人)	458	549	576	596	595
利用事業所数 (箇所)	5	7	5	5	6

(9) 高額障害児通所給付【児童福祉法 § 21 の 5 の 12】

障害福祉サービス等における負担軽減を図るため、利用者の障害福祉サービスに係る自己負担額が上限額を超える場合に、その超過分を支給しています。

年 度	2	3	4	5	6
実人数 (人)	15	14	11	9	12
延件数 (件)	97	133	90	46	90

(10) 児童手当制度【児童手当法】

家庭の生活安定と次代の社会を担う児童の健全な育成等を目的として、児童を養育している父母などに児童手当等を支給しています。

児童手当支給状況

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
受給者数	8,989	8,804	8,499	8,114	10,328
対象児童数	15,365	15,039	14,512	13,804	17,995

特例給付支給状況（児童手当所得制限範囲外の者）

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
受給者数	653	609	363	343	－
対象児童数	1,143	1,059	601	571	－

- ・平成 12 年度～平成 15 年度 … 3 歳以上 6 歳までの就学前児童分
- ・平成 16 年度、平成 17 年度 … 3 歳以上 9 歳までの小学校第 3 学年修了前児童分
- ・平成 18 年度 … 3 歳以上小学校修了前児童分
- ・平成 24 年度～ … 支給額は、子ども手当特措法と同じであるが、さらに所得制限が適用され、所得制限範囲外については、特例給付として、児童 1 人当たり月額 5,000 円（一律）となった。
- ・令和 4 年度～ … 所得上限限度額の新設により、上限限度額を超過した者は受給資格消滅（※認定請求の場合は却下）となった。
- ・令和 6 年 10 月分～ … 支給対象年齢延長：高校生年代（18 歳の誕生日後最初の 3 月末）まで拡大。
所得制限の撤廃：所得に関係なく支給。特例給付廃止。
多子加算の拡充：第 3 子以降の 0 歳～高校生年代まで月 3 万円支給。
大学生年代の子も加算対象のカウントに含む。
支給月の変更：年 6 回（偶数月）支給。

(11) 子育て支援事業

出生数の低下、核家族化などにより、地域や家庭での子育て機能が低下しているため、安心して、地域で子どもを産み育てられるよう、さまざまな子育て支援事業を実施しています。

ア 地域子育て支援拠点事業【児童福祉法 § 34 の 11】

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域に子育て支援センターを設置し、育児相談や子育て関連情報の提供、子育てサークルの育成などを行っています。また、保健センターと連携し妊娠から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。

(各年度 3 月 31 日現在 単位：回、人)

年 度	2		3		4		5		6	
	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数
ふじの花保育園	330	1,216	375	1,024	376	1,012	410	1,142	—	—
前島保育園	340	5,445	365	5,443	390	5,434	391	7,861	385	9,150
たちばな保育園	312	2,836	321	2,574	366	2,503	376	2,746	376	2,158
青木橋保育園	322	3,736	382	2,898	408	2,968	417	3,663	401	2,749
藤枝保育園	321	2,896	340	2,402	369	2,569	365	2,874	359	4,156
藤枝聖マリア保育園	370	3,761	359	3,016	427	3,975	448	4,529	444	4,107
あさひな保育園	281	1,690	297	916	323	1,665	319	1,870	312	1,790
にこにこ広場	368	11,763	403	11,522	812	15,600	519	15,561	406	13,733
高洲こども広場	392	14,765	444	16,102	508	20,707	503	24,649	513	24,140
きすみれちびっくルーム	312	7,332	325	4,970	354	6,735	428	8,203	421	9,242
ひよこ保育園	279	2,406	283	3,305	318	4,586	313	4,758	328	3,396
ガゼルの森	272	5,968	291	6,120	302	6,596	281	6,957	284	7,560
藤枝子ども広場	343	16,081	380	17,975	459	18,535	480	20,308	514	21,514
葉梨わくわく広場	47	1,217	385	10,600	452	13,099	470	15,297	476	17,771
合 計	4,289	81,112	4,950	88,867	5,864	105,984	5,720	120,418	5,219	121,466

イ ファミリー・サポート・センター事業【児童福祉法 § 21 の 9、児童福祉法施行令 § 19-1-3】

地域での育児援助体制を充実するため、藤の里ファミリー・サポート・センターを設置し、育児の援助したい人と育児の援助を受けたい人が、お互いに会員になって、子育て世帯における一時的な保育等を援助する事業を行っています。また、発達に課題を持つ子どもの育児の援助を行っています。

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人、回)

年 度	2	3	4	5	6
依頼会員	806	789	767	719	638
提供会員	265	266	269	281	292
両方会員	63	54	51	45	39
合 計	1,134	1,109	1,087	1,045	969
活動回数	3,744	2,262	1,719	1,987	1,485

ウ 育児サポーター派遣事業【藤枝市育児サポーター派遣事業実施要綱】

生後間もないこどもの適切な子育てを支援するため、生後間もなくから、概ね1歳までのこどもを持つ親で様々な理由により家族からの育児支援を受けられない状況にある者に対して、保育士が家庭を訪問し、授乳、沐浴、離乳食等の補助や育児の相談、助言を行っています。（延60時間以内）

（各年度3月31日現在）

年 度	2	3	4	5	6
登録人数（人）	152	177	121	115	110
利用者（人）	176	212	181	168	165
派遣回数（回）	1,936	2,166	2,152	2,227	2,097
派遣時間（時間）	2,197	2,334	2,272	2,520	2,523

・利用者の声を参考に令和2年度より要綱を改正し、生後180日までの支援期間を1歳の誕生日までとし、利用時間数40時間を60時間に拡大し、子育て家庭のニーズに応じている。

エ 藤枝おやこ館【市単独事業：市民による子育て支援事業費補助金要綱】

子育て中の親が、買い物途中などに気軽に立ち寄り子育てに関する様々な支援が受けられることができるよう、BiVi 藤枝2階に「藤枝おやこ館」を設置しています。

藤枝おやこ館は、カウンセラーや保育士等からなる市民団体「藤枝おやこ館運営協議会」が運営しており、親子で自由に遊べるスペースや子育て中の親子が気軽に語り合えるサロンを設けるとともに、子育て講座や育児相談、助言なども行っています。

なお本施設は、BiVi 藤枝を経営する民間企業から空きテナントが安価で提供されており、また、市では事業に対して支援を行っています。

（単位：人）

年 度	2	3	4	5	6
利用人数	8,032	9,295	12,165	12,317	12,204

オ 子育てコンシェルジュ事業【子ども・子育て支援法 § 59-1-1】利用者支援事業

保育サービスの有効活用及び保護者の不安解消を図るため、誰もが安心して気軽に子育てや健康に関して話ができる体制として、子育てコンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者の相談業務を行っています。

子育てコンシェルジュには、保育サービス等に精通した人材（保育士・幼稚園教諭等）を採用し、保育サービスの利用に関する相談業務、入所待機児のアフターフォロー業務、保育資源・保育サービスの情報収集業務など、保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつける支援をしています。

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
窓口相談	1,716	1,069	1,151	1,793	1,879
電話相談	605	2,039	1,344	406	185
合 計	2,321	3,108	2,495	2,199	2,064

カ れんげじスマイルホール【児童福祉法 § 34 の 11】地域子育て支援拠点事業

藤枝ならではの“スポーツ・健康づくり”の子育て支援施設として、次代を担うこどもたちに運動の習慣付け、強い身体づくりをサポートすることを目的に、「からだづくり応援施設」をコンセプトに運営しています。

プレイゾーンの利用者数

（単位：組、人）

年 度	2	3	4	5	6
利用組数	27,231	26,241	29,541	35,374	38,012
利用者数	73,114	70,950	81,576	98,566	108,549

スポーツゾーン貸出し利用者数

（単位：件、人）

年 度	2	3	4	5	6
利用件数	230	228	270	309	303
利用者数	2,533	2,412	3,269	5,036	3,515

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【児童福祉法 § 21 の 10】

小学校の放課後や夏休み、冬休みといった長期休業中などに保護者の労働等の理由によって保護者が不在となる小学校に就学している児童の健やかな成長を図るため、小学校敷地内に家庭に代わる生活の場を開設し、地域と放課後児童指導員が連携して基本的生活習慣が身に付けられるよう自立に向けた支援をしています。

これまで運営は各放課後児童クラブ運営委員会で行っていましたが、統一的な管理によるサービスの質の向上を図るため、平成 25 年度から、藤枝市社会福祉協議会へ一括して委託をしています。（民設民営を除く）

平成 27 年度より対象児童が 6 年生まで拡大されたことに伴い、余裕教室等の活用にも努めるとともに、専用施設を整備し、待機児童の解消に努めています。

【公設民営クラブ】

（令和 7 年 4 月 1 日現在 単位：人）

No.	クラブ名	小学校区	実施場所	児童数						
				計	内訳					
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
1	すこやか第 1	高洲	学校敷地内専用施設	45	23	16	6	-	-	-
2	すこやか第 2		学校敷地内専用施設	55	26	18	11	-	-	-
3	すこやか第 3		学校敷地内専用施設	51	19	20	11	1	-	-
4	おおす	大洲	学校の余裕教室	63	17	25	8	10	3	-
5	おおぞら第 1	青島北	学校の余裕教室	74	17	14	15	13	11	4
6	おおぞら第 2		学校敷地内専用施設	44	12	10	12	10	-	-
7	ゆたかっこ第 1	広幡	学校敷地内専用施設	50	20	19	11	-	-	-
8	ゆたかっこ第 2		学校敷地内専用施設	50	21	17	12	-	-	-
9	あすなろ	西益津	学校の余裕教室	75	27	28	12	6	2	-
10	みなみっこ第 1	高洲南	学校敷地内専用施設	56	28	15	12	1	-	-
11	みなみっこ第 2		学校敷地内専用施設	36	14	11	11	-	-	-
12	みなみっこ第 3		学校敷地内専用施設	35	10	10	11	4	-	-
13	くすのきっこ	藤岡	学校の余裕教室	26	9	9	7	-	1	-
14	なかよし	藤枝中央	学校の余裕教室	66	17	24	16	5	4	-
15	いくしん第 1	葉梨	学校敷地内専用施設	47	15	12	13	5	-	2
16	いくしん第 2		学校敷地内専用施設	35	9	10	10	2	4	-
17	えだっこ		学校隣接地専用施設	43	9	13	10	9	1	1
18	まつばっこ第 1	青島	学校敷地内専用施設	70	20	23	16	10	1	-
19	まつばっこ第 2		学校敷地内専用施設	52	20	16	10	4	2	-
20	まつばっこ第 3		学校敷地内専用施設	40	19	12	5	4	-	-
21	まつばっこ第 4		学校敷地内専用施設	42	20	13	5	4	-	-
22	いなば	稲葉	学校敷地内専用施設	29	8	8	7	6	-	-
23	ふじっこ	藤枝	学校敷地内専用施設	73	23	25	15	10	-	-
24	ひがしっこ第 1	青島東	学校敷地内専用施設	59	24	24	11	-	-	-
25	ひがしっこ第 2		学校敷地内専用施設	50	21	22	7	-	-	-
26	せとやっ子	瀬戸谷	学校の余裕教室	16	7	-	7	2	-	-
27	せいほく	葉梨西北	学校の余裕教室	15	1	3	6	4	-	1

No.	クラブ名	小学校区	実施場所	児童数						
				計	内訳					
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
28	おかべっこ	岡部	学校の余裕教室	78	33	16	23	5	1	-
29	あさひな	朝比奈第一	学校敷地内専用施設	13	6	6	-	-	-	1
合 計				1,393	498	445	289	118	35	8

【民設民営クラブ】

(令和 7 年 4 月 1 日現在 単位：人)

No.	クラブ名	小学校区	実施場所	児童数						
				計	内訳					
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
30	こどものひろば	青島東	藤枝市小石川町地内	28	5	4	4	6	3	6
合 計				28	5	4	4	6	3	6

(13) こども医療費助成制度【県補助事業（一部市単独）：こども医療費助成事業費補助金交付要綱他】

こどもの疾病を早期に発見し、適切な治療をもって疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図り、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とし、18 歳までのこどもを対象に医療費の助成を行っています。

ア 助成内容

保護者は、医療保険各法に基づく自己負担（2 割又は 3 割負担）分について負担する必要なく、市が全額負担します。

■通院…自己負担額 無料

■入院…自己負担額 無料（入院時食事療養費も対象となります）

イ 助成実績

(単位：円)

年 度	2	3	4	5	6
県補助対象分	493,036,256	527,763,941	546,011,160	620,734,062	675,001,012
市単独分	70,610	72,410	956,710	354,040	145,390
事務費等	40,905,277	43,426,376	44,574,390	50,190,305	51,527,076
合 計	534,012,143	571,262,727	591,542,260	671,278,407	726,673,478

※ 平成 21 年 4 月から助成対象を「中学生まで」に拡大。

※ 平成 24 年 10 月から小・中学生の通院についても県補助対象。

※ 平成 28 年 4 月から受給者証発行による現物給付を中学生まで拡大。

※ 平成 30 年 4 月から入院時の自己負担額を無料に、10 月診療分からは対象児童の年齢を 18 歳まで拡大。

※ 平成 31 年 4 月から県補助対象の所得制限撤廃。

※ 令和 6 年 10 月診療分から通院時の自己負担額を無料に、入院時の食事療養費も助成対象に拡大。

(14) 未熟児養育医療費助成【母子保健法 § 20】

未熟児は、疾病にかかりやすい等の理由により、出生後、すみやかに適切な処置を講ずることが必要であるため、指定養育医療機関において保護者の経済的負担を軽減し、医療費の助成を行っています。

ア 給付内容

保護者は、医療保険各法に基づく自己負担（2 割）分について、未熟児の属する世帯の前年の市町村民税額等から算出された自己負担額を負担し、その差額について市が負担しています。

なお、保護者が支払う自己負担額についても、「こども医療費助成制度」の対象となります。

（平成 25 年度より県から市に権限移譲）

イ 給付実績

年 度	2	3	4	5	6
対象人員（人）	42	53	45	66	41
支給件数（件）	99	129	106	136	73
金 額（円）	9,249,652	13,507,408	9,487,509	14,705,859	7,486,549

(15) こども食堂実施支援事業【藤枝市こども食堂実施事業費補助金交付要綱】

こどもが健やかに育成される環境を整備促進するため、平成 30 年度より市内でこども食堂を運営している団体に対して補助金を交付しています。

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
補助金交付団体数	2	2	3	4	5

13 ひとり親家庭等福祉

母子（父子）寡婦家庭に対し、その生活の安定及び向上を図り、児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として、児童扶養手当の支給や福祉資金の貸付け等を行っています。

(1) 児童扶養手当制度【児童扶養手当法】

父又は母と生計を同じくしない18歳に達した年の年度末まで（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育する母子家庭等の生活安定と次代の社会を担う児童の健全な育成を目的として、その児童を監護する母等に手当を支給しています。

（各年度3月31日現在 単位：人）

年 度	2	3	4	5	6
児童扶養手当	756	746	705	679	682

※支給額…所得により全額支給、一部支給、支給停止に区分され、児童1人の場合、全額支給は月額45,500円、一部支給は月額45,490円～10,740円。また、第2子は月額10,750円～5,380円、第3子以降は月額6,440円～3,230円をそれぞれ加算。ただし、令和6年11月の法改正により、令和6年11月分から第3子以降の額は、第2子と同額まで引き上げられた。

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況【母子及び父子並びに寡婦福祉法 §13、§31の6、§32】

母子家庭等や寡婦が経済的に自立し安定した生活を営んでいくために、必要な資金を貸付けています。申請の受付を市が行い、審査、貸付は県が行っています。

（各年度新規貸付者 単位：人、千円）

年 度	2		3		4		5		6	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
修学資金	6	10,767	6	15,000	6	11,178	11	29,424	7	9,813
就学支度資金	7	2,882	6	2,430	4	1,714	13	5,860	7	2,965
修業資金	2	1,960	1	2,448	2	2,712	—	—	—	—
技能習得資金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活資金	1	288	2	1,920	—	—	—	—	—	—
計	16	15,897	15	21,798	12	15,604	24	35,284	14	12,778

※上表以外に、就職支度資金、生活資金等全部で12種類の貸付資金があるが、過去5年間ににおいては、上表以外の資金貸付の実績はない。

(3) 静岡県育英会奨学金貸付状況【育英会独自事業】

将来、静岡県の産業の発展に活躍する優秀な生徒で、経済的理由等のため就学困難な家庭が、経済的に安定した生活を営んでいくため、就学資金を貸付けています。市では、資金貸付を受けるのに必要となる推薦状の発行を行っています。

（単位：人、千円）

年 度	2		3		4		5		6	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
奨学資金貸付	1	864	0	0	0	0	0	0	1	576

(4) ひとり親家庭等医療費助成制度【県補助事業：母子家庭等医療費助成事業補助金交付要綱】

ひとり親家庭等の疾病を早期に発見し、適切な治療をもって疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭等を対象に医療費の助成を行っています。

なお、ひとり親家庭等医療費助成制度は、県ひとり親家庭自立促進計画及び市要綱に基づく事業です。

ア 対象者

- ・20歳未満の子を扶養している『母子家庭の母と児童』、『父子家庭の父と児童』、『両親のいない児童』
- ・前年（1～6月の申請の場合は前々年）の所得税額が非課税世帯、または平成22年度税制改革に伴う扶養控除見直し前の「旧税額計算方法」で計算した所得税額が0円の世帯

イ 助成方式

保護者は、医療保険各法に基づく自己負担（2割又は3割負担）分について、病院窓口で、受給者証を提示し通常の自己負担額を支払い、その後、市が国民健康保険団体連合会を通じて指定された金融機関の口座へ振込む「自動償還払」方式で助成を行っています。

ウ 実績

（各年度3月31日現在）

年 度	2	3	4	5	6
受給世帯数（世帯）	483	471	455	458	466
対象人員（人）	1,265	1,237	1,191	1,172	1,210
支給件数（件）	13,156	12,448	12,402	13,419	12,802

※支給件数は申請書枚数

(5) 母子家庭等援助事業【県補助事業：ひとり親家庭就学支援事業費補助金交付要綱】

【藤枝市ひとり親家庭就学支援助成金交付要綱・藤枝市母子家庭等児童支援金支給要綱】

ひとり親家庭の児童の健全育成と経済的負担の軽減を図るため、当該児童の小学校入学に必要なランドセル及び学校指定用品を購入するひとり親家庭に対し、その購入に必要な費用の一部を助成する。

ア 対象者

小学校に入学する児童を監護、養育している児童扶養手当受給者

イ 給付内容

ランドセル及び学校指定用品の購入費用に対し、児童1人につき上限60,000円
（※令和3年度までは上限30,000円）

ウ 給付実績

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
母子家庭等児童支援金	46	55			
ひとり親家庭就学支援助成金	44	53	39	39	30

※人数は支給児童数

※母子家庭等児童支援金は、母子家庭等児童祝金から制度変更し、平成 28 年度より実施。

令和 3 年度に事業を廃止し、ひとり親家庭就学支援事業に一本化。

※ひとり親家庭就学支援事業は、平成 28 年度より新規事業として実施。

(6) 母子家庭自立支援給付金事業【母子及び父子並びに寡婦福祉法 § 31】

ア 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母等が、講座等に通い資格を取得することで主体的な能力開発の取組みを支援し、正規職員として就業し自立することを目的として給付金を支給しています。

年 度	2	3	4	5	6
人 数 (人)	5	4	3	7	6
金 額 (円)	267,718	179,597	288,711	873,174	395,947

※平成 27 年度までの支給：受講料の 20%（上限 100 千円・下限 4 千円）

平成 28 年度からの支給：受講料の 60%（上限 200 千円・下限 12 千円）

平成 29 年度からの支給：雇用保険制度給付対象者（受講料の 20%、上限 100 千円）へ差額支給

令和元年度からの支給：専門実践教育訓練に係る支給額の上限額を 80 万円（20 万円×修学年数）に引き上げ

令和 4 年度からの支給：専門実践教育訓練に係る支給額の上限額を 160 万円（40 万円×修学年数）に引き上げ

令和 6 年 8 月からの支給：所得要件を撤廃。専門実践教育訓練受講者が修了後 1 年以内に資格取得し、かつ就職したときは受講料の 85%、支給額の上限を 240 万円（60 万円×修学年数）に引き上げ

イ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母等が、看護師などの資格を取得するため養成機関に通い資格を取得することで、正規職員として就業し自立することを目的として給付金を支給しています。

年 度	2	3	4	5	6
人 数 (人)	7	7	12	15	5
金 額 (円)	8,829,000	7,417,500	9,115,000	10,238,500	4,254,000

(7) 母子生活支援施設入所措置事業【児童福祉法 § 23】

母子の自立支援を目的に、母子家庭の母がその監護すべき児童の保育に欠けるとき、また DV 等で母子の安全が確保できない場合、母子生活支援施設へ入所させています。

(各年度 3 月 31 日現在)

年 度	2	3	4	5	6
施設数 (箇所)	1	1	0	0	0
措置世帯数 (世帯)	1	1	0	0	0
措置人数 (人)	3	3	0	0	0

14 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

(1) 遺家族等援護事業【市単独事業】

戦争による犠牲者を悼み、恒久平和を祈念すると共に、戦争の悲惨さと平和の尊さを市民に伝え次世代に継承するため、戦没者追悼・平和祈念式典を毎年8月15日に実施しています。

式では、遺族等からの追悼のことばや献花をはじめ、学生による献歌や広島・長崎の平和式典に参加した中学生による感想文朗読などを行います。

(2) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

ア 戦傷病者乗車券引換証の交付【戦傷病者特別援護法】

戦傷病者に対して、それぞれの障害の程度及び希望により、本人分と介護人分の各旅客鉄道会社の乗車券及び急行券が無償となる引換証を交付します。

イ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金【戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法】

昭和6年9月18日（満州事変）以後に戦争で受傷罹病し、増加恩給や障害年金などの年金給付を受けている戦傷病者の妻に対して特別給付金の給付が行われています。

この給付金は昭和41年に10年償還の国庫債券で支給し、10年を経過するごとに継続給付されます。給付額は受給期間や障害状態により異なりますが、年あたり10万円（重症者：長期受給者）を上限とした記名国債により給付されます。市では、この申請受付、国債の配付業務を実施しています。

ウ 戦没者等の妻に対する特別給付金【戦没者等の妻に対する特別給付金支給法】

昭和12年7月7日（日中戦争）以後に、援護法で規定する軍人軍属又は準軍属の方で、公務上または勤務に関連して死亡した一定の方の妻に対する特別給付金の給付が行われています。

この給付金は昭和38年に10年償還の国庫債券で支給し、10年を経過するごとに継続給付されます。給付額は受給期間により異なりますが、年あたり20万円（長期受給者）を上限とした記名国債により給付されます。市では、この申請受付、国債の配付業務を実施しています。

エ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法】

恩給法による公務扶助料等や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の受給権を有しない遺族に対し、終戦の周年という機会をとらえて、特別弔慰金が支給されています。

この給付金は5年償還の国庫債券を支給し、市では、この申請受付、国債の配付業務を実施しています。

なお、令和7年度から第12回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付が開始され、1年あたり5.5万円の記名国債により給付されます。

第11回実績

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
申請受付件数	743	227	47	0	0
国債引き渡し件数	215	584	193	22	2

参考) 第10回実績

(単位：件)

年 度	27	28	29	30	1
申請受付件数	958	140	235	1	0
国債引き渡し件数	189	578	415	82	4

15 その他の福祉活動

(1) 福祉センター事業【市単独事業】

市民の福祉を総合的に推進し、市民の生活の向上を図ることを目的とした福祉の拠点施設です。

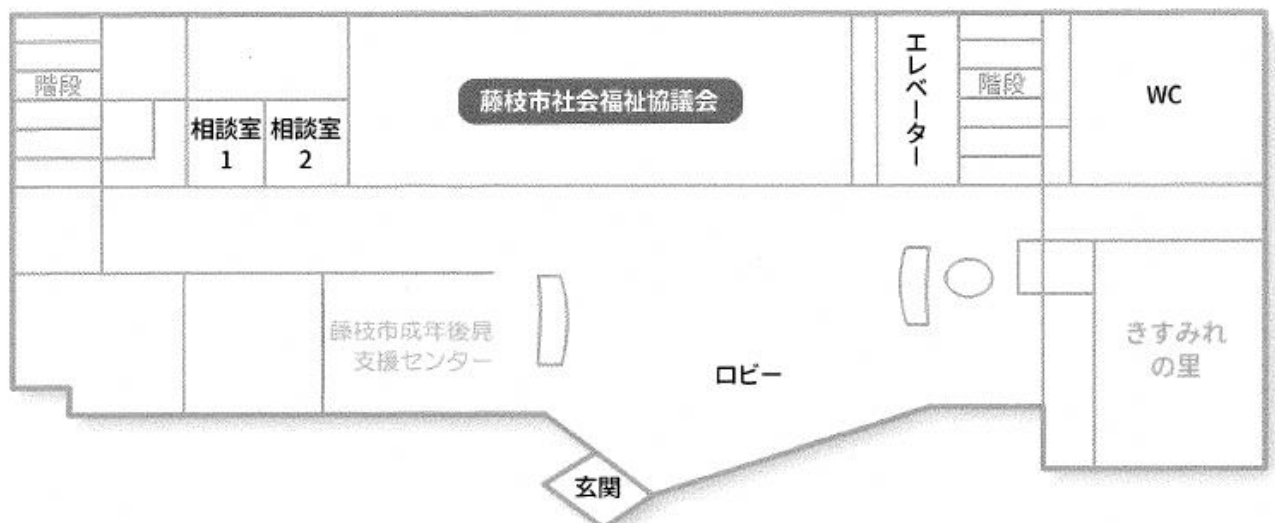
会議室や調理室、健康運動室を備えており、平成 22 年度からは、藤枝市社会福祉協議会が指定管理者として運営しています。

ア 施設の概要

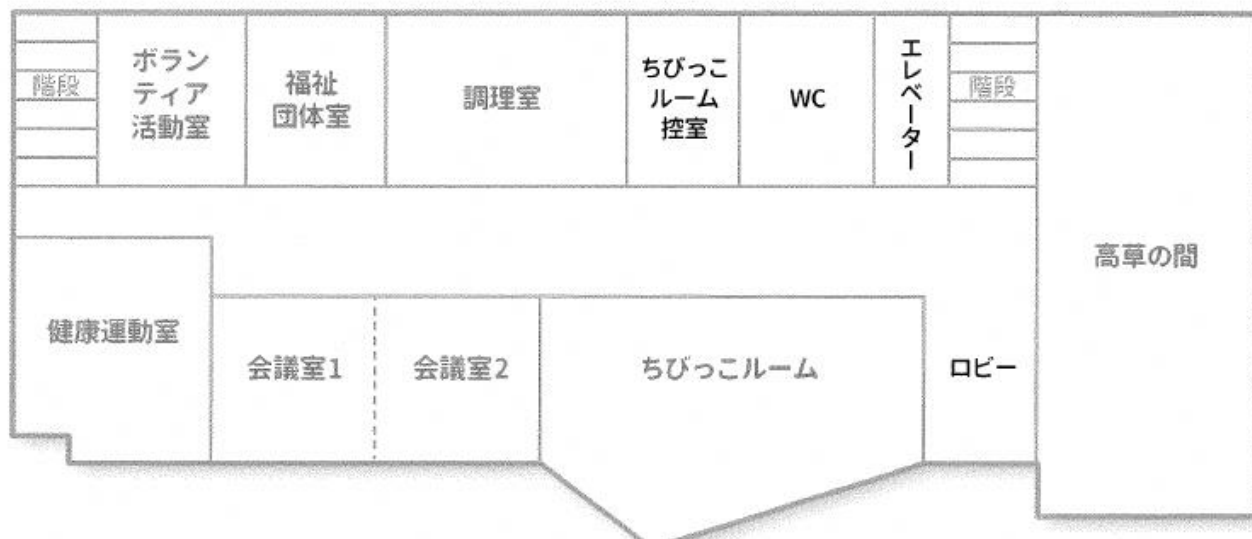
名 称	藤枝市福祉センター「きすみれ」	指定管理者	(福) 藤枝市社会福祉協議会
所 在 地	藤枝市岡部町内谷 1400-1	竣 工	平成 12 年 12 月



1 階



2 階



イ 施設の内容

- ・子育て支援センター「ちびっこルーム」（こども課）
- ・生きがいデイサービスセンター「きすみれの里」（地域包括ケア推進課からの委託事業）
定員数：20 人
- ・会議室・調理室・高草の間・健康運動室（貸部屋）
定員数：会議室…48 人、調理室…30 人、高草の間…100 人、健康運動室…5 人
- ・成年後見支援センター（福祉政策課からの委託事業）
- ・藤枝市社会福祉協議会事務所

(2) 社会福祉法人指導監督事業【社会福祉法 § 30、§ 56-1】

社会福祉法人は民間事業者でありながら、極めて公共性の高い法人であることから、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の推進を図る観点から、市が所轄庁となって社会福祉法人の設立認可や定期的な指導監査を行っています。平成 25 年度から市内の範囲で活動する社会福祉法人の所轄庁が市に権限移譲されました。

ア 市が所轄庁となる社会福祉法人（15 法人）

1	藤枝市社会福祉協議会	9	青山会（たちばな保育園）
2	青木橋福祉会（青木橋保育園）	10	富水会（開寿園 ほか）
3	四恩会（藤枝保育園）	11	鳳会（ふじトピア ほか）
4	葉月会（亀寿の郷 ほか）	12	三愛会（愛華の郷）
5	心愛志太（第一心愛 ほか）	13	若葉福祉会（プメハナリコこども園 ほか）
6	ひよこ福祉会（ひよこ保育園 ほか）	14	至誠会（みどりの風・おかべ）
7	藤枝すみれ会（北部すみれの家 ほか）	15	ハルモニア（ガゼルの森 ほか）
8	聖啓会（菜の花）		

イ 市が所轄庁として行う事務

- ・法人の設立、合併、解散に係る認可
- ・法人の定款の変更に係る認可
- ・法人の業務及び財産の状況検査（指導監査）

(3) 社会福祉法人及び介護保険事業所の指導監査

【社会福祉法 § 56-1、介護保険法 § 23】

令和6年度の実績は以下のとおりです。

- ・社会福祉法人 5 法人
- ・介護保険事業所 指定更新前： 地域密着型（介護予防）… 8 事業所
居宅介護支援 … 4 事業所
指定更新の中間：地域密着型（介護予防）… 5 事業所
居宅介護支援 … 10 事業所
新規指定後： 地域密着型（介護予防）… 5 事業所
居宅介護支援 … 0 事業所

(4) 日本赤十字社藤枝地区事業【日本赤十字社法 日本赤十字社定款 § 61-2】

西南戦争の傷病者救護のために設立された博愛社を前身に持つ日本赤十字社は、東京に本社、各都道府県に支部、市に地区、町に分区をおいて人道的な任務を目的とする赤十字活動を推進しています。市では市長を地区長とする日本赤十字社藤枝地区を設置し、災害救護や赤十字奉仕団の活動、青少年赤十字（JRC）の育成、血液事業等を実施しています。

なお、日本赤十字社藤枝地区は、地区住民や企業からいただいた寄付（会費）により運営しています。

		2	3	4	5	6
日本赤十字社員募集実績	一般会員等（人）	31,618	35,533	34,757	35,136	32,674
	法人（人）	30	37	38	38	32
	個人（人）	7	5	4	6	4
	金額（円）	14,405,155	17,433,056	18,256,146	17,950,704	16,818,811

※個人については本社受付分は含みません

(5) 血液事業啓発・促進事業【安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 § 5】

安全な血液製剤の安定供給のため、広報啓発や献血場所の提供、献血者への記念品の贈呈など、献血事業者（日本赤十字社）による献血が円滑に受け入れられるような取組を実施しています。

		2	3	4	5	6
献血者数	職場（人）	1,261	1,186	1,176	1,610	1,345
	学校（人）	203	224	173	181	188
	地域（人）	1,850	2,285	2,122	1,599	1,705

(6) 災害見舞金交付事業【市単独事業】

火災・水害等により災害をうけた世帯に対し、災害見舞金を交付しています。

(単位：件)

		2	3	4	5	6
災害 援護 給付	全 焼 等	1	3	4	2	3
	半 焼 等	2	4	196	3	3

(7) 新たに住民税非課税となる世帯に対する物価高騰対策給付金事業

新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対する物価高騰対策給付金事業

(住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯へのこども加算)

【国補助事業・令和6年度終了】

物価高騰の負担が大きい世帯の家計負担軽減を図るため、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和6年度に新たに住民税非課税及び均等割のみ課税となった世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付しました。また、対象世帯のうち、18歳以下のこども(平成18年4月2日から令和6年9月30日までに生まれたもの)がいる世帯には、こども一人あたり5万円の加算給付を行いました。

受付期間 令和6年9月9日～令和6年10月31日まで

給付世帯数

(単位：世帯)

	6
①新たな非課税世帯 過年度分	1,295 1
①のうちこども加算(人)	218
②均等割のみ課税世帯	642
②のうちこども加算(人)	148

給付事業費

(単位：円)

	6
給付事業費①+②	240,564,041
①給付金(非課税)	115,470,000
②給付金(均等割)	71,600,000
③給付事務費	53,494,041

(8) 定額減税補足給付金事業【国補助事業・令和6年度終了】

定額減税(所得税3万円、住民税1万円)が控除できなかった納税者に対し、差額(1万円未満切上げ)を給付しました。

受付期間 令和6年9月9日～令和6年10月31日まで

給付世帯数

(単位：世帯)

	6
対象者(人)	25,584
給付金額(円)	1,050,060,000

16 藤枝市社会福祉協議会【社会福祉法 § 109】

市社会福祉協議会（略して「市社協」）は、地域住民が一体となって、明るく住みよい社会をつくることを目的とした社会福祉法に基づく法人で民間の福祉団体です。

今日の少子高齢化や核家族化の進展など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、誰もが安心して生活できる地域社会を築くために、住民の皆さんとともに関係機関と連携を図りながら社会福祉事業を推進しています。

なお市社協は、趣旨に賛同された住民・施設・企業などの皆さんが会員となり納めていただく会費や共同募金の助成金、寄附金、行政からの補助金などが財源となっています。

(1) 地域活動の促進

思いやりのある温かい地域を目指し、同じ地域に住むさまざまな人が交流しつながりを持てるような、身近なふれあいの場づくりにみんなで取り組んでいます。また、支え合いの輪を広げるべく、ご近所の助け合い活動を推進しています。

ア 地区社会福祉協議会（地区社協）の支援

市内10地区にある地区社協の活動推進や組織・体制強化のため、地区担当制をとり各種支援を行っています。地区社協役員等を対象とした連絡会では、地域福祉や地区社協の活動について必要な情報提供を行っています。

また、各地区社協では「行動目標・行動方針」を定めてさまざまな事業に取り組んでおり、その事業や地区社協の運営が円滑に行われるよう、相談に応じるとともに運営費、活動費等の助成を行っています。

イ ふれあい会食会、ふれあいサロンの支援

一人暮らし高齢者のふれあいの場や高齢者福祉の向上となるよう、各地区の交流センター等（8カ所）を会場に、毎月約1回、地域のボランティアの協力をいただいて食事の場を提供する「ふれあい会食会」を実施しています。

また、住み慣れた地域で、日常的に集まり楽しいひと時を過ごすことができるよう、月1～24回ゲームやレクリエーションを地域のボランティアとともに楽しむ「ふれあいサロン」を10地区社会福祉協議会により市内76カ所（高齢者73カ所、子育て3カ所：令和4年度実績）で開催しています。

ウ ふれあい会食会・ふれあいサロンパワーアップ講座

地域で活動しているふれあい会食会、ふれあいサロンのボランティアを対象に、高齢者の理解や介護予防レクリエーション技術を身につけられる講座を開催しています。

エ おいで事業

年齢や障害の有無に関わらず、いつでも誰でも気軽に立ち寄り自由に過ごすことができる地域の居場所「おいで」（おいもわかきも いつでも であえるところ）の開設・運営の促進をするため、5団体に対し各種情報提供を行ったり、連絡会を開催したりするなどの支援を行うとともに、1団体に助成金交付を行っています。（令和6年度実績）

オ 住民参加型在宅福祉サービス事業（生活サポートサービス「^{おおえんたい}キー坊大縁隊」）

住み慣れた地域でサポートを必要とする人に、日常生活のお手伝いを住民相互で助け合いながら、日常的な清掃や洗濯物干し、家の周りの手入れ、ゴミ出しなどの生活をサポートするサービスを提供することで、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを実現していくことを目的に実施しています。

また、サポーターとしての心得及び知識を再確認することを目的に、各サポーターの活動をお互いに報告し合い、その共有化と、地域の困っている人の思いを確認する場として、サポーター交流会を開催しています。

年 度	2	3	4	5	6
実施延件数（件）	492	380	562	516	331
利用会員登録数（人）	31	141	172	33	31
サポーター活動登録（人）	52	115	135	135	36

カ 生活支援体制整備事業（第2層）

平成29年度から住民がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、市内日常生活圏域（地区社協）ごとに、生活支援コーディネーターの配置及び協議体を開催して、住民主体の地域づくりを推進する事業を実施しています。

生活支援コーディネーターの役割は、ニーズや課題の把握、資源開発、ネットワーク構築、マッチング等があります。

(2) 住民参加による見守り・手助け支援体制の確立

誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近で困っている人に気づき、適切な相談や支援につなげる体制づくりを進めています。また日頃から気にかけて合うことで、災害時などいざという時に助け合える関係づくりを進めています。

ア 話し相手ボランティアの訪問

話をしたいけれどさまざまな理由で外出できない人のところへ訪問し、話し相手となるボランティア活動を行っています。希望者からの申請を受け社協にて調整を行い「話し相手ボランティア養成講座」等で学んだ修了者が訪問しています。新型コロナウイルス感染拡大により、活動が一時休止されましたが、ボランティアとしてできることに進んで取り組み、つながりが絶えないようにするための支援に努めました。

イ 災害ボランティアセンター運営訓練

大規模災害が発生した時に、全国から集まるボランティアの活動をより円滑にするために、災害ボランティアセンターの運営訓練を実施しています。

ウ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害や精神障害等で、判断能力が不十分な人に対して、地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや公共料金の支払手続き、金銭管理等の援助支援を実施しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
新規契約件数	0	9	7	3	8
契約者件数	25	28	31	33	36

エ 専門機関との情報交換会

困難・複雑な生活課題の解決には、各専門機関の連携強化が求められているため、各専門機関同士、情報交換や知識の共有・人的ネットワークの構築を目的に情報交換会を隔月で開催しています。

オ 成年後見支援事業

成年後見制度の活用を支援するため、福祉センターきすみれ内に「藤枝市成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度に対する相談と制度の周知を行っています。

なお、司法書士による権利擁護相談も月1回、福祉センターきすみれで行っています。

また、市民後見人の育成のため、3市1町（藤枝市、焼津市、島田市、川根本町）合同による「市民後見人養成講座」を開催しています。

市成年後見支援センターにおける相談件数

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
相談件数（延べ件数）	218	194	216	218	383

市民後見人養成状況

(単位：人)

年 度	第4期 (R2)	第5期 (R3)	第6期 (R4)	第7期 (R5)	第8期 (R6)
講座受講者数	2	2	5	4	6
講座修了者数	2	1	4	4	－
最終審査合格者数	2	1	3	4	－
登録者数	4※	1	3	4	－

※3市1町間での転入者含む

カ 福祉総合相談

(ア) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における相談支援員業務を受託し、市に設置された「藤枝市自立生活サポートセンター」において広く相談等に対応して、センターの円滑な運営に努めています。相談は予約制で、午前 9 時から午後 4 時まで受け付けています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
新規相談件数	926	570	0	0	0
プラン作成件数	67	51	0	0	0

※相談支援員業務の受託は令和 3 年度末で終了

(イ) ふくし相談

「藤枝市自立生活サポートセンター」内に、市社協サテライトを併設し、住民の抱えるさまざまな問題等に広く対応を図り、適切なサービスや機関、制度等の福祉情報を住民に提供しています。

(単位：件)

年 度	2	3	4	5	6
ふくし相談件数	1,853	1,959	1,798	1,635	1,660

キ 各種資金貸付事業

低所得世帯や障害者世帯等に対して、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことを目的に、緊急かつ一時的費用として生活費、教育費、医療費等の資金貸付を行っています。

(ア) 小口資金の貸付状況

低所得者世帯に、緊急一時的に必要な生活費、医療費、教育費等の貸付を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
件 数 (件)	4	0	0	0	0
貸付金額 (千円)	160	0	0	0	0

(イ) 高額療養費貸付状況

高額療養費の支払困難な国民健康保険加入者に対し、その費用の貸付を行っています。

年 度	2	3	4	5	6
件 数 (件)	33	17	23	38	18
貸付金額 (千円)	8,054	2,046	4,877	8,296	3,180

(ウ) 生活福祉資金の貸付（静岡県社会福祉協議会資金取次）

県社協の低所得・障害者・高齢者世帯を対象にした貸付金の相談と申請取次を行っています。決定は県社協により行います。

（単位：件、千円）

	2		3		4		5		6	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉資金	1	400	3	260	0	0	1	1,200	0	0
教育支援資金	1	460	1	258	0	0	4	1,888	5	2,243
緊急小口資金	275	47,600	0	0	6	600	3	300	4	400
臨時特例つなぎ資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急小口資金特例貸付	269	47,000	160	29,600	45	8,900	0	0	0	0
総合支援資金特例貸付	107	54,790	159	77,200	25	12,600	0	0	0	0
合計	384	103,250	323	107,318	76	22,100	8	3,388	9	2,643

- ・福祉資金 日常生活を送るうえで、または自立生活のために、一時的に必要な費用
- ・教育支援資金 学校（高校・大学等）に就学するため、または入学に際し必要な費用
- ・緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難な場合の費用
- ・臨時特例つなぎ資金 公的給付制度または公的貸付制度の給付等が開始されるまでの当面の生活費

(エ) 援護事業

食料がなく生活に困窮している人に対してフードバンクを活用し、一時的な食料支援を行っています。

（単位：件）

年 度	2	3	4	5	6
緊急食糧支援	412	283	299	270	213

- ・緊急食料支援 生活困窮者に対して、緊急かつ一時的に行う食料支援

ク 各種助成金、支援金

(ア) ふじえだ生き生き助成金

共同募金助成金により、市内で行われている地域福祉推進のために実施される事業を支援することを目的に、助成しています。

年 度	2	3	4	5	6
審査団体（件）	10	9	10	16	12
助成総額（千円）	304	425	525	647	688

(イ) 年越し支援金

歳末たすけあい募金から、生活困難なために支援を必要としている世帯に対して、支援金を助成しています。

年 度	2	3	4	5	6
対象世帯（世帯）	468	526	573	586	607
対象人数（人）	640	748	815	808	798
助成総額（千円）	3,660	4,166	4,545	4,560	4,681

ケ 子ども食堂事業

子ども食堂実施団体への活動協力、情報収集を行うとともに、新規開設を目的とした活動希望者に対する相談援助や、開催に関する情報の周知、地域との連絡調整を行いました。5団体が6カ所で実施しています。また、各団体の活動の充実・継続のための支援として、活動に必要な経費の一部負担を行いました。

(3) 多くの人の理解につなげる啓発活動

支援を求める人が地域で必要な支援を受けられるように、関係者の協力を得ながら、福祉に関する情報提供を充実し、多くの人にそれを知ってもらう取り組みを進めています。また、サービスの適切な利用につなげる環境づくりを目指しています。

ア 健康福祉大会

多年にわたり健康福祉の増進に尽力された方への表彰と、広く住民に健康・福祉の啓発を行うことを目的に、市との共催で開催しています。

イ ふじえだ社協だよりの発行

社会福祉に関する住民の理解と協力を得るため、「ふじえだ社協だより」を年4回発行し、市内全戸に配布して啓発を図っています。

また、視覚に障害のある人の社会参加促進を図るため、ボランティア団体の協力をいただき「ふじえだ社協だより」のほか、「広報ふじえだ」「藤枝市議会だより」の声の広報及び点字広報の発行を市から受託しています。

(4) 福祉活動への積極的な参加の推進

お互いに助け合える地域をつくるため、一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、理解を深める取り組みを進めています。また、関心・理解を行動に移し、多くの人がボランティアやNPO法人などの地域福祉の活動に積極的に参加できるような仕組みづくりを進めています。

ア ボランティアセンターの運営とボランティア活動支援

ボランティアセンターでは、ボランティア活動の拠点として、ボランティア活動を希望されている人や、ボランティアを必要としている人の相談に応じ、情報の提供、ボランティア保険の加入促進等を行っています。また、ボランティア活動を始めたい人へのきっかけづくりや、活動中の人への振り返りの支援をしています。

さらに、企業の社会貢献活動の相談・支援等も行っています。

イ 福祉教育の推進

(ア) 福祉教育実践校事業、福祉教育実践校連絡会、地域講師連絡会

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕の実践と社会連帯の精神を養い、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的に、市内公立全小中学校27校及び、高等学校4校（藤枝北高、藤枝西高、静清高、藤枝東高）を対象に継続的に実践校を指定し、各学校で地域講師を招いての福祉講座や交流会を通して福祉について考える機会をつくっています。

また、福祉教育担当の教職員や地域講師を対象に福祉教育を実践する際に大切にしたいことを伝える講座や他校・他講師との情報交換をとおしてよりよい福祉教育が実践されるように連絡会を開催しています。

(イ) 福祉教育推進マニュアルの活用

市内の更なる福祉教育推進に役立てるため、福祉教育推進マニュアル“福祉教育のたね”を教育機関等に配付しています。

(ウ) 年代に応じた福祉講座の開催

自分にできる福祉活動を考えてもらう機会とするため、中高生を対象とした講座福祉に携わる機会が少ない社会人を対象とした講座などを実施しています。

(5) 介護保険事業・障害福祉サービス事業等の実施

高齢者や障害のある人が、在宅で安心していきいきと暮らしていくために、介護保険法や障害者総合支援法等に基づく事業を実施しています。また、適切な運営を図るとともに、利用者の立場に立った介護・医療のサービスを提供しています。

ア 介護事業関係

居宅介護支援、訪問介護、安心すこやかセンター、

イ 障害福祉関係

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、相談支援事業

(6) 施設運営等の実施

ア 老人福祉センター「藤美園」

所在地：藤枝市志太 555

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	15,014	5,591	20,119	24,699	23,356

イ 生きがい対応型デイサービスセンター「藤の里」・「きすみれの里」

所在地：藤の里…藤枝市五十海 1-1-3、きすみれの里…藤枝市岡部町内谷 1400-1

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
藤の里利用者数	3,105	2,566	3,602	3,514	3,446
きすみれの里利用者数	2,639	2,530	2,209	2,552	2,675

ウ 放課後等デイサービス「社協ルピナス」

所在地：藤枝市瀬戸新屋 83-6

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	2,799	2,644	2,593	2,316	2,176

エ 藤枝市福祉センターきすみれ

所在地：藤枝市岡部町内谷 1400-1

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	10,840	10,604	12,067	12,311	12,414

オ 放課後児童クラブ（市内小学校区内 29 か所）

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
利用者数	14,385	14,805	14,385	15,308	15,749

カ 生活介護事業所「ポップライフ」

所在地：藤枝市瀬戸新屋 83-6

(単位：人)

年 度	2	3	4	5	6
障害福祉サービス利用者数	5,424	5,645	5,757	5,371	4,902
地域生活支援事業利用者数	44	35	44	41	50
ライフサポート事業（短期入所）利用者数	55	14	21	19	2

(7) 募金、寄附等の受付

ア 善意銀行の設置

お金や品物など皆さんの善意を受け付ける窓口として、善意銀行を設置しています。いただいた善意は福祉事業や施設等で活用しています。

イ 共同募金運動の実施

10月1日から全国一斉に共同募金運動が展開されるのにあわせ、赤い羽根・歳末たすけあいの募金募集と、助成を希望する施設や団体等への情報提供を行っています。

17 本冊における用語の解説

◆8050 問題

50 代の中高年のひきこもりの子を 80 代の後期高齢者の親が生活を支えているケースが目立ちはじめている、という社会問題のこと。

◆措置

社会福祉施設などの利用を法律に従って決定すること。

◆給付

サービスの提供や社会保障、資金の助成などを行うこと。

◆身体障害者

障害程度等級表に掲げる身体上の障害がある者であって、知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

◆知的障害者

法律的には定義づけられていないが、知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者をいう。

◆精神障害者

認知や思考、感情表出、対処行動などに影響を与える精神疾患を有する者をいう。

◆難病患者

治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病の中で、国が定める疾病を患っている者をいう。

◆重症心身障害児

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいう。（児童福祉法 § 7-2）

◆重症心身障害者

法律上の定義はないが、重症心身障害児の定義を用いれば、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。

◆認知症

正常であった脳の知的な働きが、後天的な（生まれてからしばらくたってから起きた）様々な病気によって、持続的に低下し、日常生活に支障が生じた状態のこと。

◆ケアマネ

ケアマネジャーの略。介護支援専門員。本人に適したケアプランの作成や施設選びなどを行う幅広い介護知識を持った専門家をいう。居宅介護支援事業所に所属。

◆ケアプラン

要介護認定を受けた方に対する介護サービス計画のこと。心身の状況や置かれている状況などを参考に介護保険、医療・保健、高齢者福祉などのサービスをいづれだけ利用するかを計画するもの。要支援の方は地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成。

◆監護

監督し保護すること。

◆合議体

数人の意思を総合して意思決定を行う組織体のこと。

◆児童

児童とは、18 歳未満の者をいう。なお、児童福祉法では次のように区分する。

乳児 … 満 1 歳に満たない者

幼児 … 満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者

少年 … 小学校就学始期から、満 18 歳に達するまでの者

◆母子

夫が死亡したり、夫と離婚して、夫のない状態となった女子が 20 歳未満の子どもを扶養している者をいう。

◆父子

母子の「夫」を「妻」に、「女子」を「男子」に読みかえた状態の者をいう。

◆寡婦

かつて母子家庭の母であった女子が、子どもが成人したのちもなお、配偶者のない状態にある者をいう。

◆療育

障害のある子どものために行う医療と保育・養育のこと。

◆発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であり、会話がかみ合わない、対人関係・社会性のつまづき、不注意・多動などの症状が通常低年齢において発現する。

◆恩給

一定年限勤続後、退職した公務員や旧軍人軍属またはその遺族に給付する一時金または年金のこと。現在は共済年金に移行。

《法関係（略称関係）》

◆ §

節記号。

◆ 障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

◆ 精神保健福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

◆ 障害者虐待防止法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

◆ 障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

18 社会福祉関係施設一覧表

(1) 老人福祉施設

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
養護老人ホーム	円月荘	与左衛門234-1	635-0677	藤枝市・(福) 富水会	50
特別養護老人ホーム	開寿園	中ノ合252-1	638-2237	(福) 富水会	78
	ふじトピア	時ヶ谷417-2	638-5254	(福) 風会	70
	きらら藤枝	八幡198	646-6766	(福) 県民厚生会	70
	菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	(福) 聖啓会	70
	第2開寿園	青南町1-12-13	636-6680	(福) 富水会	70
	愛華の郷	大東町58	634-1131	(福) 三愛会	100
	亀寿の郷	岡部町内谷1334-4	667-5000	(福) 葉月会	90
軽費老人ホーム	ケアハウス みどりの風・おかべ	岡部町内谷581-8	667-0202	(福) 至誠会	42
居宅介護事業所	居宅介護支援グリーンヒルズ藤枝	宮原420-1	639-0164	医療法人社団 聖稜会	-
	開寿園居宅介護支援事業所	中ノ合252-1	638-2480	(福) 富水会	-
	ふじトピア居宅介護支援事業所	時ヶ谷417-2	638-5253	(福) 風会	-
	きらら藤枝ケアセンター	八幡198	646-6821	(福) 県民厚生会	-
	やすらぎケアセンター	水守2丁目9-27	643-0212	(有) やすらぎ	-
	こもれびケアマネジメント事業所	立花3-6-5	639-5152	(株) こもれびケアマネジメント	-
	夢コープ しだ事業所	平島602-96	646-9903	NPO法人ワーカーズ・コープ 夢コープ	-
	NASA介護サービス五十海	五十海2-1-4	647-7300	(有) NASAコーポレーション	-
	居宅介護支援事業所コート・エッジ 藤枝	本町2-1-35	646-2040	コート・エッジ(株)	-
	アースケア 藤枝	岡出山1-9-15 2F	639-6616	(株) アース	-
	ケアセンター 太明堂	音羽町3-9-15	631-7205	(有) 太明堂	-
	コミュニティケア 藤枝	藤枝3-13-8	644-5770	医療法人社団 駿甲会	-
	居宅介護支援事業所 菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	(福) 聖啓会	-
	こひけセンター 藤枝	瀬古2-12-4	647-5171	(株) こひけ学館	-
	藤枝市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	瀬戸新屋83-6	643-3590	(福) 藤枝市社会福祉協議会	-
	ベストサポート	瀬戸新屋487-2	643-5065	医療法人社団 平成会	-
	いちご居宅支援センター	小石川町2-11-7	647-4308	(有) ジュコワ	-
	ケアマネージメントセンター フォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-3833	医療法人社団 凜和会	-
	居宅介護支援事業所 ゆめ広場	青葉町2-1-47	668-9898	医療法人社団 智孝会	-
	第2開寿園居宅介護支援事業所	青南町1-12-13	636-7200	(福) 富水会	-
	のぞみ居宅介護支援事業所	前島3-7-5	634-3334	医療法人社団 大岩内科医院	-
	さくらの里居宅介護支援事業所	田沼1-27-15 さくらビル1階	637-1880	さくら設備工業(有)	-
	和みの家指定居宅介護支援センター	田沼3-17-6	637-9095	(合) カース	-
	居宅介護支援事業所 ゆずりは	高柳1-8-36	631-7538	NPO法人 ゆずりは	-
	居宅介護支援事業所 スマイル優	高柳1-15-21	636-5519	(株) カノ	-
	ケアセンター 豆ソフ	駅前2-1-17	631-7894	(株) sense of FUN	-
	居宅介護支援事業所 愛華の郷	大東町58	625-9730	(福) 三愛会	-
	まごころ介護サービス 藤枝南	大洲4-12-13	634-1172	(株) まごころ介護サービス	-
	ケア ラン 笑楽日	岡部町岡部437-3	667-1333	(株) あかり	-
	亀寿の郷指定居宅介護支援事業所	岡部町内谷1334-4	667-2254	(福) 葉月会	-
	三輪医院居宅介護支援センター	岡部町内谷60-2	667-3122	医療法人 志太会	-
	居宅介護支援 ココヤ	青木2-18-3 青木ビル2FC	639-7686	(株) エムス	-
	ケアセンター ライトファミリー	駅前1-8-11	631-5552	NSライフ(株)	-
	岡出山居宅介護支援グリーンヒルズ藤枝	岡出山2-10-7 コーポ スギA-2	660-2550	医療法人社団 聖稜会	-
	居宅介護支援事業所 あまてらす	泉町4-5 フローラ 泉町C-106	090-9859-1000	(合) Yao 萬	-

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
通所サービス (通所介護)	通所介護からやかりハグリーンヒルズ 藤枝	宮原244-1	639-0500	医療法人社団 聖稜会	50
	デイサービスセンターよつ葉のクローバー堀之内	堀之内519-5	631-7775	医療法人社団 大岩内科医院	32
	あおぞらデイサービスセンター	時ヶ谷382-5	645-6311	仁愛ケアサービス(株)	48
	通所介護事業所 康楽	中ノ合257-1	638-2210	(福) 富水会	35
	ふじトピア 通所介護事務所	時ヶ谷417-2	638-5257	(福) 鳳会	35
	コンパスウォーク 藤枝	下蔵田62-1	631-5861	(株) K5プラス	30
	きらら 藤枝 デイサービスセンター	八幡198	646-6822	(福) 県民厚生会	35
	西益津通所介護グリーンヒルズ 藤枝	郡1120	645-7771	医療法人社団 聖稜会	50
	NASA介護スペース五十海	五十海2-1-4	647-7300	(有) NASAコーポレーション	38
	デイサービス コーポレートエイジ 藤枝	本町2-1-35	639-5159	コーポレートエイジ(株)	35
	NASA介護スペース茶町	茶町1-10-25	647-6686	(有) NASAコーポレーション	43
	デイサービス コミュニティーケア 藤枝	藤枝3-13-8	644-5700	医療法人社団 駿甲会	30
	デイサービス菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	(福) 聖啓会	平日25 土20
	デイサービスこんびら倶楽部	瀬古1-2-4	645-2088	(株) CLFujieda	25
	指定通所介護事業所デイサロンまどか	瀬戸新屋429-21	647-1820	(有) 総合在宅ケアまどか	平日20 土10
	ニチイアセンター 藤枝	瀬古2-12-4	647-5171	(株) ニチ学館	24
	FIT-ONE(フィットワン)	小石川町4-18-28	631-9434	(株) いちばん	19
	いちごケアセンター	小石川町2-11-7	645-4350	(有) ジュコウ	28
	アクタガワ 生活リハビリ小石川デイサービスセンター	小石川町3-19-23	639-5398	(株) アクタガワ	30
	フォレストデイ 藤枝小石川	小石川町4-15-15	625-7266	医療法人社団 凜和会	平日38 土30
	ニチイアセンター 藤枝青木	青木2-27-23	647-1201	(株) ニチ学館	25
	せいかわ デイサービス	前島2-12-13	635-0202	(株) セイワ企画	40
	藤枝ケアセンターそよ風	田沼5-4-7	634-1051	(株) SOYOKAZE	25
	第2開寿園通所介護事業所青南	青南町1-12-13	636-7161	(福) 富水会	35
	デイサービスセンター国つ葉のクローバー	前島3-7-5	634-3336	医療法人社団 大岩内科医院	32
	アクタガワ 生活リハビリ高柳デイサービスセンター	高柳3-29-31	631-6821	(株) アクタガワ	30
	Beans' CAFE	高洲5-7	631-5736	(株) sense of FUN	21
	北川医院 通所介護たかす	高洲62-3	634-3222	医療法人社団 高仁会	35
	里山	時ヶ谷1742	644-6718	(株) 介護イノベーション	10
	フォレストデイ 藤枝高洲	高洲1-13-3	637-1210	医療法人社団 凜和会	平日42 土35 日20
	デイサービスセンター からふる 藤枝	高洲1-13-34	631-7436	日本ライフケアソリューションズ(株)	午前15 午後15
	デイサービス 福ろう	与左衛門365-1	636-2960	(株) 福村	24
	まごころ*でい* 藤枝南	大洲4-12-13	634-1171	(株) まごころ介護サービス	20
	デイサービスセンター愛華	大東町58	625-9731	(福) 三愛会	54
	デイサービスセンター高草	岡部町内谷1334-4	659-3948	(福) 葉月会	35
	指定通所介護事業所	岡部町内谷581-8	667-3133	(福) 至誠会	40
	みどりの風・おかへ通所介護事業所	岡部町羽佐間641	648-3030	NPO法人タートルエイト	20
通所サービス (地域密着型通所介護)	デイホーム「池ちゃん家」 藤枝	下之郷1-1	648-1923	(株) フォーユー	9
	デイサービスきたえるーむ 藤枝中央	瀬戸新屋225-1	631-7878	静鉄ホームズ(株)	午前18 午後18
	ケアセンター太明堂	音羽町3-9-15	647-1105	(有) 太明堂	15
	マハロワーク デイ	水守2-7-3	625-7490	(株) T-OHANA	10
	ゆずりは 水守	水守1-7-2	631-5860	NPO法人ゆずりは	10
	ほほえみ	郡1-5-25 甲賀ビル1F	644-1331	(株) 介護イノベーション	10
	デイサービス未来 志太	志太1-6-50	645-0600	(株) ニシムラ	午前15 午後15
	和気・アイアイⅡ	瀬戸新屋254-3	644-0203	(株) 和気・アイアイ	18
	運動日和 藤枝駅前	駅前2-7-4	646-5453	(同) 運動日和	午前18 午後18
	さくらの里	田沼1-27-15 さくらビル2F	637-1880	さくら設備工業(有)	10
	デイサービスエンゼル	田沼4-14-1	631-6168	APSインターナショナル(有)	10
	蒼の杜	田沼2丁目15番9号	668-9878	(株) H&S	15
	ゆうしん 青島	下青島114-20	631-7779	悠進(株)	15
	ゆずりは 高柳	高柳1-8-36	631-7538	NPO法人ゆずりは	10
	アース デイサロン 楽高洲	高洲64-5	634-3605	(株) アース	15
	デイサービス笑楽日	岡部町岡部437-3	667-1333	(株) あかり	18

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
通所サービス (療養介護)	通所リハビリテーション 藤枝	宮原420-1	639-1239	医療法人社団 聖稜会	6-7時間30 2-3時間20
	介護老人保健施設 カタス・メンテ	水上123-1	643-1266	医療法人社団 平成会	20
	通所リハビリテーション事業所 平成マインド	瀬戸新屋487-2	643-3601	医療法人社団 平成会	40
	藤枝平成記念病院	水上123-1	643-1266	医療法人社団 平成会	20
	デイケアセンターフォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-3011	医療法人社団 凜和会	平日68 土30
	三輪医院 リハビリセンター	岡部町内谷60-2	667-3009	医療法人 志太会	午前25 午後25
	ユニケア岡部通所リハビリ	岡部町内谷1473-3	667-3737	医療法人 志太会	50
	通所リハビリ ゆめ広場	青葉町2-1-47	634-3322	医療法人社団 智孝会	6-7時間20 1-2時間6
通所サービス (認知症専用)	ふじトピア 認知症対応型通所介護事業所	時ヶ谷417-2	638-5257	(福) 鳳会	12
短期入所サービス (生活介護)	開寿園短期入所生活介護事業所	中ノ合252-1	638-2237	(福) 富水会	20
	ふじトピア短期入所生活介護事業所	時ヶ谷417-2	638-5254	(福) 鳳会	20
	きらら藤枝ショートステイ	八幡198	646-6823	(福) 県民厚生会	20
	ショートステイ 菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	(福) 聖啓会	20
	第2開寿園短期入所生活介護事業所	青南町1-12-13	636-6680	(福) 富水会	20
	藤枝ケアセンターそよ風	田沼5-4-7	634-1052	(株) SOYOKAZE	20
	老人短期入所事業所 愛華の郷	大東町58	634-1131	(福) 三愛会	20
	亀寿の郷 指定短期入所生活介護事業所	岡部町内谷1334-4	667-5000	(福) 葉月会	20
短期入所サービス (療養介護)	介護老人保健施設 グリーンヒルズ 藤枝	宮原420-1	639-1234	医療法人社団 聖稜会	2
	介護老人保健施設 カタス・メンテ	水上123-1	643-1266	医療法人社団 平成会	1
	ショートステイサービスセンターフォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-3833	医療法人社団 凜和会	2
	短期入所療養介護事業所 平成マインド	瀬戸新屋487-2	643-3601	医療法人社団 平成会	2
	ユニケア岡部	岡部町内谷1473-3	667-5555	医療法人 志太会	10
	小規模多機能ホーム 「池ちゃん家」藤枝	下之郷1-1	648-1923	(株) フォーユー	20
小規模多機能型 居宅介護	まごころの家*岡出山	岡出山3-7-1	645-5388	(株) まごころ介護サービス	29
	あいの街青島	東町1-47	647-7177	(株) アイケア	29
	セントケアいながわ	稲川1-9-13	645-1011	セントケア中部(株)	29
	いろどり藤枝	茶町2丁目3-17	631-7160	(株) アース	29
	小規模多機能ホーム 五十海の舎	五十海1-14-23	631-7762	(株) ワムタック	29
	愛の家小規模多機能型居宅介護 藤枝高柳	高柳1-4-15	634-2650	メディカル・ケア・サービス(株)	29
	ハートフルホーム 藤枝 青葉町	青葉町4-5-29	631-7368	(株) アクタガリ	29
	グループホーム ふじトピア	時ヶ谷417-2	638-5251	(福) 鳳会	18
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム こでまり	横内2221	647-1177	医療法人社団 聖雄会	9
	グループホーム すきっぷ 藤枝	稲川1-1-12	647-5580	(有) ケアポート・豊田	18
	まーがれっと 藤枝	茶町4-18-5	647-3081	(株) アース	9
	まーがれっと 藤枝二号館	茶町2-3-17	631-7265	(株) アース	18
	グループホーム 実夢青木	青木2-15-5	644-8850	医療法人社団 駿甲会	18
	ニチケアセンター 藤枝 青木	青木2-27-23	647-1181	(株) ニチ学館	9
	グループホーム 笑和	与左衛門172-1	636-7085	(株) フォーユー	18
	セントケアホーム いながわ	稲川1-9-13	645-1011	セントケア中部(株)	18
	まごころホーム*青葉町	青葉町5-12-1	639-5161	(株) まごころ介護サービス	18
	グループホーム すきっぷ 五十海	五十海2-7-5	631-5407	(有) ケアポート・豊田	18
	愛の家グループホーム 藤枝 高柳	高柳1-4-15	634-2630	メディカル・ケア・サービス(株)	18
	コンフォートウェル 藤枝	五十海1-14-23	631-7761	(株) ワムタック	18
	グループホーム こでまり	横内2221	647-1177	医療法人社団 聖雄会	9
	ハートフルホーム 藤枝 青葉町	青葉町4-5-29	631-7368	(株) アクタガリ	18
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 フォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-0035	医療法人社団 凜和会	-
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護 フォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-0035	医療法人社団 凜和会	-
看護小規模多機能型居宅 介護	複合型ナジック ケアもも 藤枝	茶町4-18-5	647-3080	(株) アース	29
	びおら看護小規模多機能型 居宅介護	高柳2-7-25	668-9972	(株) とやまかいご	29
生きがい対応型 デイサービス	いきいきサロン 藤の里	五十海1-1-3	646-7400	藤枝市・(福) 藤枝市社会福祉協議会	20
	生きがいデイサービスセンター 大洲	大洲2-29-9	636-1949	NPO法人 志太福祉会	20
老人福祉センター	いきいきサロン きすみの里	岡部町内谷1400-1	667-5200	(福) 藤枝市社会福祉協議会	20
	藤美園	志太555	643-9655	藤枝市・(福) 藤枝市社会福祉協議会	-

(2)障害福祉施設

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
障害者支援施設(入所)	天竜厚生会アシア藤枝	宮原823-1	639-0311	(福)天竜厚生会	50
障害福祉サービス事業所 (短期入所)	天竜厚生会アシア藤枝	宮原823-1	639-0311	(福)天竜厚生会	20
	わかたけ	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	2
	ふじとびあ障害福祉サービス事業所	時ヶ谷417-2	638-5252	(福)風会	6
	誠和藤枝病院	中ノ合26-1	638-3111	医療法人社団八洲会	1
	ソーシャルインクルホーム藤枝田沼	田沼1-13-2	625-9117	ソーシャルインクルー(株)	2
	SDGSホーム藤枝高柳	高柳1-1-11	668-9317	(株)SDGS	2
	ソーシャルインクルホーム藤枝小石川町	小石川町4-16-18	643-1180	(株)ソーシャルインクルー	2
障害福祉サービス事業所 (通所)	エンゼルハート	青葉町2-11-1	637-2111		30
	あかね	青葉町2-11-1	634-0021	(福)ハルモニア	40
	ありす	上青島578-1	639-7172		20
	北部すみれの家	瀬古2-23-13	643-6525	(福)藤枝すみれ会	30
	東部すみれの家	郡744-1	645-1133		20
	南部すみれの家	高柳2-1-6	637-2502		40
	西部すみれの家	水上354-5	631-5731		40
	もくせいの家	岡部町羽佐間199-25	668-0075	(福)葉月会	36
	わかふじ	青南町1-12-5	636-1710	(福)富水会	40
	ポップライフ	瀬戸新屋83-1	639-9010	(福)藤枝市社会福祉協議会	20
	ワーク稲川	稲川1-1-11	641-7070	(福)愛誠会	40
	リカバリー(多機能型)	堀之内1452	631-6690	(株)リカバリー	10
		末広2-8-17	631-5766		10
	藤枝第一心愛	横内532	644-8632	(福)心愛志太	20
	藤枝第二心愛	田沼2-22-12	634-2340		20
	藤枝第三心愛	青葉町2-1-46	631-7504		20
	げんきむら	南新屋204-4	646-0218	NPO法人 障害者活動支援団体げんきむら	20
	クローバー	益津353-1	631-5507	(株)メープル	20
	風	助宗1273-1	644-1008	NPO法人 風	20
	天竜厚生会アシア藤枝	宮原823-1	639-0311	(福)天竜厚生会	60
	からふる工房たかす	高洲1281-1	625-7701	日本ライフケアソリューションズ(株)	20
	ポノワークセンター	青木1-11-18	374-4938	(株)Ohana	20
	遊笑舎老番館	青木1-1-18	639-7778	(株)遊笑舎	20
	デイサービスセンターからふる藤枝	高洲1-13-34	631-7436	日本ライフケアソリューションズ(株)	28
	デイサービス亀八茶屋	岡部町羽佐間641	648-3030	NPO法人 タートルエイト	20
	Bean's CAFE	高洲5-7	631-5736	(株)sense of FUN	21
	くりばら	瀬戸新屋60	663-5181	(一社)松福会	20
	アイ・エス・シー	仮宿1512-1	625-7508	(株)アイ・エス・シー	20
	アース藤枝	高柳1-4-30	639-7071	(株)アース	20
	いぶき藤枝	藤枝1-11-3	643-9622	(株)TO LABO	20
	いぶき稲川	稲川853-5	639-9873		20
	はるの樹	駅前3-14-1	625-9682	(株)SC三枝	20
	あおば事業所	青葉町2-2-1	080-2076-5183	NPO法人 HELP S	40
	すきっぷ	前島1-13-17	639-7450	(株)SKIP	20
	ライフポート	本町3-3-27	631-7150	(株)みらい経営	20
共同生活援助事業所 (グループホーム)	幸央寮	稲川1-1-11	641-7070	(福)愛誠会	男女各7
	コンズ	青葉町2-16-10	637-2111	(福)ハルモニア	男女各7
	アトニス	大洲2-25-1			男女各5
	緑の風	緑町1-6-21	644-1008	NPO法人 風	7
	エルビス藤枝	小石川町2-9-20	645-8333	医療法人社団 凜和会	18
	もくせいの家グループホーム	岡部町内谷1334-1	667-5222	(福)葉月会	6
	わかたけ	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	7
	ソーシャルインクルホーム藤枝田沼	田沼1-13-2	625-9117	(株)ソーシャルインクルー	20
	クライスハイム高岡	高岡3-13-1	631-9202	ミナ(株)	20
	グループホーム響	田中2-7-16	631-7718	フクシホザキ(同)	6
	SDGSホーム藤枝高柳	高柳1-1-11	668-9317	株式会社SDGS	15
	障害者グループホームChainon	高柳1-15-67	636-3717	(株)Chainon	7
	ソーシャルインクルホーム藤枝小石川町	小石川町4-16-18	643-1180	(株)ソーシャルインクルー	20
地域活動支援センター	きずな	田沼3-1-9	636-7700	(福)心愛志太	—
	りんりん	本町2-6-7	631-6300	NPO法人 おのころ島	10

(3)児童福祉施設

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
保育所	前島保育園	前島3-16-31	635-9379	藤枝市	150
	岡部みわ保育園	岡部町内谷1629-1	667-0901		75
	岡部あさひな保育園	岡部町宮島517-1	668-0100		70
	かぜの森(保育部)	城南1-5-5	639-7710		150
	藤枝保育園	若王子3-4-33	641-1634		120
	青木橋保育園	南新屋224-4	641-0911		90
	藤枝聖マリア保育園	下蔵田733-1	638-2877		150
	たちばな保育園	上当間443-3	644-2522		135
	ひよこ保育園	青南町2-6-66	637-0752		90
	岡部聖母保育園	岡部町内谷581-2	667-0232		60
	どんぐり保育園藤枝	前島2-12-13	635-0203		60
	あおぞら保育園	高岡4-2-40	636-2656		89
	青葉ひよこ保育園	青葉町3-8-14	637-2777		60
幼保連携型認定こども園	青島こども園	小石川町4-1-3	641-0705	(学)大雄学園	1号 180
	青島こども園				2号・3号 89
	広幡こども園	鬼島393	641-2389	(学)広幡学園	1号 156
	広幡こども園				2号・3号 96
	駿河台こども園	駿河台2-13-2	645-0881	(学)法城学園	1号 102
	駿河台こども園				2号・3号 90
	こばとこども園	瀬戸新屋70	641-1252		1号 130
	こばとこども園				2号・3号 60
	大洲こども園	大洲2-27-13	635-1591	(学)大洲学園	1号 117
	大洲こども園				2号・3号 90
	いなばこども園	堀之内520-3	641-2902	(学)稲葉学園	1号 45
	いなばこども園				2号・3号 69
	せとやこども園	本郷225	639-0057	(学)瀬戸谷学園	1号 15
	せとやこども園				2号・3号 33
	志太こども園	志太2-10-30	644-7705	(学)大雄学園	1号 81
	志太こども園				2号・3号 78
	葉梨こども園	下之郷1713-6	638-0238	(学)葉梨学園	1号 96
	葉梨こども園				2号・3号 90
	高洲こども園	高柳2-6-1	635-0513	(学)高洲学園	1号 150
	高洲こども園				2号・3号 75
	ブメハナ リコこども園	大東町47-1	636-6303	(福)若葉福祉会	1号 8
	ブメハナ リコこども園				2号・3号 60
	ブメハナ リコエルアこども園	兵太夫505-11	635-8902	(福)若葉福祉会	1号 8
	ブメハナ リコエルアこども園				2号・3号 72
	ふじの花こども園	与左衛門41-8	635-2192	(学)大雄学園	1号 6
	ふじの花こども園				2号・3号 94
保育所型認定こども園	たちばな保育園	上当間443-3	644-2522	(福)青山会	1号 6
	たちばな保育園				2号・3号100
放課後児童クラブ	すこやか第1児童クラブ	高柳1315	637-0733	藤枝市・ (福)藤枝市社会福祉協議会	44
	すこやか第2児童クラブ	高柳1315	637-0355		54
	すこやか第3児童クラブ	高柳1315	660-3246		50
	おおす児童クラブ	大洲5-20	637-2448		74
	おおぞら第1児童クラブ	南駿河台2-11-1	646-1207		70
	おおぞら第2児童クラブ	南駿河台2-11-1	659-3050		43
	ゆたかっこ第1児童クラブ	下当間1	643-6660		50
	ゆたかっこ第2児童クラブ	下当間1	374-2223		50
	あすなろ児童クラブ	田中1-7-20	641-7330		74
	みなみっこ第1児童クラブ	高洲37-1	635-1926		57
	みなみっこ第2児童クラブ	高洲37-1	660-0761		35
	みなみっこ第3児童クラブ	高洲37-1	660-0762		35
	くすのきっこ児童クラブ	藤岡3-14-1	638-3514		74
	なかよし児童クラブ	原1133	646-1341		74
	いくしん第1児童クラブ	下之郷111-1	638-0390		65
	いくしん第2児童クラブ	下之郷111-1	659-3620		40
	えだっこ児童クラブ	下之郷107-1	374-2212		50
	まつばっこ第1児童クラブ	下青島10	641-0520		70
	まつばっこ第2児童クラブ	下青島10	641-1000		50
	まつばっこ第3児童クラブ	下青島10	659-5507		40
	まつばっこ第4児童クラブ	下青島10	659-5508		40
	いなば児童クラブ	堀之内2337	644-6010		28
	ふじっこ児童クラブ	天王町1-1-1	646-5125		83
	ひがしっこ第1児童クラブ	志太5-1-1	641-0380		58
	ひがしっこ第2児童クラブ	志太5-1-1	659-0109		50
	せとやっ子児童クラブ	本郷872	639-0551		24
	せいはいく児童クラブ	西方1080	638-0140		35
	おかべっこ児童クラブ	岡部町内谷997-2	667-3443		76
	あさひな児童クラブ	岡部町新舟1021	668-0117		18

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
地域子育て支援センター	くるるん	前島3-16-31	636-7780	藤枝市	-
	ちびっこルーム	岡部町内谷1400-1	667-7051		-
	あさひな	岡部町宮島517-1	668-0200		-
	にこにこ広場	南新屋14-1	645-2525		-
	高洲子ども広場	高柳4-9-13	635-1477		-
	藤枝子ども広場	五十海3-12-1	631-6452		-
	葉梨わくわく広場	上藪田759	638-5500		
	めだかつこ	若王子3-4-33	270-7381	(福)四恩会	-
	ふれあいルーム	上当間443-3	090-6617-3824	(福)青山会	-
	エシジエールルーム	下藪田733-1	638-2941	(福)聖母福祉会	-
	光の子広場	南新屋224-4	641-1262	(福)青木橋福祉会	-
	ひよこ	青南町2-6-68	625-8898	(福)ひよこ福祉会	-
児童発達支援センター	ぐるんぼの広場	城南1-5-5	631-5360	(福)ハルモニア	-
	がせんの森(支援部)	城南1-5-5	644-2533	(福)ハルモニア	40
児童発達支援事業所	わかば園	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	5
	いっぽ	前島2-1-43 ブラザ II 3	639-7963	(福)愛誠会	10
	クルール	下藪田75-2八興ビル1F	639-5230	(株)トレミ	10
	青木クルール	青木2-19-28	631-5642	(株)トレミ	10
	こどもサポート「きらり」藤枝校	田沼1-24-8 プレシヤス田沼1F	631-5170	(株)クラ・ゼミ	10
	こどもサポート「きらり」藤枝ついで校	築地1-16-27 佐貫ビル2階西側	626-5212	(株)クラ・ゼミ	10
	コペルプラス藤枝教室	前島1-9-40ナカエントープレイスビル1階	639-5165	(株)コペル	10
	み・か・た	岡部町岡部1923-13	631-4433	(同)みらいりす	10
	きりん	高洲472-2	625-9988	(株)HSS	10
	ことみる	五十海18-19	631-5312	(株)イノウエ	10
放課後等サービス	社協ビルナス	藤枝市瀬戸新屋83-6	645-3122	(福)藤枝市社会福祉協議会	10
	リハビリ末広	末広2-8-17	631-6690	(株)リハビリ	10
	リハビリ堀之内	堀之内1452	631-5766		10
	児童デイ SES藤枝校	志太585-1	646-3850		10
	児童デイ SES藤枝みどり校	緑町2-2-1	639-7301	(株)アース	10
	児童デイ SES藤枝あおじま校	青葉町2-9-16	639-5961		10
	児童デイ SES藤枝きた校	天王町3-9-12	631-6682		10
	児童デイ SES藤枝てんのう校	天王町3-9-12	625-7025		10
	児童デイ SES藤枝みなみ校	前島3-4-1	639-7830		10
	第1わかあゆ	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	7
	第2わかあゆ	青南町1-12-5	636-1710	(福)富水会	5
	ころりん	音羽町5-3-17	631-5654	NP0法人おのころ島	10
	クルール	下藪田75-2八興ビル1F	631-5160	(株)トレミ	10
	青木クルール	青木2-19-28	631-5642	(株)トレミ	10
	こどもサポート「きらり」藤枝校	田沼1-24-8プレシヤス田沼1階	631-5170	(株)クラ・ゼミ	10
	こどもサポート「きらり」藤枝ついで校	築地1-16-27	626-5212	(株)クラ・ゼミ	10
	きりん	高洲472-2	625-9988	(株)HSS	10
	コペルプラス藤枝教室	前島1-9-40ナカエントープレイスビル1階	639-5165	(株)コペル	10
子育て支援施設	れんげじスマイルホール	本町1-2-1	641-7715	藤枝市・㈱ティップネス	-
	藤枝おやこ館	藤枝市前島1-7-10 B i V i 2階	631-5780	藤枝おやこ館運営協議会	-

(4) 幼稚園

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
幼稚園	藤枝聖母幼稚園	茶町1-2-51	641-9522	(学) 静岡聖母学園	240
	藤枝東幼稚園	若王子3-4-34	641-0879	(学) 藤岡学園	300
	藤枝西幼稚園	茶町1-1-33	641-0891		90
	西益津幼稚園	郡1009	641-0164		200
	藤岡幼稚園	藤岡2-7-1	641-6433		130
	藤枝音羽幼稚園	音羽町3-10-6	643-1118		100
	平島幼稚園	平島602-99	643-2300	(学) 藤枝ススキ学園	90
	藤枝順心高等学校附属幼稚園	前島2-3-2	635-0450	(学) 藤枝学園	420
	高洲南幼稚園	高洲54-4	635-5031	(学) 高洲学園	300
	岡部聖母幼稚園	岡部町内谷1327-1	667-0261	(学) 静岡聖母学園	210
幼稚園型認定こども園	認定こども園藤枝橘幼稚園 (1号)	北方1130-13	638-0753	(学) 橘学園	40
	認定こども園藤枝橘幼稚園 (2号)				30

(5) その他の福祉施設

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
	藤枝市福祉事務所	岡出山1-11-1	643-3111	藤枝市	-
	藤枝市社会福祉協議会	岡部町内谷1400-1	667-2940	(福) 藤枝市社会福祉協議会	-
	藤枝市福祉センターさすみれ	岡部町内谷1400-1	667-3144	藤枝市・(福) 藤枝市社会福祉協議会	-
	在宅福祉センター	瀬戸新屋83-6	643-3511	(福) 藤枝市社会福祉協議会	-

藤枝市 健康福祉部 福祉政策課
〒426-8722
静岡県藤枝市岡出山 1-11-1
054-643-3148
fukusi@city.fujieda.shizuoka.jp
<https://www.city.fujieda.shizuoka.jp/>
